# 国府台公園再整備基本設計業務委託

# 公園基本計画
# 報　告　書

平成 31 年 2 月

# 目次


第 1 章　公園設計業務の業務概要 ..... 1-1
**1.1** 業務の目的 ..... 1-1
**1.2** 業務概要 ..... 1-1
1.2.1 業務概要 ..... 1-1
1.2.2 業務項目 ..... 1-2
**1.3** 業務の位置付け ..... 1-5
**1.4** 業務対象地 ..... 1-5
**1.5** 業務フロー ..... 1-6
第 2 章　現況把握 ..... 2-1
**2.1** 計画条件の把握と整理 ..... 2-1
2.1.1 計画の背景と目的 ..... 2-1
2.1.2 国府台公園の概況 ..... 2-2
2.1.3 国府台公園の利用状況 ..... 2-4
2.1.4 国府台地区および国府台公園の変遷 ..... 2-7
2.1.5 法的規制 ..... 2-8
2.1.6 バリアフリー基準 ..... 2-11
2.1.7 計画条件の整理 ..... 2-13
**2.2** 上位関連計画や各種関連資料 ..... 2-15
2.2.1 文部科学省スポーツ基本計画 ..... 2-16
2.2.2 第 12 次　千葉県体育・スポーツ推進計画 ..... 2-17
2.2.3 市川市総合計画基本構想 ..... 2-18
2.2.4 市川市総合計画第二次基本計画 ..... 2-20
2.2.5 市川市スポーツ振興基本計画 ..... 2-21
2.2.6 市川市北東部スポーツタウン基本構想 ..... 2-22
2.2.7 市川市都市計画マスタープラン ..... 2-27
2.2.8 市川市みどりの基本計画 ..... 2-29
2.2.9 生物多様性いちかわ戦略 ..... 2-30
2.2.10 北西部エリアの目標 ..... 2-31
2.2.11 市川市地域防災計画 ..... 2-32
2.2.12 市川市公共施設等総合管理計画(2016 年度～2030 年度) ..... 2-33
2.2.13 市川市市有建築物耐震化状況及び改修予定時期 ..... 2-36
2.2.14 市川市景観基本計画 ..... 2-37
2.2.15 市川市スポーツに関するアンケート調査結果 ..... 2-40
2.2.16 文化財 ..... 2-46
**2.3** 現地調査 ..... 2-47

**2.4** 自然・社会・人文・景観等の概況整理 ..... 2-48
2.4.1 立地特性 ..... 2-48
2.4.2 市川市の概況 ..... 2-49
2.4.3 歴史背景 ..... 2-51
2.4.4 地形特性 ..... 2-53
2.4.5 動植物 ..... 2-54
2.4.6 文化・行祭事 ..... 2-55
第 3 章　敷地分析 ..... 3-1
**3.1** 対象施設と周辺の地形や土地利用との関係整理 ..... 3-1
**3.2** 対象施設内の植生・地形・土地利用等の詳細整理 ..... 3-2
**3.3** 計画上の問題点や課題の整理 ..... 3-3
第 4 章　計画内容の検討及び設定 ..... 4-1
**4.1** 公園再整備のテーマ（案） ..... 4-1
**4.2** 基本方針の検討と設定 ..... 4-1
**4.3** 施設の保全・改修・再整備方針の検討 ..... 4-2
**4.4** 他事業との調整と設定 ..... 4-4
**4.5** 導入施設の検討と設定 ..... 4-4
**4.6** 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定 ..... 4-6
4.6.1 テニスコートの数の検討 ..... 4-6
4.6.2 その他公園施設規模の検討 ..... 4-9
4.6.3 施設整備規模まとめ ..... 4-15
**4.7** アクセスや動線の検討と設定 ..... 4-17
4.7.1 A案（北側メインエントランス案） ..... 4-17
4.7.2 B案（西側メインエントランス案） ..... 4-18
**4.8** 施設規模・配置・水準の検討 ..... 4-19
**4.9** 公園全体のデザイン方針の検討 ..... 4-22
4.9.1 デザイン方針A案 ..... 4-22
4.9.2 デザイン方針B案 ..... 4-23
**4.10** ゾーニング・動線の検討 ..... 4-24
4.10.1 ゾーンの説明 ..... 4-24
4.10.2 動線の説明 ..... 4-24
4.10.3 ゾーニング ..... 4-25
**4.11** 再整備基本計画（案） ..... 4-26
4.11.1 再整備計画図 ..... 4-26
4.11.2 再整備全体図 ..... 4-27
4.11.3 ゾーン別再整備計画 ..... 4-28
第 5 章　住民意向の反映 ..... 5-1
**5.1** 国府台公園再整備基本計画（案）説明会　実施結果 ..... 5-1
**5.2** 国府台公園再整備基本計画（案）についてのパブリックコメントの実施結果 ..... 5-7

第 6 章　再整備基本計画 ..... 6-1
**6.1** はじめに ..... 6-1
**6.2** 課題と計画策定の背景 ..... 6-3
**6.3** 本計画の位置づけ ..... 6-3
**6.4** 計画の視点・方針 ..... 6-3
**6.5** 現況図・写真 ..... 6-4
**6.6** ゾーニング ..... 6-5
**6.7** 再整備基本計画（案） ..... 6-6
**6.8** ゾーン別再整備計画 ..... 6-8
第 7 章　市民体育館基本構想 ..... 7-1
**7.1** 今後の方向性 ..... 7-1
**7.2** 現状と課題 ..... 7-2
**7.3** 市民体育館基本構想 ..... 7-8
**7.4** 市民体育館基本構想の概算工事費 ..... 7-10
**7.5** 市民体育館基本構想実現へ向けた留意点 ..... 7-11

# 第 1 章　公園設計業務の業務概要

## 1.1 業務の目的

国府台公園においては、都市公園法に定められている運動施設の面積比率の参酌基準 50%に対して、現在は市川市都市公園条例で上限を 60%まで引き上げている状況であり、再整備に当っては、施設内容を検討の上、50%に近づけていく必要性がある。また、鉄筋コンクリート造の建築物の耐用年数は一般的に約 60～65 年程度とされているが、野球場は築 68 年、陸上競技場は築 65 年と耐用年数を超えている状況であり、早急な対応が必要となっている。

本業務は、国府台公園における施設の老朽化や駐車場・オープンスペースの不足等の課題解消に向けて、スポーツ施設と公園の両面における機能充実及び向上、利用環境の整備を図るため、次に掲げる整備の基本的な目的に基づき、既存施設の改修や建替等の整備方法をはじめとする当該公園の整備方針を複数案検討したうえで、比較・評価し、公園の将来像を設計するものである。

＜整備の基本的な目的＞

(1) 利用者等の歩行者と車両の動線分離による利用空間の確保と利便性・快適性の向上など敷地・園路の有効活用

(2) 老朽化の著しい野球場の改修による機能向上

(3) オープンスペースや緑地等の不足改善による公園機能の充実

さらに、公園設計業務については、次の 1)から 3)を踏まえ、現況の把握、分析等を行うとともに、整備の諸条件等の確認を行い、整備方針や内容の検討・設定、設計図面の作成等を行う。

1) 国府台公園の老朽化施設の整備方法や整備スケジュールを明確にする

2) スポーツ施設と公園の両機能の効果的な活用を見出す

3) 立地や周辺環境、市民要望等を反映した公園の将来像を示す

## 1.2 業務概要

### 1.2.1 業務概要

次の 1)から 3)に示す整備の基本方針に基づき、上位計画等との整合、敷地及び施設の諸状況等の把握、市民要望等の整理・分析等により、導入機能の内容及び規模、配置を精査するとともに、景観、環境保全、運営管理等の概略の検討及び設計条件を分析し、将来の効果的な公園活用の視点から設計の方針を設定し、実施設計に向けて施設の配置や形状、基盤施設、植栽等について基本設計を行う。

但し、この基本計画及び基本設計においては、複数の案を挙げ、各々について、機能性、経済性、施工性、景観や意匠、維持管理性及びライフサイクルコストなどの見地から比較検討し、最適な案が採用できるようにする。

1) 施設の老朽化対応等をはじめとする「スポーツ施設機能の向上」を図る

2) オープンスペースや緑地等の確保など「公園機能の充実」を図る

3) 市民要望や周辺環境等を踏まえた施設や公園の「多機能化」を図る

### 1.2.2 業務項目

次に示す対象施設における a～e について、1)～3)に掲げる基本計画業務、4)～10)に掲げる基本設計業務を行うものとする。

a. 公園全体(b～e のスポーツ施設を除く)

次に示す公園機能の充実や整備の考え方を検討し、方針を設定するとともに、諸施設の配置や規模等を設定し、スポーツ施設と合わせて整備スケジュールを検討する。

・オープンスペースを中心とした憩い・休息の機能
・触れ合いの中心となる地域住民の交流機能
・緑地・樹木等の利用環境の保全機能
・地域防災の拠点となる防災機能
・利用者等の歩行者動線と車両動線の分離による安全性の確保
・園路のウォーキング・ジョギングコースとしての活用
・駐車場の位置変更(公園敷地北部に配置)

b. 体育館

・対象第 1 体育館及び第 2 体育館
・現況施設の概要
ア構造種別鉄筋コンクリート造、鉄骨造
イ耐火耐火建築物
ウ階数地上 3 階
工建築面積 4320.6 ㎡
オ延床面積 8142.78 ㎡
(1 階 2357.2 ㎡、2 階 3870.01 ㎡、中 3 階 217.27 ㎡、3 階 1698.3 ㎡)
・業務概要

利用状況その他諸条件における整備の基本構想として、体育館の規模や諸室、機能等を検討し、概略の平面図を作成し、概算工事費、整備期間を検討する。

なお、市川市都市公園条例に定める公園面積に対する運動施設面積の割合に留意し、規模の見直し等の整備方針を検討することとし、詳細は委託者と協議する。

c. 野球場

・バックスタンドの改修及びスタンド内の更衣室やトイレ等の新規導入
(基本設計業務は建築基本設計業務で行う)
・グラウンドの人工芝化の検討
・夜間照明設備の設置
・防球ネットの拡充

d. 陸上競技場

・陸上競技場管理棟の改修(基本設計は建築基本設計業務で行うものとする。)
・競技場スタンドの改修
・照明設備の改修

e. テニスコート

・コートの新設による再配置と既存施設の改修による残置の比較検討
・新設又は改修における整備水準、規模等を検討・設定し、設計を行う

(基本計画業務)

1)現況把握

ア計画条件の把握と整理

イ上位関連計画や各種関連資料の収集と整理

ウ現地調査(植生や地形、土地利用状況、景観、用地境など)

工自然・社会・人文・景観等の概況整理

2)敷地分析

ア対象施設と周辺の地形や土地利用との関係整理

イ対象施設内の植生・地形・土地利用等の詳細整理

ウ計画上の問題点や課題の整理

3)計画内容の検討及び設定

ア基本方針の検討と設定

イゾーニングの検討と設定

ウ導入施設の検討と設定(既存施設の再整備、新規導入施設の検討と設定)

工需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定

オアクセスや動線の検討と設定

力環境の保全と創出に関する検討と設定

キ空間構成の検討と設定

ク整備水準の検討と設定

ケ維持管理方法の検討と設定

(基本設計業務)

4)与条件の細部検討

ア与条件の把握と整理

イ各種設計条件の整理と確認

ウ各種設計基準の抽出と適用の確認

工現地詳細調査(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など)

5)諸施設の検討及び設定

ア基本方針の内容の整合性確認

イ敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定

ウ空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定

工造成基本方針の検討と設定

オ植栽基本方針の検討と設定

力供給処理設備基本方針の検討と設定

キ整備水準・整備方法・目標工事費の検討と設定

ク維持管理基本方針の検討と設定

6)基本設計図の作成

各種平面図及び主要構造物・設備などの基本設計図を作成する。

ア実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成

イ造成計画平面図の作成

ウ施設計画平面図の作成

工植栽計画平面図の作成

オ供給処理設備計画平面図の作成

力主要断面図の作成

キ主要施設の構造イメージ図の作成

7)概算工事費の算出

上記検討に基づき、全体及び工区ごとの概算工事費を算出する。

8)基本設計説明書の作成

上記検討に基づき、報告書を作成する。

9)照査

ア基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査

イ設計方法や設計方法の妥当性の照査

ウ成果品の内容の適正照査

10)完成予想図の作成

決定した内容に基づき、対象地全体を俯目敢した鳥瞰図及びアイレベルからのイメージスケッチの作成を行う。

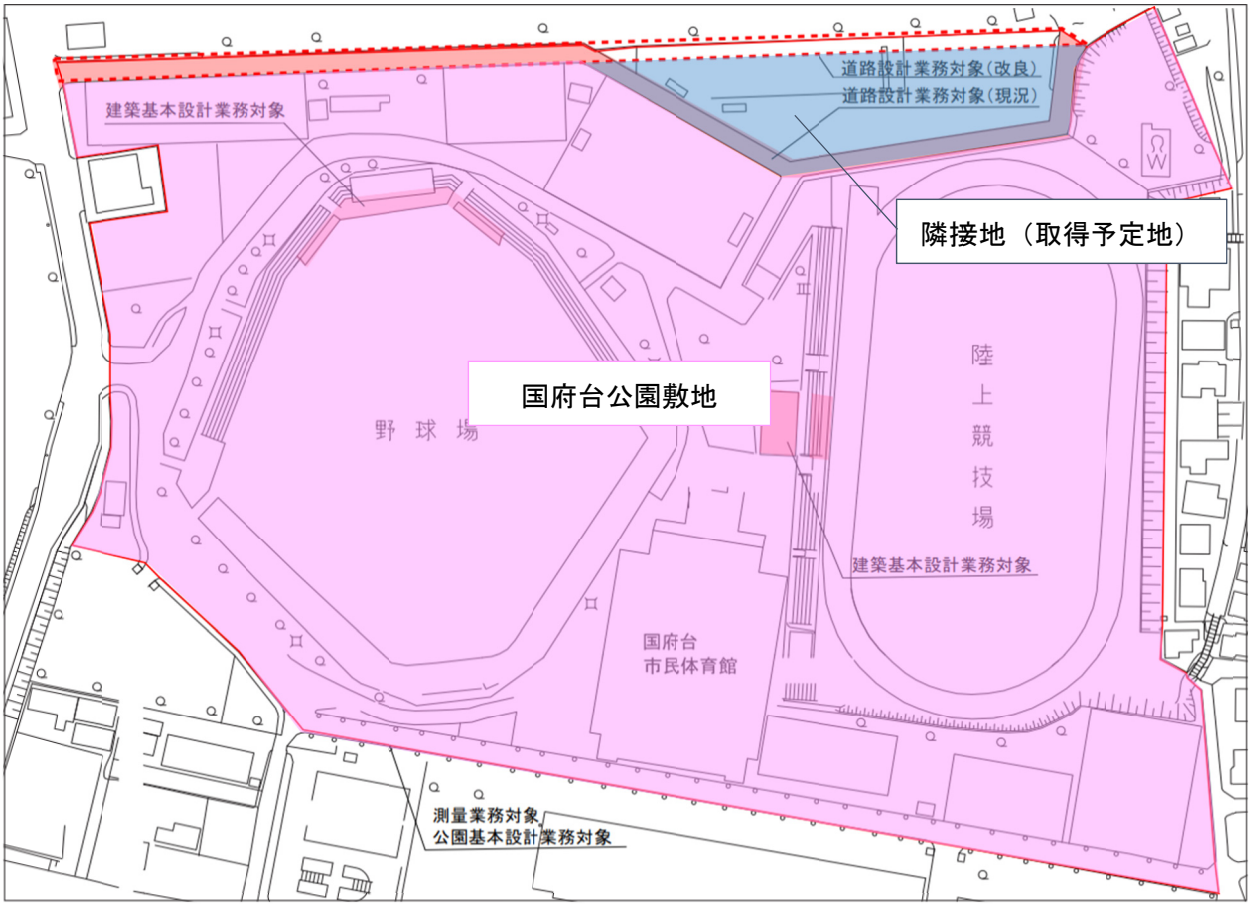
## 1.3 業務の位置付け

本業務は、市川市の「スポーツ振興基本計画」や「北東部スポーツタウン基本構想」等の上位計画を踏まえ、国府台公園及び隣接道路について、整備工事の設計施工へ向けた基本設計まで行う位置づけとなる。

また、公園基本設計業務については、測量業務の成果を踏まえ、建築基本設計業務、道路設計業務と連携・調整を図りながら、基本設計業務までを行う位置づけとなる。

## 1.4 業務対象地

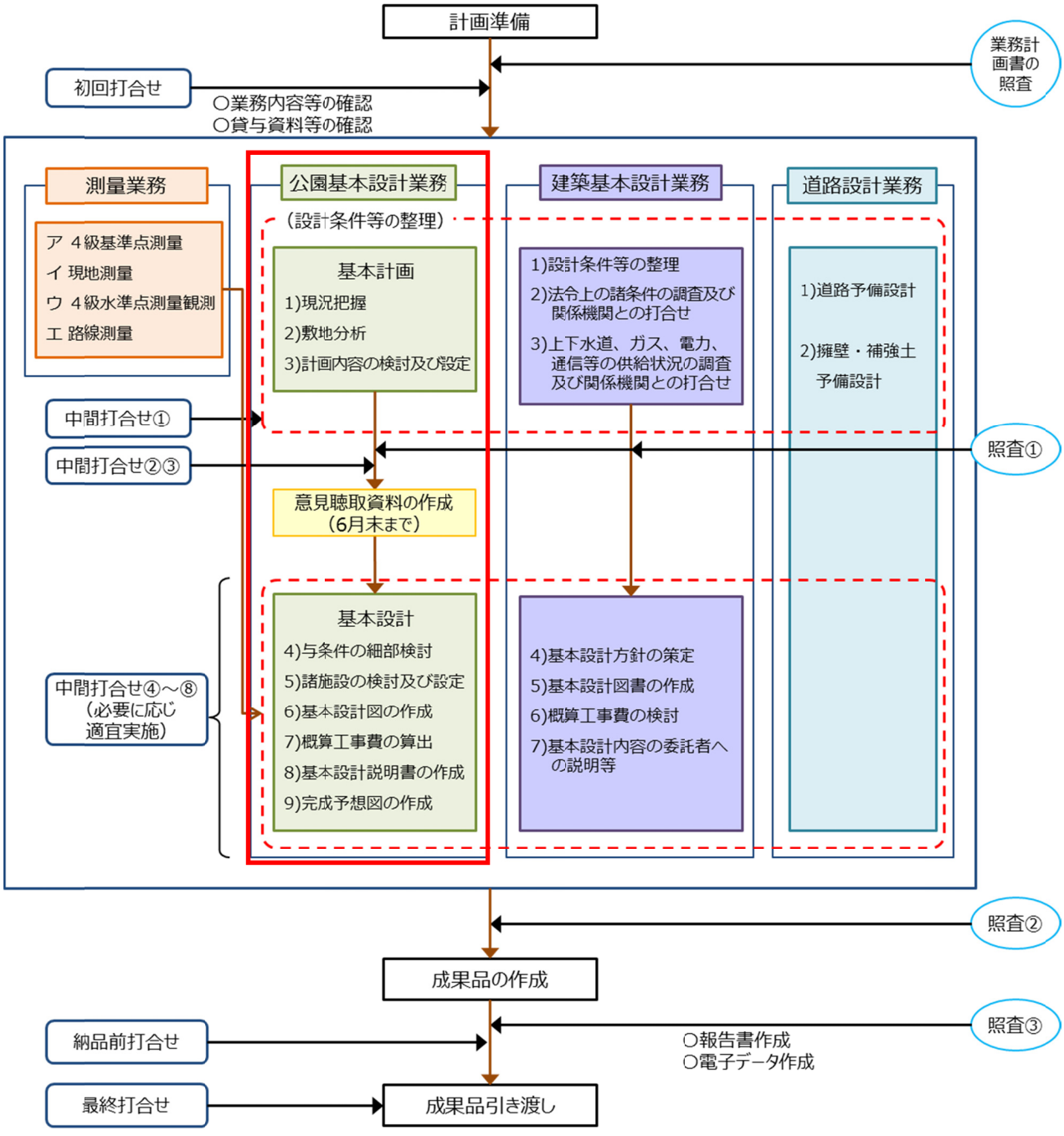
公園設計業務の対象は、以下の図に示す、国府台公園敷地及び隣接地（土地取得を予定）である。



## 1.5 業務フロー

業務フローは以下に示すとおりである。

本報告書は、赤枠で囲った公園設計業務の内容についてまとめている。



# （基本計画業務）

# 第 2 章　　現況把握

## 2.1 計画条件の把握と整理

### 2.1.1 計画の背景と目的

国府台公園は、江戸川の左岸側に広がる下総台地の南西端にあたる国府台地区にあり、ＪＲ総武本線市川駅から約 2.5 ㎞、京成本線国府台駅から約 1.0 ㎞に位置する供用面積約 7.3ha の運動公園（昭和 31 年に当初都市計画決定）である。周辺は千葉商科大学、和洋女子大学、国府台高等学校、国府台病院など公共施設が多く、さらにその周辺には住宅地が広がっている。

公園内には、屋外のスポーツ施設として、スタンド（観客席）のあるトラック 1 周 400ｍの陸上競技場及び野球場、テニスコートなどがある。また、柔・剣道場やトレーニング室を備えた体育館（2 館）などが整備されている。市内スポーツの中心的役割を担う施設の一つであり「市川市スポーツセンター」とも呼ばれている。

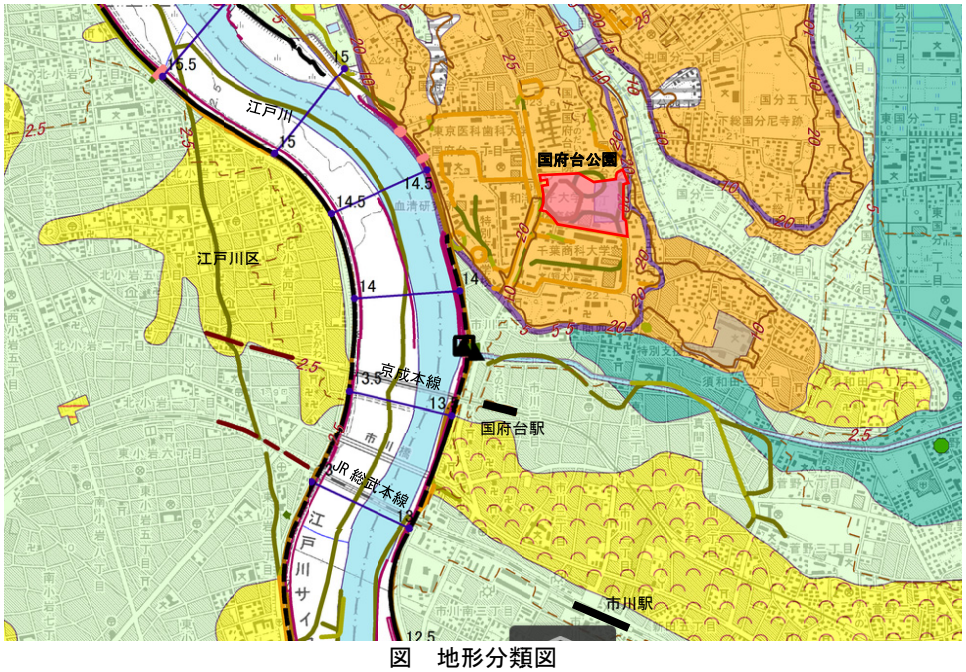
また、市川市では、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」を政策目標とし、市内の各地域に「総合型地域スポーツクラブ」育成を推進している。その第 1 号として、国府台公園を拠点とした「市川スポーツガーデン国府台」が平成 18 年に設置された。

さらに、公園内には下総国の総社（六所神社）があった場所に神社があった時代からの大ケヤキと下総総社跡の碑があり、「下総総社跡」として市指定文化財（史跡）に指定されている。

一方、古くからの運動公園であり、駐車場・オープンスペースの不足、施設率の基準超過、施設の老朽化、動線や空間構成が不明瞭であることなどが課題として挙げられる。

なお、平成 29 年 7 月に北市川運動公園（観覧席付テニスコート 12 面がメイン）が新たに開設され、全市的なテニスコートの検討の必要性が生じた。

以上のような背景から、国府台公園のスポーツ施設と公園の両面における機能充実及び向上、利用環境の整備を図るため、公園再整備のための基本的な計画を策定することを目的とする。



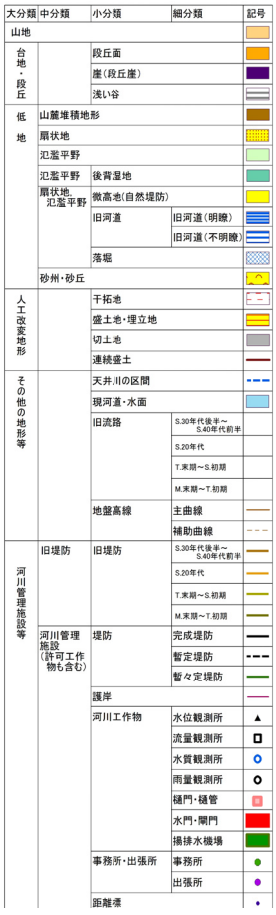




図　地形分類図

*出典：国土地理院ウェブサイト（http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/fc_index.html）*

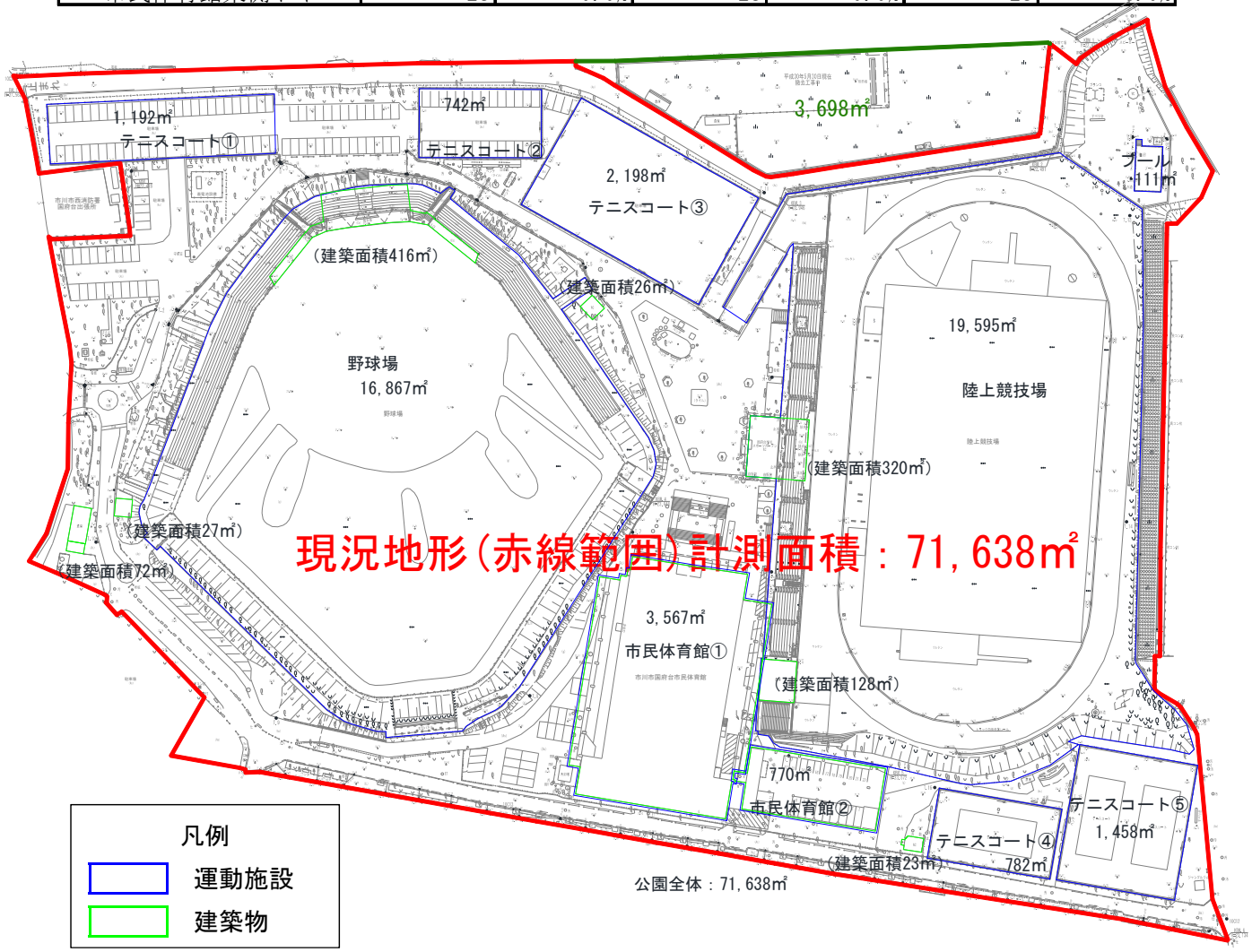
### 2.1.2 国府台公園の概況

<table>
<tr><td>公園名称</td><td colspan="2">国府台公園（市川市スポーツセンター）</td></tr>
<tr><td>都市計画</td><td colspan="2">市川都市計画　運動公園　6・4・1　国府台公園<br>当初決定：昭和 31 年（1956 年）<br>計画決定面積：7.3ha　供用面積：7.3ha</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2">市川市国府台 1 丁目 6-4　電話：047-373-3111</td></tr>
<tr><td>施設利用時間</td><td colspan="2">午前 9 時から午後 9 時まで（月曜日と祝日の翌日は午後 5 時まで）</td></tr>
<tr><td>閉場日</td><td colspan="2">毎月最終月曜日（祝日の場合は、前週の月曜日）、年末年始</td></tr>
<tr><td rowspan="7">施設概要</td><td colspan="2">【陸上競技場】（S28 年 竣工）<br>直線 7 レーン、曲線 6 コース 1 周 400m トラック、観客席 1,300 席、夜間照明（日本陸上連盟 4 種公認）、幅跳び、砲丸投げ、トラック競技等でも使用可。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【野球場】（S25 年 竣工）<br>野球場 1 面、スコアボード（電子式）、観客席あり<br>1 月から 3 月までの期間は、芝生養生期間のため使用不可。<br>（現在は夜間照明設備なし）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【テニスコート】（平成 30 年時点の概況）<br>ハードコート 3 面</td></tr>
<tr><td rowspan="5">市民体育館（S48 年竣工）</td><td>【第一体育館】<br>ハンドボールコート 1 面（もしくはバスケットコート 2 面、バレーボールコート 4 面、バドミントンコート 8 面、卓球 26 台）、観客席 1,068 席、放送設備、冷暖房設備</td></tr>
<tr><td>【第ニ体育館】<br>バスケットコート 1 面（もしくはバレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面、卓球 12 台）、冷暖房設備</td></tr>
<tr><td>【柔道場】柔道場　畳敷き（357 平方メートル）、冷暖房設備</td></tr>
<tr><td>【剣道場】剣道場　板張り（357 平方メートル）、冷暖房設備</td></tr>
<tr><td>【トレーニング室】（フリーウエイト、筋力トレーニングマシン、エアロバイク等）</td></tr>
<tr><td>駐車場</td><td colspan="2">あり</td></tr>
<tr><td>トイレ</td><td colspan="2">あり</td></tr>
</table>

国府台公園内の面積関係を整理すると以下のとおりである。

面積関係整理（測量結果図より図上求積）

| | テニスコート9面時代 | | テニスコート廃止の場合 | | 北側買収用地追加の場合 3,698㎡追加 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 面積（㎡） | 比率 | 面積（㎡） | 比率 | 面積（㎡） | 比率 |
| 公園全体 | 71,638 | 100.0% | 71,638 | 100.0% | 75,336 | 100.0% |
| 運動施設　計 | 47,282 | 66.0% | 40,910 | 57.1% | 40,910 | 54.3% |
| 球場 | 16,867 | 23.5% | 16,867 | 23.5% | 16,867 | 22.4% |
| 陸上競技場 | 19,595 | 27.4% | 19,595 | 27.4% | 19,595 | 26.0% |
| 市民体育館① | 3,567 | 5.0% | 3,567 | 5.0% | 3,567 | 4.7% |
| 市民体育館② | 770 | 1.1% | 770 | 1.1% | 770 | 1.0% |
| テニスコート① | 1,192 | 1.7% | | 0.0% | | 0.0% |
| テニスコート② | 742 | 1.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| テニスコート③ | 2,198 | 3.1% | | 0.0% | | 0.0% |
| テニスコート④ | 782 | 1.1% | | 0.0% | | 0.0% |
| テニスコート⑤ | 1,458 | 2.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| プール | 111 | 0.2% | 111 | 0.2% | 111 | 0.1% |
| | | | | | | |
| 建築施設　計 | 5,349 | 7.5% | 5,349 | 7.5% | 5,349 | 7.1% |
| 球場西側倉庫 | 72 | 0.1% | 72 | 0.1% | 72 | 0.1% |
| 球場西側トイレ | 27 | 0.0% | 27 | 0.0% | 27 | 0.0% |
| 球場バックスタンド | 416 | 0.6% | 416 | 0.6% | 416 | 0.6% |
| 球場東側トイレ | 26 | 0.0% | 26 | 0.0% | 26 | 0.0% |
| 陸上競技場スタンド等 | 320 | 0.4% | 320 | 0.4% | 320 | 0.4% |
| 陸上競技場倉庫 | 128 | 0.2% | 128 | 0.2% | 128 | 0.2% |
| 市民体育館① | 3,567 | 5.0% | 3,567 | 5.0% | 3,567 | 4.7% |
| 市民体育館② | 770 | 1.1% | 770 | 1.1% | 770 | 1.0% |
| 市民体育館東側トイレ | 23 | 0.0% | 23 | 0.0% | 23 | 0.0% |

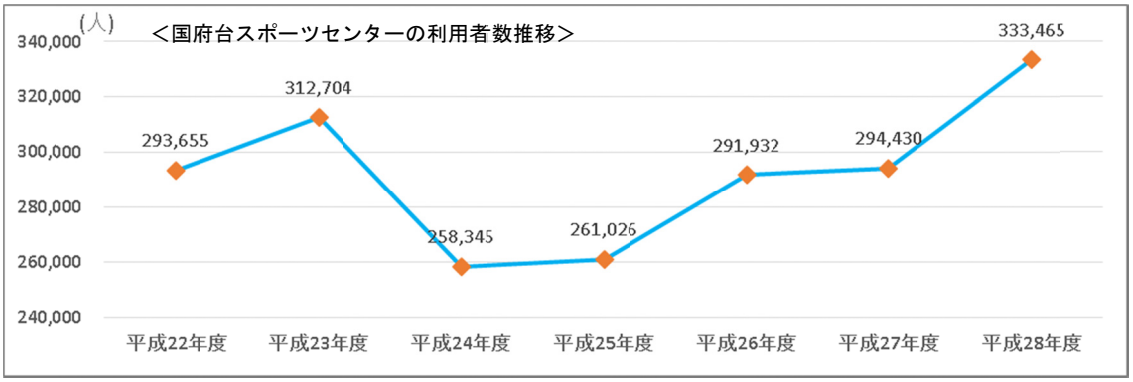


### 2.1.3 国府台公園の利用状況

国府台公園の年間利用者数は、平成22～28年度の実績が258,000～333,000人となっている。

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 【国府台スポーツセンター】 | | | | | | | |
| 体育館 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 |
| 第1体育館 | 51,379 | 63,166 | 63,211 | 63,704 | 67,938 | 66,127 | 40,370 |
| 第2体育館 | 19,939 | 22,445 | 24,204 | 26,675 | 26,386 | 26,192 | 28,222 |
| 柔道場 | 14,505 | 16,985 | 17,392 | 14,415 | 13,212 | 11,746 | 10,468 |
| 剣道場 | 17,411 | 20,310 | 20,748 | 18,817 | 22,416 | 20,173 | 21,905 |
| 会議室 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| トレーニング室 | 12,110 | 20,465 | 21,407 | 25,227 | 28,868 | 30,089 | 26,032 |
| （教室） | 7,004 | 7,944 | 14,193 | 12,198 | 13,173 | 14,591 | 15,885 |
| （サタデー） | 639 | 588 | 673 | 833 | 931 | 1,545 | 1,862 |
| （総合型） | 6,719 | 7,896 | 22,165 | 22,076 | 26,700 | 25,069 | 30,929 |
| （免除） | 14,953 | 14,779 | 14,015 | 14,652 | 19,898 | 21,315 | 26,765 |
| 小計 | 144,659 | 174,578 | 146,962 | 148,838 | 171,993 | 168,918 | 202,438 |
| 有料公園 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 |
| 野球場 | 20,174 | 20,912 | 19,781 | 18,554 | 17,339 | 19,266 | 15,194 |
| 陸上競技場 | 46,509 | 39,612 | 45,263 | 47,062 | 50,206 | 61,307 | 43,759 |
| テニスコート | 44,378 | 47,585 | 46,339 | 46,572 | 52,394 | 44,939 | 45,086 |
| （サタデー） | 3,866 | 2,038 | 1,928 | 2,344 | 3,545 | 4,246 | 3,850 |
| （総合型） | 1,751 | 1,185 | 1,354 | 1,883 | 2,663 | 2,204 | 2,886 |
| （免除） | 32,318 | 26,794 | 19,557 | 19,972 | 33,381 | 38,203 | 20,252 |
| 小計 | 148,996 | 138,126 | 111,383 | 112,188 | 119,939 | 125,512 | 131,027 |
| 全体 | 293,655 | 312,704 | 258,345 | 261,026 | 291,932 | 294,430 | 333,465 |
| 【中国分スポーツ広場】 | | | | | | | |
| | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 |
| | 26,778 | 27,362 | 28,000 | 26,379 | 25,399 | 25,610 | 25,896 |
| 【塩浜市民体育館】 | | | | | | | |
| | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 |
| 第1体育館 | 70,610 | 81,548 | 83,071 | 81,777 | 83,190 | 85,856 | 76,450 |
| 第2体育館 | 10,842 | 15,630 | 13,549 | 14,738 | 14,901 | 14,974 | 16,628 |
| （教室） | | | | | | | |
| 第1武道場 | 18,164 | 22,058 | 17,003 | 17,941 | 14,084 | 14,531 | 16,507 |
| （教室） | | | | | | | |
| 第2武道場 | 27,833 | 32,336 | 29,945 | 26,979 | 25,795 | 19,476 | 16,348 |
| （教室） | | | | | | | |
| 相撲場 | 1,415 | 1,120 | 1,400 | 1,387 | 654 | 1,539 | 1,111 |
| 第1会議室 | 3,054 | 3,442 | 3,390 | 4,126 | 3,426 | 2,192 | 2,679 |
| 第2会議室 | 347 | 6 | 16 | 22 | 54 | 10 | 139 |
| トレーニング室 | 26,435 | 31,965 | 34,448 | 36,369 | 39,847 | 36,448 | 30,349 |
| ジョギングコース | 111 | 269 | 88 | 80 | 13 | 2 | 0 |
| テニスコート | 2,840 | 2,902 | 4,433 | 4,188 | 4,400 | 3,073 | 3,668 |
| 小計 | 161,651 | 191,276 | 187,343 | 187,607 | 186,364 | 178,101 | 163,879 |
| 【青葉少年スポーツ広場】 | | | | | | | |
| | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 |
| | 8,282 | 11,825 | 12,042 | 14,175 | 13,697 | 14,759 | 24,057 |
| 【信篤市民体育館】 | | | | | | | |
| | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 | 人数 |
| 体育館 | 27,712 | 29,099 | 26,798 | 26,457 | 27,950 | 26,763 | 30,422 |
| トレーニング室 | 10,202 | 9,395 | 13,481 | 15,293 | 16,433 | 13,658 | 10,542 |
| 小計 | 37,914 | 38,494 | 40,279 | 41,750 | 44,383 | 40,421 | 40,964 |
| 合計 | 528,280 | 581,661 | 526,009 | 530,937 | 561,775 | 553,321 | 588,261 |

*出典：市川市スポーツ課資料*



国府台公園の駐車場の利用状況（1 日の延べ利用台数）を見ると、以下のとおりである。

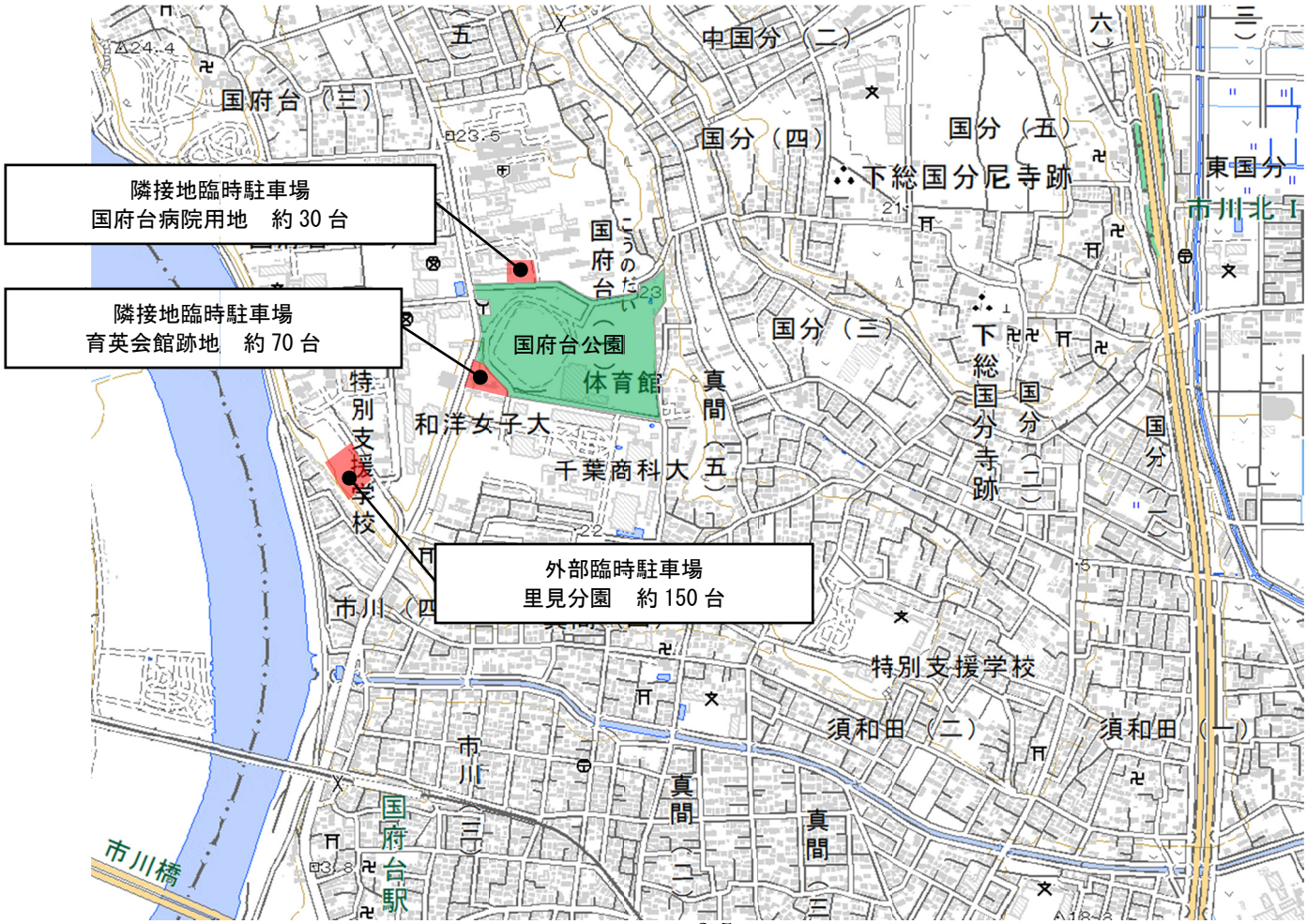
なお、79 台：常設駐車場で運用可能、161 台：常設駐車場＋公園隣接地の臨時駐車場で運用可能、329 台：常設駐車場＋公園隣接地の臨時駐車場＋外部臨時駐車場で運用可能な台数の目安である（北側テニスコートを駐車場として整備前）。

月別駐車場利用台数（平成 28 年度）

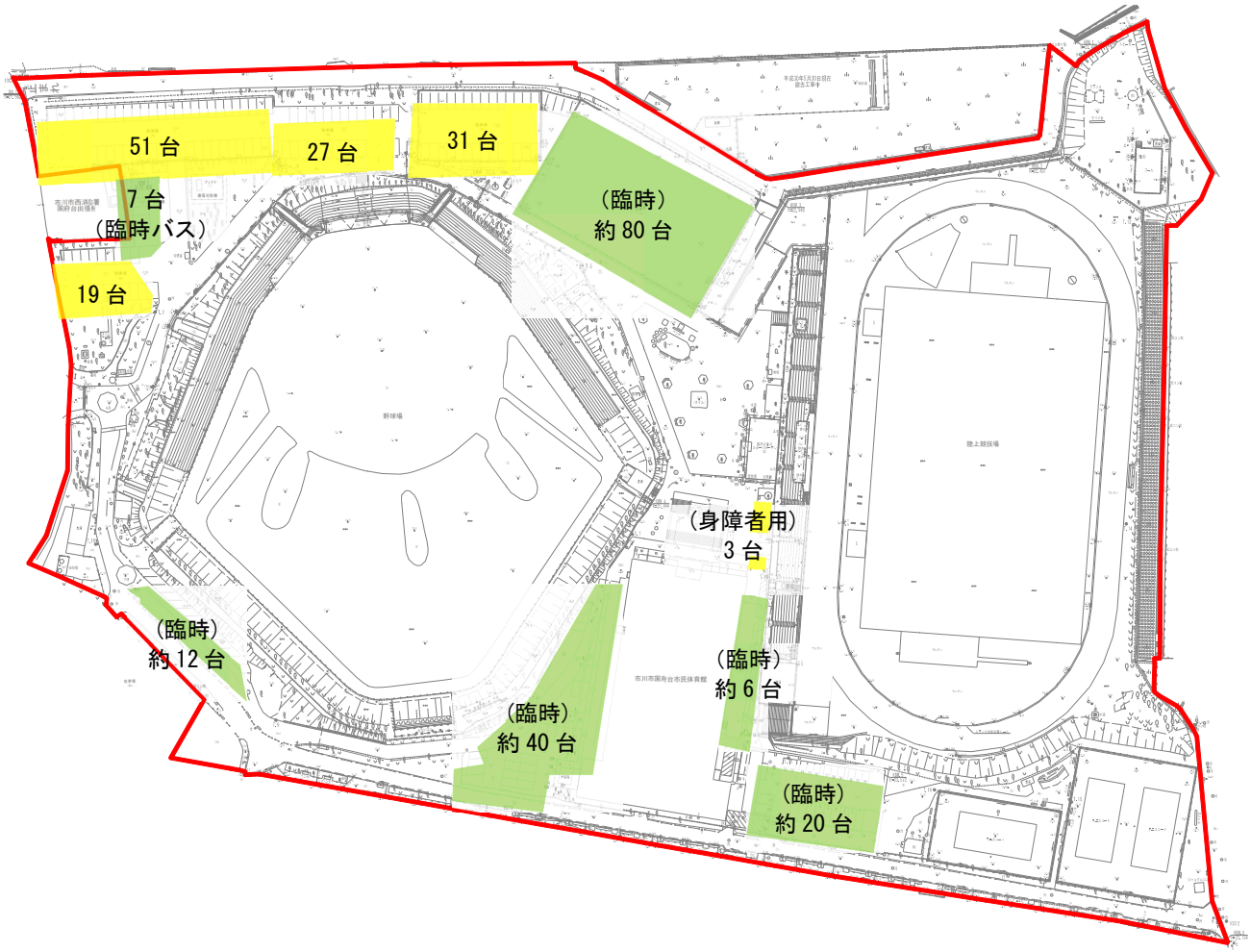
| 年月 | 68 台以上<br>の日数 | 79 台以上<br>の日数 | 161 台以上<br>の日数 | 329 台以上<br>の日数 |
|---|---|---|---|---|
| H28. 4 | 28 日 | 25 日 | 14 日 | 3 日 |
| 5 | 28 日 | 27 日 | 12 日 | 2 日 |
| 6 | 27 日 | 26 日 | 9 日 | 2 日 |
| 7 | 26 日 | 25 日 | 12 日 | 1 日 |
| 8 | 27 日 | 26 日 | 13 日 | 2 日 |
| 9 | 28 日 | 26 日 | 12 日 | 0 日 |
| 10 | 29 日 | 26 日 | 11 日 | 3 日 |
| 11 | 21 日 | 18 日 | 8 日 | 0 日 |
| 12 | 25 日 | 17 日 | 6 日 | 0 日 |
| H29. 1 | 18 日 | 16 日 | 0 日 | 0 日 |
| 2 | 21 日 | 18 日 | 3 日 | 0 日 |
| 3 | 22 日 | 17 日 | 2 日 | 0 日 |

*出典：市川市スポーツ課資料*

なお、公園隣接地の臨時駐車場、外部臨時駐車場は以下のとおりである。



現状（北側テニスコートを駐車場として整備後）の駐車場は以下のとおりであり、常設駐車場は約 128 台、臨時駐車場（公園内）は約 158 台および臨時バス駐車場 7 台、公園外の臨時駐車場（隣接駐車場、外部駐車場）は約 250 台、合計約 536 台＋バス駐車場 7 台である。



### 2.1.4 国府台地区および国府台公園の変遷

| 年、年代 | できごと |
|---|---|
| 先土器時代 | 人が居住し始めた |
| 律令時代～近世 | 国府台に下総国府が置かれる。国府台公園付近は、奈良・平安時代から中世（1200 年～700 年前）にかけて、下総国の中心地であったと推測されている。 |
| 戦国時代 | 文明 11 年(1479 年)：太田道灌が国府台に砦を築いたとされる。<br>天文 7 年(1538 年)・永禄 7 年(1564 年)：北条氏と里見氏が覇権を争った国府台合戦の舞台となった。 |
| 江戸時代 | 六所神社があり、「六所の森」とも呼ばれた。 |
| 明治 19 年(1886 年) | 陸軍教導団が国府台に置かれ、国府台公園付近は練兵場となる。 |
| 第二次世界大戦後 | 戦後、軍施設跡地は大学・病院など、練兵場跡は運動施設として整備された。 |
| 昭和 25 年(1950 年) | 野球場竣工 |
| 昭和 28 年(1953 年) | 陸上競技場竣工 |
| 昭和 31 年(1956 年) | 市川市　都市計画　運動公園　6・4・1　国府台公園として都市計画決定 |
| 昭和 48 年(1973 年) | 市民体育館竣工 |
| 平成 18 年度<br>（2006 年度） | 市川市スポーツ振興基本計画の策定 |
| 平成 26 年度<br>（2014 年度） | ・北東部スポーツタウン基本構想の策定<br>・北市川運動公園の整備構想が示される。あわせて、国府台公園の再整備に向けた検討の必要性が示される。 |
| 平成 28 年度<br>（2016 年度） | ・市川市スポーツ振興基本計画見直し<br>基本目標として「スポーツをする空間・場所の確保、充実」が示される。 |
| 平成 29 年度<br>（2017 年度） | ・都市公園法　市川市都市公園条例の改正<br>・北側隣接地の交換の合意など国府台公園の再整備を推進する環境が整った。 |

### 2.1.5 法的規制

法的規制としては、以下が挙げられる。

・都市計画区域内、市街化区域内
・都市計画用途地域：第一種中高層住居専用地域　建ぺい 60%　容積率 200%
・高度地区：第二種高度地区
・日影規制区域（範囲 5M～：4.0h、範囲 10M～：2.5h、測定水平面　4.0m）
・建築基準法第 22 条指定区域
・市川市景観計画区域
・宅地造成工事規制区域
・都市公園：6・4・1　国府台公園

国府台公園は、都市公園に指定されており、次のとおり「都市公園法」、「都市公園法施行令」で、都市公園内における建築物および運動施設の面積について、敷地面積に対する比率が規定されている。

平成 24 年の法改正で、法令の規定値を基本としながら、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で規制値を変更することが可能となり、市川市都市公園条例において、国府台公園の運動施設の面積比率は、60%に緩和されている（最終改正　平成 29 年 12 月）。

・文化財保護法：埋蔵文化財包蔵地

国府台公園付近は、前述のとおり歴史的に重要な場所であり、埋蔵文化財包蔵地に指定されており、再整備を進めるためには、遺跡の発掘調査が必要になる可能性がある。

掘削を伴う整備を行う場合は、新設・再整備を問わず、教育委員会が行う試掘調査を受ける必要がある。

| | 規定値 | 市川市条例での対応 |
|---|---|---|
| ①原則　建蔽率 | 2% | 同値を条例で規定 |
| ②建蔽率：休養施設・運動施設・教養施設、公募対象公園施設等を設置する場合 | +10% | 同値を条例で規定 |
| ③建蔽率：教養施設又は休養施設のうち文化財保護法による国宝、重要文化財、登録有形文化財、景観法による景観重要建造物 | +20%<br>（①の+10%分を含む） | 同値を条例で規定 |
| ④建蔽率：屋根付広場等高い開放性を有する建築物等 | +10% | 同値を条例で規定 |
| ⑤仮設公園施設（3 ヶ月を限度として臨時に設けられる建築物） | +2% | 同値を条例で規定 |
| ⑤運動施設面積の敷地面積に対する割合 | 国府台公園のみ 60% | 国の参酌基準：50% |

*出典：市川市都市公園条例　最終改正：平成 29 年 12 月 22 日（市川市例規集）*

＜都市公園法＞

（公園施設の設置基準）

第四条　一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲内でこれを超えることができる。

＜都市公園法施行令＞

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第六条　法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。

一　前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、…（略）…を設ける場合

二　前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合

イ　文化財保護法…（略）…／ロ　景観法…（略）…／ハ　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律…（略）…

三　屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合

四　仮設公園施設を設ける場合

2　地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3　地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4　地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5　地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6　地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

7　国の設置に係る都市公園…（略）…

（公園施設に関する制限等）

第八条　一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない。

＜市川市都市公園条例＞

（公園施設の設置基準）

第１条の５ 法第４条第１項本文の条例で定める割合は、100 分の２とする。

２ 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。）第６条第１項第１号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

３ 政令第６条第１項第２号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

４ 政令第６条第１項第３号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として同項本文又は前２項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

５ 政令第６条第１項第４号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の 100 分の２を限度として同項本文又は前３項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

６　政令第８条第１項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。ただし、国府台公園に係る当該割合は、100 分の 60 とする。

追加〔平成 24 年条例 42 号〕 、一部改正〔平成 29 年条例 29 号〕

### 2.1.6 バリアフリー基準

バリアフリーに関しては、「市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」及び同施行規則、千葉県が定める「千葉県福祉のまちづくり条例」がある。ここでは、公園における園路等に関わる主なものを以下に整理する。

表　園路等基準

| 項目 | 市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 | 千葉県福祉のまちづくり条例 |
|---|---|---|
| 出入口 | ・幅員 120cm 以上（90 cm 以上）<br>・車止めの間隔 90 cm 以上<br>・出入口に確保する水平距離 150 cm 以上 ＊<br>・出入口には段差を設けない | ・有効幅員は、120 cm以上（90 cm以上）<br>・出入口からの水平距離 150 cm以上　＊<br>・路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとする<br>・車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと<br>・必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること<br>・車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち一以上は、90 cm以上とすること |
| 通路 | ・幅員 180cm 以上（120 cm 以上）<br>・縦断勾配 5%以下（8%以下）<br>・横断勾配 1%以下（2%以下）<br>・段差を設けない<br>・路面は滑りにくい仕上げとする | ・幅員 180 cm以上（120 cm以上）<br>・縦断勾配 5%以下（8%以下）<br>・3%以上の縦断こう配が 30 メートル以上続く場合、途中に長さ 150 cm以上、幅 180 cm以上の水平区間を設ける<br>・地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置する<br>・横断勾配は 1%以下（2%以下）<br>・両側は、転落を防ぐ構造とする<br>・必要に応じて、手すりを設ける。<br>・路面は、滑りにくく、水はけのよい仕上げとする<br>・視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する<br>・縁石を設ける場合、切下げの有効幅員は 120 cm以上、段差は 2 cm以下、すりつけこう配は 8%以下とする |
| 階段 | ・手すりを両側に設ける（端部点字表示）＊<br>・回り段がないこと　＊<br>・路面は滑りにくい仕上げとする<br>・ 端と周囲で色調差をつけること<br>・つまずかない構造で、階段の両側に立ち上がり部を設置 | ・幅員 120cm 以上<br>・段の上端に近接する園路及び踊り場に、注意換気用床材を敷設<br>・手すりを設ける<br>・回り段がないこと　＊<br>・路面は滑りにくい仕上げとする<br>・階段の両側には、立ち上がりが設けられていること |

※ ○m以上（○m以上）：基準値（緩和措置）

＊ 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

表（続き）　園路等基準

| 項目 | 市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 | 千葉県福祉のまちづくり条例 |
|---|---|---|
| 傾斜路<br>スロープ | ・階段を設ける場合は傾斜路を併設すること<br>・幅員 120cm 以上（階段併設の場合 90 cm 以上）<br>・縦断勾配 8%以下<br>・横断勾配は設けない<br>・高さ 75 cm以内ごとに踏み幅 150 cm以上の踊り場を設ける<br>・ 手すりを両側に設ける（端部点字表示）＊<br>・路面は滑りにくい仕上げとする<br>・傾斜路の両側には、立ち上がりが設けられていること<br>・接続する通路と色調差をつけること | ・幅員 120cm 以上（階段併設の場合 90 cm 以上）<br>・縦断勾配 1/12 以下（傾斜路の高さが 16 cm 以下の場合 1/8）<br>・高さ 75 cmごとに踏み幅 150 cmの踊り場を設ける<br>・手すりを設ける<br>・路面は滑りにくい仕上げとする<br>・傾斜路の両側には、立ち上がりが設けられていること |
| 駐車場 | ・車椅子使用者用駐車施設を全駐車台数が 200 以下の場合は、その台数の 1/50 以上、200 を超える場合は、その台数の 1/100 に 2 を加えた台数を設置する<br>・駐車桝は、幅 350 cm以上とする<br>・車椅子使用者用駐車施設の表示を行う<br>・基準を満たす園路及び広場からの距離ができるだけ短くなる位置に設置 | ・車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設ける<br>・車椅子使用者用駐車施設は、出入口につながる経路ができるだけ短い距離となる位置に設ける<br>・駐車桝は、幅 350 cm以上とする<br>・車椅子使用者用駐車施設の表示を行う |

※ ○m以上（○m以上）：基準値（緩和措置）

＊ 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

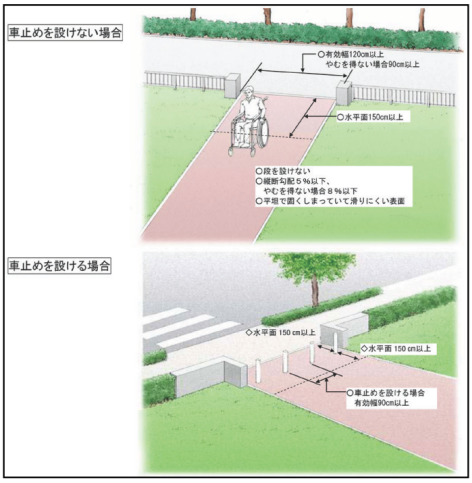



図　公園出入口

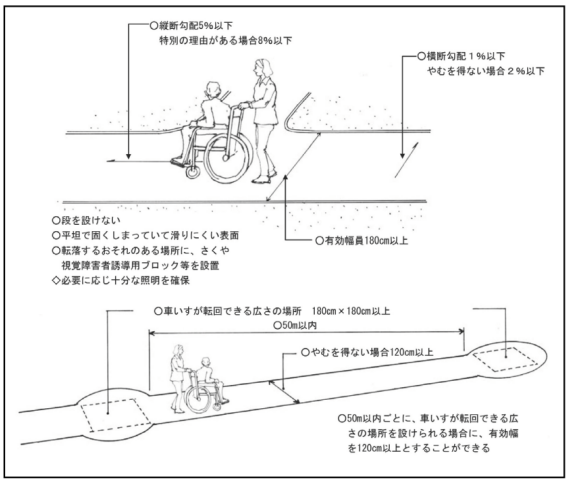



図　通路



（例）手摺り

*出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン*

### 2.1.7 計画条件の整理

・公園北側の千葉商科大学保有地（約 3,700 ㎡：右図の緑線の範囲）を市が取得（交換：右図ピンクの範囲の育英会館跡地と交換）し、公園用地として利用する。このため育英会館跡地は臨時駐車場として使用できなくなる。

・公園北側の園路は、上記用地の取得後、線形を改良する。この通路は現況で園路として位置付けており、公園面積を縮小しないため、線形改良後も生活道路としての利用を前提としつつ、園路として位置づける。

・陸上競技場、野球場、体育館、公園南側の桜並木、主要な植栽など、原位置を変更しない施設、現状を保全する範囲を検討する。

・国府台地区の地域で利用することを想定して、テニスコートの必要数を検討する。

・必要駐車台数の検討、駐車場配置の検討

・トイレの必要数、配置の検討

・陸上競技場は、ドクターヘリの臨時離着陸場に指定されており、緊急車両の動線を確保する必要がある。

・現在、国府台公園の運動施設の面積比率は 57.1%と、都市公園法に定められる運動施設の面積比率の参酌基準の 50%を超えている状況である。

→運動施設の面積比率の市の条例制定値 60%および参酌基準 50%を考慮した運動施設のあり方を検討する。

・人と車の動線が交錯し、核となる主動線がないため、園内の施設配置がわかるサイン施設が少ない。メインエントランス空間が不明瞭で溜まりの広場がない。

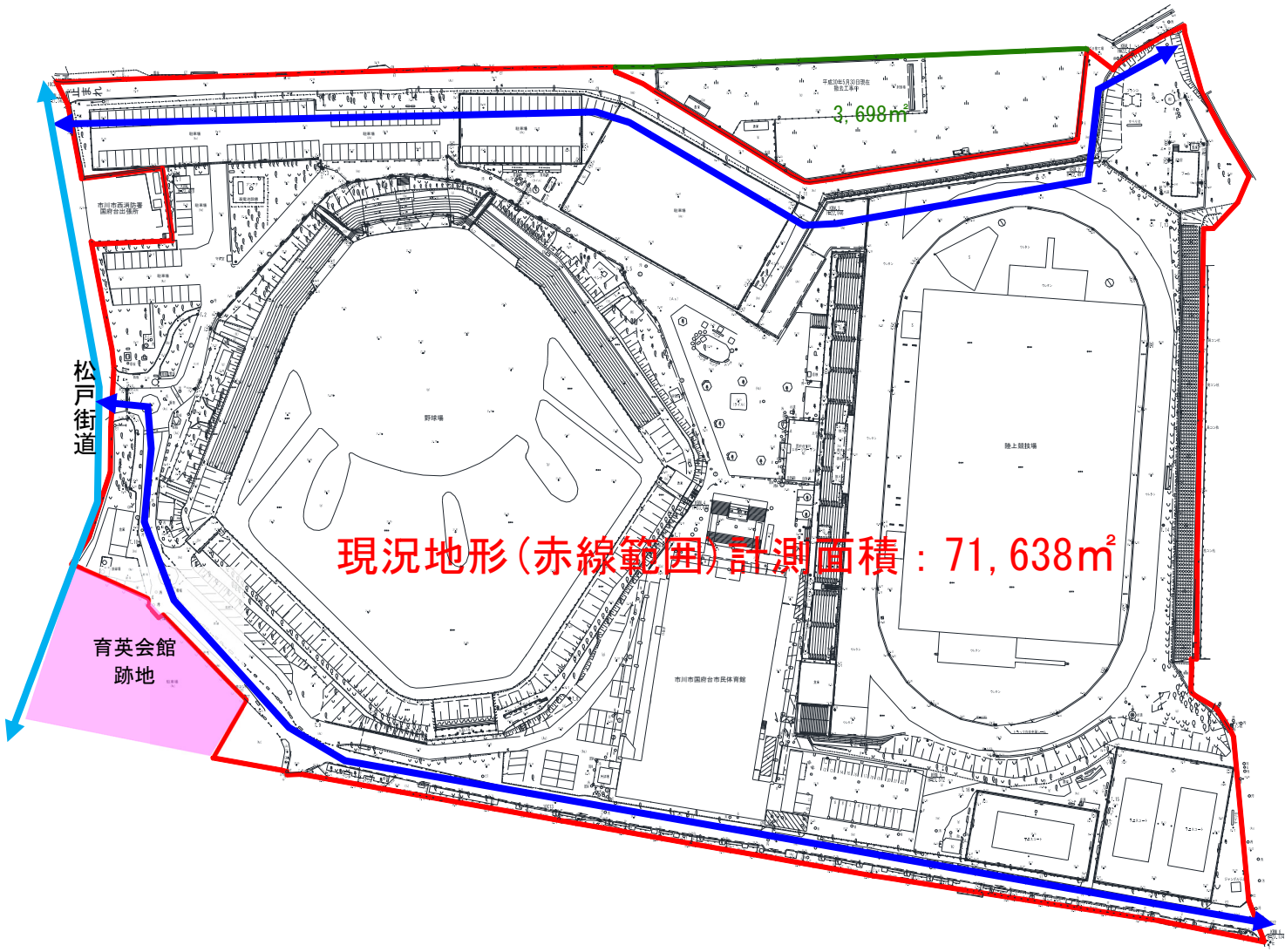
→利用者等の歩行者動線と車両動線の分離による安全性確保を検討する。

→園路のウォーキング・ジョギングコースとしての活用を図る。

・体育館は、今後、諸室の機能の見直しを検討する。なお、体育館は昭和 48（1973）年竣工であるが、築 40 年：平成 25（2013）年を目安に長寿命化を図り、築 80 年：平成 65（2053）を目途に建替えを行う検討をすることとしている（「市川市公共施設等総合管理計画」による）。なお、2018 年現在、耐震改修済である。

＜公園範囲について＞

・公園範囲は、概ね以下の赤線範囲であり、都市計画決定面積 7.3ha と比べ誤差がある。
・公園北側の公園北側の千葉商科大学保有地は、3,698 ㎡である。
・なお、用地測量等未実施であり、面積、境界位置に誤差がある場合がある。




**＜周辺道路、構内通路の関係性＞**

・国府台公園は、1 敷地として松戸街道に接道している。松戸街道は県管理の主要地方道 1 号線である。
・上図の青線は、敷地南側境界線、北側境界線に沿って整備されている自動車が通行可能なルートであるが、公園敷地内の「構内通路」である（道路法上の「道路」ではない）。
・上記構内通路については、近隣住民等の日常的な利用があるため、整備計画検討にあたって、自動車通行できる機能の維持が必要である。

## 2.2 上位関連計画や各種関連資料

上位関連計画としては、以下が挙げられる。

＜上位計画＞

・文部科学省　スポーツ振興基本計画（H29.3）
・第 12 次　千葉県体育・スポーツ推進計画（H29.4）
・市川市総合計画基本構想（H13）
・市川市総合計画第二次基本計画（H23.3）
・市川市スポーツ振興基本計画（H29.3）
・市川市北東部スポーツタウン基本構想（H26.11）

＜関連計画＞

・市川市都市計画マスタープラン（H16.3）
・市川市みどりの基本計画（H16.3）
・生物多様性いちかわ戦略（H26.3）
・市川市地域防災計画（H27.4）
・市川市公共施設等総合管理計画（H28.3）
・市川市景観基本計画（H28.12）

＜関連資料等＞

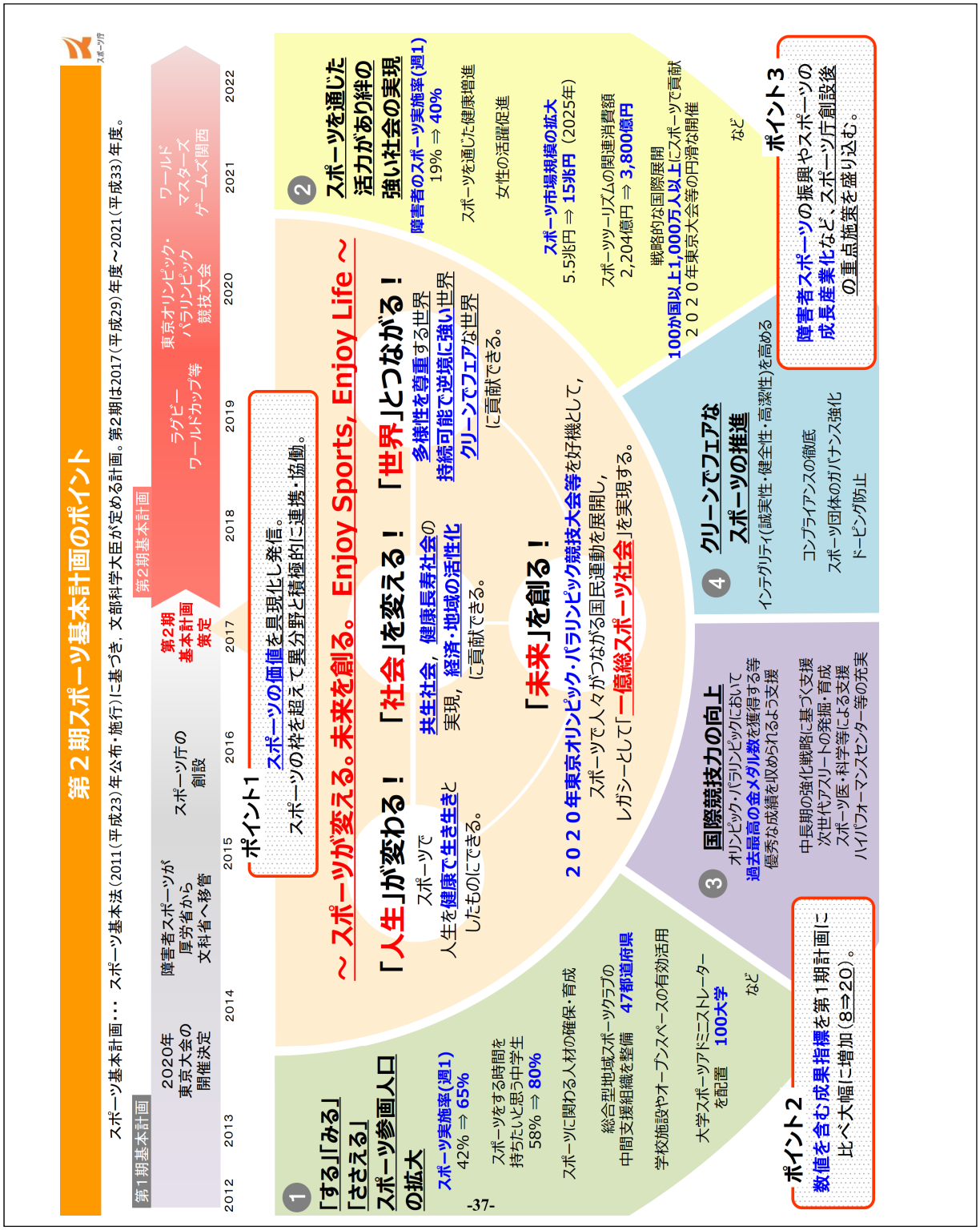
・北西部エリアの目標
・市川市市有建築物耐震化状況及び改修予定時期（H20.4）
・市川市スポーツに関するアンケート調査結果（H29.3）
・市川市の文化財

### 2.2.1 文部科学省スポーツ基本計画

文部科学省（スポーツ庁）では、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「スポーツ基本計画」を策定している。

平成 30 年時点では、平成 29 年 3 月に策定された第二期計画（平成 29～33 年度の 5 カ年計画）が現行計画となっている。

この計画では 20 の数値目標を掲げ、「一億総スポーツ社会」を実現する、としている。



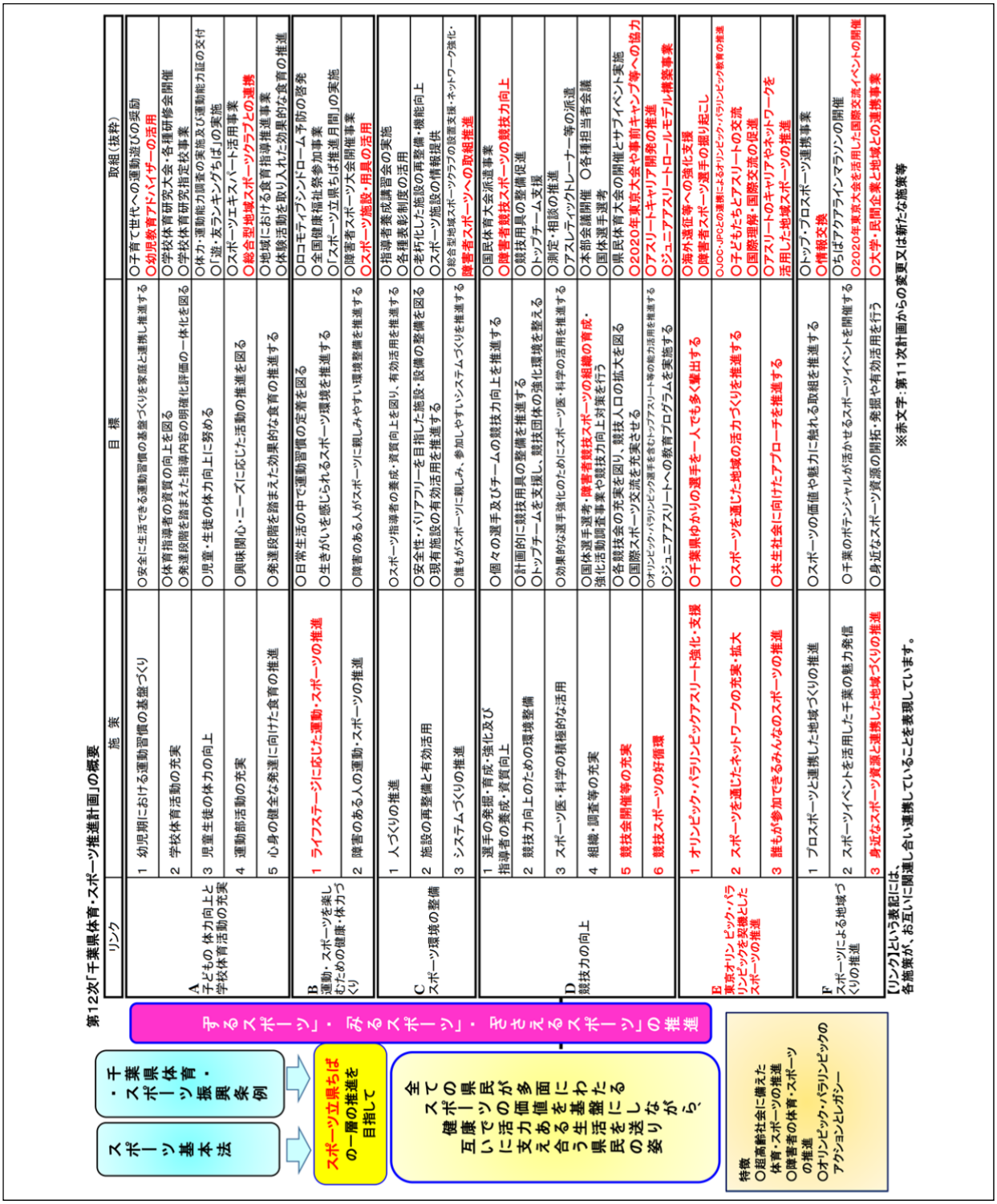

*出典：「スポーツ基本計画」文部科学省*

### 2.2.2 第 12 次　千葉県体育･スポーツ推進計画

千葉県では、昭和 36 年のスポーツ振興法を受けて千葉県スポーツ審議会を発足させ、昭和 37 年に第 1 次千葉県体育・スポーツ振興計画を策定し、その後必要な改訂を加えながら継続してスポーツ振興を図っている。

平成 30 年時点では、平成 29 年 4 月に策定された第 12 次　千葉県体育・スポーツ推進計画（平成 29～33 年度の 5 カ年計画）が現行計画となっている。

この計画では多数の数値目標が掲げられているが、スポーツ施設に関しては「安全性・バリアフリーを目指した施設・設備の整備を図、現有施設の有効活用を推進する、としている。




*出典：第 12 次　千葉県体育・スポーツ推進計画*

### 2.2.3 市川市総合計画基本構想

市川市の総合計画は、市の基本的な政策の方向性を示す計画であり、平成 13 年から 37 年までの 25 年間を計画期間として、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成されている。「基本構想」における、関連する記述を以下に抜粋する。

1 まちづくりの基本理念

「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の 3 つを基本理念としてまちづくりを進めます。

2 将来都市像

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

3 まちづくりの基本目標と施策の方向

［基本目標］

1　真の豊かさを感じるまち

2　彩り豊かな文化と芸術を育むまち

3　安全で快適な魅力あるまち

4　人と自然が共生するまち

5　市民と行政がともに築くまち

基本目標 1　　真の豊かさを感じるまち

●施策の方向――――――――――――――　真の豊かさを感じるまち

（3）生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります

誰もが、楽しく心豊かに、それぞれのライフステージに応じた学習活動ができる環境の整備を進めます。

学習成果が、社会の中で適切に評価され、発揮できるような体制づくりを進めます。

基本目標 2　　彩り豊かな文化と芸術を育むまち

●施策の方向――――――――――――――　彩り豊かな文化と芸術を育むまち

（3）暮らしの中で「まちの文化」を育みます

さまざまな文化や習慣を持った人々との交流の機会を充実し、相互理解を深めながら、新たな融合文化の創造を図ります。

暮らしの中の文化を大切にし、ふれあいや思いやりの心を持って地域活動などを行い、生活に潤いをもたらす「まちの文化」を育てます。

基本目標 3　　安全で快適な魅力あるまち

●施策の方向――――――――――――――　安全で快適な魅力あるまち

（1）安全で安心して暮らせるまちをつくります

災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実、都市基盤の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進します。

交通安全対策や、防犯活動を積極的に進め、安全で安心できる生活環境づくりを進めます。

（2）快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます

高齢者や障害のある人に配慮した歩道の整備など、すべての人々が安全で快適に生活できるよう、人にやさしいまちづくりを進めます。

市民生活の利便性や円滑な経済活動が行えるよう、広域的な幹線道路と連携した地域内道路の整備を進めます。
新しい時代に合わせた交通手段も見据え、総合的な交通体系の整備、確立を図ります。
効率的で計画的な下水道の整備を進め、河川の水質を保全し、清潔で快適な生活環境をつくります。
都市の成熟化に応じて、老朽化した公共施設の適切な維持管理を行うほか、他の用途への転換など有効な施設利用を図ります。
（3）自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利　用を図ります
地域の生活・文化・産業・自然環境などの特性を活かした適切な土地の有効利用を図ります。
利便性や防災機能の向上のため、主要駅周辺における再開発や、既成市街地の再整備を図ります。
自然や文化的資産などを活用しながら、快適性、安全性などに配慮した景観の形成を進めます。

基本目標 4　　人と自然が共生するまち
●施策の方向――――――――――――――――　人と自然が共生するまち
（1）自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります
貴重な自然環境や多様な生態系を保全するため、人と自然が共生できる仕組みとライフスタイルの確立を進めます。
市内に点在する斜面樹林や農地の緑、市街地の黒松など良好な緑地の保全、創造に努め、緑豊かな環境づくりを進めます。
本市の貴重な財産である湧水、川、海などの水環境を活かし、人々が気軽に親しめる水辺空間の保全、創造に取り組みます。
自然の中で営まれる農業や漁業の環境保全機能を活かしたまちづくりを進めます。
（2）環境への負荷の少ないまちをつくります
市民、事業者、行政が一体となって、省資源、省エネルギーの推進に取り組み、環境負荷の少ないまちをつくります。
環境に関する教育や学習の機会を拡充し、環境活動を活性化します。
新たな環境汚染物質への対応をはじめとする環境保全の取り組みを充実し、安全で住みよいまちをつくります。

基本目標 5　　市民と行政がともに築くまち
●施策の方向――――――――――――――――　市民と行政がともに築くまち
（1）市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります
多くの市民が市政に参加できる機会や仕組みづくりを充実します。
情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有化を図ります。
（2）まちづくりのための新しいコミュニティをつくります
市民一人ひとりが地域への愛着を持ち、地域活動や市民同士の交流を通して、住みよい地域社会を形成できるようなコミュニティづくりを進めます。
ボランティア活動やＮＰＯ活動などへの参加意欲を高めるとともに、自発的活動を支援します。

### 2.2.4 市川市総合計画第二次基本計画

市川市総合計画第二次基本計画は、平成 23～32 年度の計画期間で、「市川市総合計画Ｉ＆Ｉプラン 21」の基本構想に掲げられた将来都市像を実現するための、基本的な施策が定められている。

**第１章　　真の豊かさを感じるまち**

**第１節　健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります**

（大分類）スポーツ

●スポーツ分野を取り巻く現状と課題

市民のスポーツを行える場として、国府台スポーツセンター、塩浜市民体育館といった複合スポーツ施設のほか、野球場、テニスコート、屋外プールなどの公共施設があります。これらのスポーツ施設の中には、築年数が 50 年を超えるものがあることから、計画的な再整備が必要となっています。

●スポーツ分野のねらい（中分類）

スポーツ施設の計画的な再整備を行います。また体育指導委員やスポーツリーダーバンク、公認スポーツ指導者制度などにより、スポーツを支える人材の育成と確保に取り組んでいきます。

より、多くの人々がスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの活動を支援するほか、Web サイトを利用した施設予約システムの運用など利便性を高める取り組みを進めます。

また、スポーツ関係団体の活動内容、スポーツ関連の行事予定、施設の利用状況など、スポーツに関する情報の提供を進めていきます。

**第２章　　安全で快適な魅力あるまち**

**第２節　快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます**

（大分類）ユニバーサルデザイン

●ユニバーサルデザイン分野のねらい（中分類）

公共施設を利用するすべての人が、自由にかつ公平に利用できることを目指し、公園、公民館などに、※多機能トイレや多言語により案内板などの※ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めていきます。

また、商業施設などの民間施設においても※ユニバーサルデザインを取り入れるよう協力を求めていきます。

*出典：市川市総合計画第二次基本計画*

### 2.2.5 市川市スポーツ振興基本計画

市川市総合計画第二次基本計画は、平成 23～32 年度の計画期間で、「市川市総合計画Ｉ＆Ｉプラン 21」の基本構想に掲げられた将来都市像を実現するための、基本的な施策が定められている。スポーツ施設に関連する記述を以下に抜粋した。

**市川市のスポーツにおける課題**

**課題　スポーツをする空間・場所の確保・充実**

・身近な空間や場所を有効活用し、気軽にスポーツに取り組める環境づくり
・既存施設の利用環境の改善や充実
・大学や民間のスポーツ施設との連携による効果的な施設利用

**基本目標　スポーツをする空間・場所の確保・充実**

**（１）公共スポーツ施設の整備**

本市では、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館など様々なスポーツ施設を整備しており、市北東部においては、テニスコーチなどのスポーツ施設が不足している状態でしたが、平成２６年に市川市北東部スポーツタウン基本構想を策定し、平成２８年から北市川運動公園の整備を進めています。

また、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会キャンプ地招致に向け、バリアフリー等の施設整備を進めていくことが求められています。

今後も、市民に快適なスポーツ環境を提供するために、施設の種類や稼働状況、及び老朽化の進捗状況を把握し、また市民のニーズに合った施設配置の状況を把握分析します。

スポーツ環境の充実を図っていくために、老朽化した既存施設や設備については、関連する計画との整合性を図りながら、優先順位を決めて、効果的な改修計画を作成していきます。

また、市民のニーズに対して本市に新設や増設が必要となるスポーツ施設については、施設の適正量を踏まえ、全体的な調整を行いながら、整備方針の検討を進めます。

**（２）方向性**

関連計画との整合を図りながら、老朽化した施設について、リニューアルや廃止等を含めた計画を検討していきます。

**スポーツ施設の新設、再整備（継続的事業～中期的事業）**

○国府台公園周辺

・国府台公園周辺の整備については、スポーツセンターの機能を補完していくことを目的とし、市川市北東部スポーツタウン基本構想との連携を図り検討していきます。
・スポーツセンターについては、施設や整備改修、備品類の充実を踏まえ「安全・安心」な施設として整備を進めていきます。また、施設の改善に向けた整備を進めるとともに、施設の機能性向上、環境美化を進めます。
・東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、国や県との連携を図り必要に応じた対応を検討いたします。

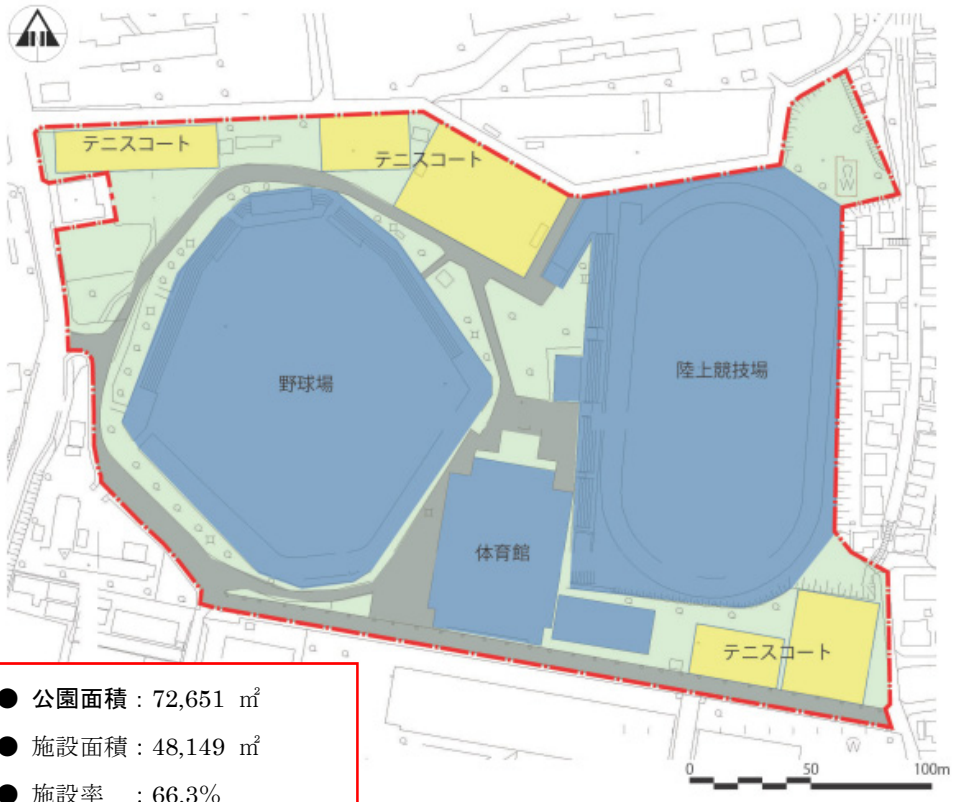
*出典：市川市スポーツ振興基本計画*

### 2.2.6 市川市北東部スポーツタウン基本構想

市川市では、北東部におけるスポーツ施設の不足、施設の老朽化及び改修・建て替えに必要な用地の不足、既存施設の市民ニーズとの不整合など、スポーツ環境において様々な課題を抱えていることから、北東部ゾーンをスポーツタウンと位置づけ、新たなスポーツ施設の整備等を進め、これらの課題解消及び市民の健康の保持･増進を図ることを目的として、「市川市北東部スポーツタウン基本構想」を策定した。この構想に基づき、北市川運動公園が平成 29 年 7 月に開園された。

また、国府台公園（市川市スポーツセンター）や市全体のスポーツ施設の現状・課題にも触れられていることから、関連箇所を以下に抜粋した。

**（1）市川市スポーツセンター現状**




- 公園面積：72,651 ㎡
- 施設面積：48,149 ㎡
- 施設率　：66.3%

市川市スポーツセンター現況配置図

【現状の問題点】

- 施設率が運動公園の基準の 50%を超えている
- 野球場（S25 竣工）、陸上競技場（S28 竣工）、体育館（S48 竣工）の老朽化、機能低下が著しい
- テニスコートが分散し、大会運営や維持管理面での負担も大きい
- 観覧席がないため、「観る」スポーツと「支える」スポーツの楽しさがなく、スポーツ観戦の利用が非常に少ない
- 施設率が 66.3%と高く、年間約 20 万人の利用があるものの、通路、駐車場に面積を取られるため園地が非常に少なく、休息スペースがほとんど確保できていない
- メインエントランス *空間が不明瞭
- 人と車の動線が交錯している
- 溜まりの広場がない
- 動線が施設を縫うようにレイアウト* されており、核となる主動線がないため、園内の施設配置がわかりにくい（サイン施設が少ない）

## (2) 市川市スポーツセンターの現状と課題

【施設の現状】

- 都市公園法の運動公園の基準である施設率が 50%を越え、現状では 66.3%となっている
- 施設の老朽化による機能の低下、社会ニーズに対応していない施設規模が見られる
- テニス大会等における観覧スペースがない
- 施設が混み合っており、利用者の休息、レクリエーションスペースがほとんどない
- メインエントランスが不明瞭で、人と自動車の動線が交錯している
- 集散の拠点となる広場、公園の顔となる広場がない
- 施設配置が不明瞭（配置の把握が難しい）

【アンケートの現状】

- 「健康増進を目的とした小規模な体育館」を望む声が大きいものの、４割近くの人はプロスポーツの公式戦などの開催可能な大規模な複合施設」を望んでいる
- 運営に関しては、「市が所有するスポーツ施設の運営・管理を民間が行う」という要望が 6 割以上を占めている

【課題】

- 体育館及びテニス機能の北東部への移設による、運動・スポーツに親しむ機会の均等化（一部テニスコートの残置及び小体育館としての現体育館の建替えによる北西部ゾーンのスポーツ拠点の確保）
- 市の運動・スポーツの核としての体育館機能の充実
- 運動公園の適正規模化、施設の老朽化改善
- テニス大会等の運営の円滑化と統一サーフェス等による同一条件下での大会の開催
- 身近な緑のオープンスペースとしての公園空間・機能の見直し（運動・スポーツ機能以外の憩い・レクリエーション機能、地域の環境向上機能の充実）
- 観戦するスポーツの楽しみの提供
- 民間運営によるきめ細やかなサービスと市民ニーズへの速やかな対応

## （３）．調査内容の整理及び課題の抽出

### テニスコートの現状と課題

【施設の現状】

- テニスコートは、北東部を除いて市域全体に配置され、市全体で 25 面のコートが整備されている
- 市川市のテニス大会において、男子シングルスでは、平成 25 年度に約 300 名の参加がある
- 大会は、国府台テニスコートと福栄スポーツ広場が利用されており、それぞれ 9 面と 7 面のコートが整備されている
- 特に、国府台テニスコートは、9 面が分散配置されており、大会時の運営、日常時の管理に大きな課題を抱えている
- また、国府台テニスコートでは、クレイコートが 3 面あり、2～3 月の冬季には整備のため貸出を行っていない
- 公式トーナメントにおけるコートの面数は、試合用に 8 面、練習用に 4 面の計 12 面が必要とされており、それぞれのテニスコートとも 1 箇所開催での基準は満たしていない
- 国府台テニスコートと福栄スポーツ広場とも、照明施設等がないため夜間の利用ができず、1 日の利用時間が短い
- 平成 26 年度から市川市テニス協会主催による中学生大会も開催されるため、観覧席付きのテニスコートの整備が望まれる
- 人口規模の近い町田市では、テニスコートは 30 面整備され、うち 16 面は 1 ヶ所にまとめられている。近隣の自治体では、浦安市と松戸市が共に 26 面整備されている。市川市の規模としては、やや少ない状況である。

【アンケートの現状】

- 現在行っている運動・スポーツでは、テニスが第 9 位となっており、今後行いたいスポーツでは 7 位となっている
- 意向と現在の状況との比率では、第 3 位となっており、行いたい運動・スポーツとしての位置づけが高い
- 今後充実してほしい公共スポーツ施設として、テニスコートが第 4 位になっており、市民のニーズも高くなっている

【課題】

- テニスコートは市域に整備されているものの、北東部には整備されていない
- テニス大会では、多くの参加者があり、円滑な大会運営が可能なテニスコート整備が求められる
- 年間を通して多くのテニス大会が開催され、平成 26 年度からは中学生のテニス大会も含まれることから、1 箇所での大会開催可能規模のテニスコートが市域に求められる
- また、特に中学生大会等は、保護者を始め学校関係者などの多くの観戦者が来場すると想定されるため、十分な観覧席の整備が求められる
- このためには、余裕ある大きな用地確保が求められる
- 生涯スポーツの観点からも、ジュニア育成のための施設も重要であり、市域全体でテニスが楽しめる環境づくりが必要となっている
- さらに、テニスは健康づくりだけでなくコミュニティづくりにも役立つものであり、身近で手軽な施設運営が求められる
- 施設の有効利用と利用向上のために、照明施設の充実したテニスコートが求められる

## ４．市川市のスポーツ施設の配置検討

### （１）市川市スポーツセンターの施設改善検討

#### １）施設配置の検討

【市川市スポーツセンターの問題点】

- 運動公園としての施設率の超過（基準：50%以下・現状 66.3%）
- 施設の老朽化
- 施設内容と市民ニーズとのギャップ ＊
- オープンスペースの欠如
- 不明瞭で歩行者優先になっていない動線
- バリアフリー未対応
- 駐車場の不足

【施設改善策】

- ➢ 市川市スポーツセンターの課題である施設率 50%以下を達成するため、体育館及びテニス機能を北東部へ移設することにより、体育館機能及びテニスコートの縮小と市民ニーズに応える施設への更新が可能
- ➢ 野球場、陸上競技場の施設改修
- ➢ 野球場バックスタンド改修とスポーツセンター管理機能の集約
- ➢ 十分な用地の確保（運動公園敷地の拡張）
- ➢ 駐車場の確保
- ➢ 憩い・レクリエーションに供するオープンスペースの確保
- ➢ バリアフリーの推進

○現況配置




図Ⅳ-8：施設配置現況図

- ➢ 施設率 50%へ
- ➢ ゆとりある運動公園へ

○施設配置計画案




施設配置図計画案

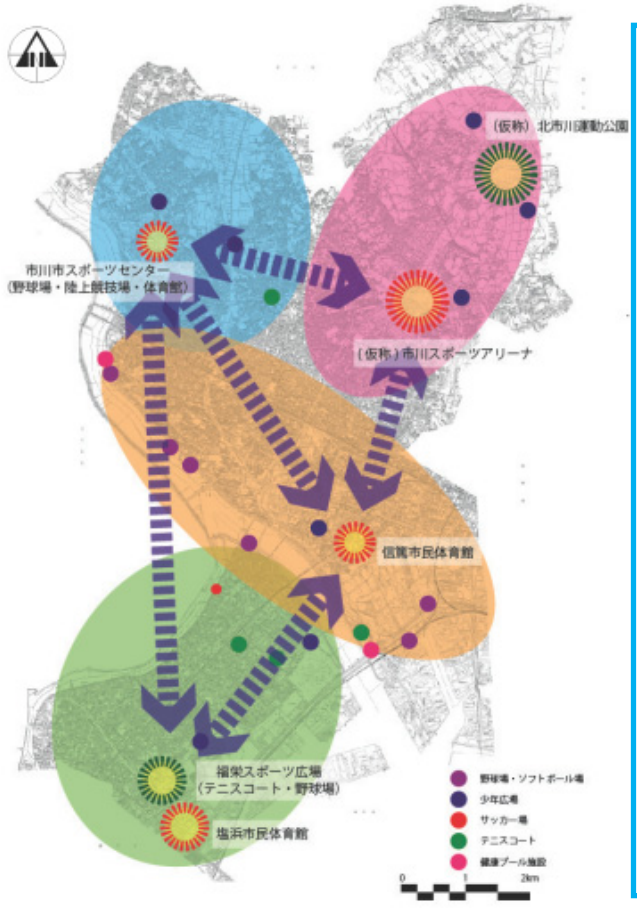
## （２）市川市全体のスポーツ施設配置検討

【市川市スポーツ施設配置の問題点】

- スポーツ施設配置の地域格差の解消
- 総合型地域スポーツクラブの不在
- 円滑なスポーツ大会開催を可能にする施設不足
- 市民ニーズに対応するスポーツ施設の不足
- プロスポーツなどスポーツ観戦を楽しむ施設不足

【施設改善策】

- 北東部の総合型地域スポーツクラブを核とした地域スポーツの充実と市川市のスポーツネットワークの形成
- 地域のスポーツ核を中心とした地域ニーズに対応した地域密着型スポーツ施設の配置及び現況施設の改修・機能向上と地域内ネットワーク化
- 民間スポーツ施設との連携




➢スポーツ施設ネットワーク図

【具体的改善策】

- ◆ 北東部における「（仮称）市川スポーツアリーナ」を市川市のスポーツの核とする
- ◆ テニス場の核として（仮称）北市川運動公園を位置づける
- ◆ 市川市スポーツセンターの体育館を地域密着型施設に更新する
- ◆ 塩浜市民体育館の施設の充実を図る
- ◆ 信篤市民体育館の地域拠点化を図る
- ◆ 福栄スポーツ広場のテニスコートの観覧機能を向上させる
- ◆ 地域の身近なスポーツ施設・広場等を充実させる
- ◆ 民間施設と連携する
- ◆ 市川市全体のスポーツ核と地域のスポーツ核とのネットワーク化を図る
- ◆ 地域内のスポーツ機能のネットワーク化を図る

*出典：市川市北東部スポーツタウン基本構構*

### 2.2.7 市川市都市計画マスタープラン

「市川市都市計画マスタープランは」、「市川市総合計画」に示された将来都市像『ともに築く　自然とやさしさがあふれる　文化のまち　いちかわ』を具体化していくための基本的な方針となるものであり、北西部地域もこの計画に基づき都市づくり・まちづくりが進められている。

１）全体構想

①計画の位置づけ

市川市の総合計画に掲げている将来都市像を具体化していくための都市計画分野における基本的な方針であるとともに、再開発・交通・防災・水や緑・景観等の部門別計画に対する総合的な指針となるものです。

②目標年次

概ね２０年後の平成 37 年（西暦２０２５年）

③全体構想

**ともに築く　自然とやさしさがあふれる　文化のまち　いちかわ**

④都市づくりの目標

- 活力・住みやすさを持つバランスのとれた魅力ある都市づくり
- 歴史･文化･自然を活かし潤いと安らぎのある都市づくり
- 都市基盤が整い安全に安心して暮らせる都市づくり
- 都市活動や日常生活を支える交通環境の充実した快適な都市づくり
- 市民・事業者、行政の協働によるまちづくり




図　将来都市構造図

２）地域別構想・北西部地域

①将来像

**“水と緑の回廊”を活用した**

**人が育むまち**

②目標

- 豊かな自然と固有の歴史を「守り・育て・つなげる」まちづくり
- 水と緑に守られた誰もが「安心して快適に」暮らせるまちづくり
- 活気と潤いが調和する「めりはり」のあるまちづくり
- 世代をこえて誰もが「集い･語らい･触れ」あえる市民主体のまちづくり

③地域づくりの方針。将来構造

| | | |
|---|---|---|
| 地域資源の活用 | □ | 江戸川、里見公園、じゅん菜池、小塚山公園、真間川など、国府台周辺のシンボルとなる自然環境の保全と活用 |
| | □ | 菅野や平田地区の住宅地や寺社に残る黒松の保全 |
| | □ | 風致地区や生産緑地の維持 |
| | □ | 弘法寺や国分尼寺跡、曽谷貝塚などの歴史的資源の保全と観光面での活用 |
| | □ | 真間川・国分川・春木川の水質改善と多自然型川づくり |
| | □ | 国分川調節池の「新たな顔」づくり |
| | □ | 斜面緑地・河川・外かん道路等を活かし、魅力ある地域資源をネットワークする「水と緑の回廊」づくり |
| 魅力ある景観の形成 | □ | 国府台の台地から江戸川沿いに連なる緑地を活かした、地域のシンボルとなる景観形成 |
| | □ | 大門通りの歴史や文化を活かした景観づくり（万葉のみち） |
| | □ | 市川駅周辺の賑わいと魅力ある景観づくり |
| | □ | 外かん道路の環境保全空間を活かした景観づくり |
| 快適・活力ある住環境の整備 | □ | 市川駅周辺の商業地、自然環境と共生する良好な住宅地、国府台に集積する教育施設など、地域の特性を活かした都市機能と自然環境が共生する土地利用 |
| | □ | 国道14号や外かん道路沿道の適正な土地利用 |
| | □ | 菅野や平田地区の黒松を活かした良好な低層住宅地の形成 |
| | □ | 調整区域における都市と農業が共存する土地利用 |
| 安全で安心な住環境の形成 | □ | 国分川調節池の防災機能の充実 |
| | □ | 外かん道路の整備と併せた避難路の整備 |
| | □ | 市川駅北部の建物が密集した市街地の防災機能の向上 |
| | □ | 下水道幹線（松戸幹線）の整備 |
| 暮らしを支える交通環境の形成 | □ | 外かん道路、国道14号、市川松戸線、(都)3・5・28号（国分下貝塚線）等の整備 |
| | □ | 市川駅周辺のバリアフリー化とバス交通の機能の向上 |
| | □ | 京成本線と主要な道路の立体交差化 |




図　北西部地域将来構造図

*出典：市川市都市計画マスタープラン*

### 2.2.8 市川市みどりの基本計画

「市川市都市計画マスタープランは」、「市川市総合計画」に示された将来都市像『ともに築く自然とやさしさがあふれる文化のまちいちかわ』を具体化していくための基本的な方針となるものであり、北西部地域もこの計画に基づき都市づくり・まちづくりが進められている。

1）計画の目的

緑の基本計画は、都市緑地保全法第 2 条の 2 に基づいて、緑地 ＊ の保全 ＊ 及び緑化の推進を、総合的かつ計画的に取り組む計画です。貴重な緑地を保全し、潤いや安らぎのある新たな公園・緑地の整備に向けた基本的な方策を定めるものです。

2）計画の目標年次

平成 37 年（2025 年）の 21 世紀第 1 四半世紀

3）基本理念

**人と緑とのかかわりを大切にする**

4）計画の目的

**潤いと安らぎあふれる豊かなまち**

5）基本方針

1. 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します
2. 魅力ある都市公園を創出します
3. 公共施設の緑を増やします
4. 民有地の緑を増やします
5. 水と緑のネットワークを形成します
6. 緑のパートナーシップを推進します

6）北西部の公園施策の方針

表　緑の拠点の創出

| 施策方針 | 基本的な施策 |
|---|---|
| 水辺環境の活用 | ・じゅん菜池緑地は、じゅん菜が生育する水辺環境を維持するとともに、市民の憩い・レクリエーションの場として一層の活用を推進します。 |
| 国府台公園の景観の維持 | ・ 国府台公園は、緑の多い運動公園としての景観を維持し、周辺の教育施設との調和を図ります。 |
| 曽谷貝塚公園の整備 | ・ 曽谷貝塚は国の史跡に指定されていることから、緑の拠点を担う歴史公園として整備します。 |
| 国分川調節池の保全と創出 | ・国分川調節池は、治水機能の確保と鳥類や昆虫類の重要な生息場所として保全するとともに、環境学習や市民に親しまれる水辺環境を創出します。 |




図　北西部地域方針図

*出典：市川市みどりの基本計画*

### 2.2.9 生物多様性いちかわ戦略

いちかわ戦略は、生物多様性基本法第 13 条に基づき、生物多様性国家戦略を基本として、市川市における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として策定する。

1）計画の目的

本戦略は、自然環境のつながりや人と自然とのつながりの形成に努めるとともに、生物多様性の持続可能な利用を地域から進めていくことが必要になり、市川市総合計画に掲げた将来都市像の「ともに築く　自然とやさしさがあふれる　文化のまち　いちかわ」を子どもたちの未来に引き継いでいくため、生物多様性の保全と持続可能な利用の総合的かつ計画的な推進を目指して算定した。

2）基本理念

**「自然と自然」「文化と文化」「人と人」**
**「人と自然と文化」のつながりが形成**

3）計画の目標年次

2050 年：短期目標（2020 年まで）中期目標（2025 年まで）長期目標（2050 年）

4）基本方針

**基本戦略１：生物多様性の保全・再生（自然と自然をつなげる）**

- 地域の核となる自然環境を保全していきます。
- 身近な自然環境の保全・再生を図ります。
- 地域本来の生物を保護・再生し、外来生物等による生態系への影響の軽減を図ります。
- 民有地の緑を増やし、保全します。

**基本戦略２：豊かな文化と景観の保全・創出（文化と文化をつなげる）**

- 市民と事業者と行政の協働により、自然環境の保全をおこなっていきます。
- 市民ボランティア活動に参加する市民や事業者の育成をおこなっていきます。

**基本戦略３：様々な人や組織との協働（人と人をつなげる）**

- 市民と事業者と行政の協働により、自然環境の保全をおこなっていきます。
- 市民ボランティア活動に参加する市民や事業者の育成をおこなっていきます。
- 生物多様性に関する知識と理解を広めていきます。

**基本戦略４：様々な人や組織との協働（人と人をつなげる）**

- 生物多様性に配慮した都市開発や事業活動、市民生活をおこなっていきます。
- 地球温暖化対策に取り組みます。
- 子どもたちが自然や文化にふれ合える機会を増やします。

*出典：生物多様性いちかわ戦略*

### 2.2.10 北西部エリアの目標

この地域の特徴は、市川市の西側を流れる江戸川沿いの風景で、近隣の他市とは異なり、市川の恵まれた自然環境の一つです。東京湾に注ぐ江戸川沿いの美しい景観は、緑豊かな斜面林とともに、東京から市川に来たことの印象を深めている。

□2050 年の目標（将来の姿）と取り組み

●目標１

真間山弘法寺から始まる斜面林と里見公園や国府台緑地を生物多様性の核として保全し、周辺緑地や住宅地の豊かな庭、外郭環状道路等の緑地帯、都市河川から江戸川へつながる生き物のネットワークが形成されます。 〇実現に向けての取り組み

・真間山弘法寺から国府台緑地へとつながる斜面林緑地の保全
・里見公園や国府台緑地を拠点とした断続的に分布する緑地間の生き物のネットワーク形成
・真間川、国分川、春木川の水質改善や生き物に配慮した護岸の整備
・外郭環状道路沿道の生物多様性に配慮した緑地帯の形成
・市街地の緑地の保全
・周辺住民の生物多様性の理解と周知

●目標２

国府台緑地や堀の内貝塚緑地などの周辺緑地では、地域住民と里山ボランティアと行政の協働で、生物多様性に配慮した保全活動が行われています。

〇実現に向けての取り組み

・国府台緑地や堀の内貝塚緑地など周辺緑地の生物多様性に配慮した保全
・公園や緑地の市民との協働による管理体制づくり
・周辺住民の生物多様性の理解と周知

●目標３

里見公園や国府台緑地は、市民に親しまれる緑の拠点として、地域の自然や文化を学び・体験することができる環境学習の場としても活用されています。

〇実現に向けての取り組み

・都市公園の整備
・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保
・地域の伝統ある行事の継承
・周辺住民の生物多様性の理解と周知

●目標４

国分川調節池は、治水機能を確保しつつ、一部分は、生き物の重要な生息場所として保全され、環境学習や市民に親しまれる水辺の環境を形成しています。

〇実現に向けての取り組み

・国分川調節池での生物多様性の保全・再生
・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保
・市民に親しまれる水辺環境の保全




図　北東部エリアの主な緑と水辺の環境

□2020 年の達成目標

●基本戦略１：生物多様性の保全・再生

・生物多様性の回復
・民有樹林地の保全
・水辺環境の生物多様性の回復
・市街地の都市公園の拡充と保全
・市街地の都市緑地の拡充と保全
・河川の生物多様性の回復
・子どもたちが体験・体感できる場の形成
・在来種の生息環境の保全
・外来種の侵入を防ぐ

●基本戦略２：豊かな文化と景観の保全・創出

・ 自然に根ざした地域文化の伝承
・ 巨樹、巨木の保全

●基本戦略３：様々な人や組織との協働

・ 市民ボランティア活動への支援体制の推進
・ 花と緑に関する知識と技術の普及
・ 生物多様性に関する情報収集

●基本戦略４：生物多様性の持続可能な利用

・生物多様性に配慮した公共事業の普及
・生物多様性に配慮した事業活動の普及
・地域の自然や文化に対する理解と普及

*出典：市川市生物多様性いちかわ戦略*

### 2.2.11 市川市地域防災計画

市川市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条及び市川市震災予防条例第 3 条の規定に基づいて、市川市防災会議が作成する計画である。

国府台公園は高台の比較的安全な場所に位置する公共施設であるため、避難場所、広域避難場所に指定されるとともに、野球場、陸上競技場がドクターヘリ臨時離着陸場に指定されている。

**広域避難場所一覧**　（H27 年 4 月 1 日現在）

・ 国府台スポーツ公園、里見公園を含む周辺の学園地域

**避難所施設一覧（避難場所、広域避難場所）**　（H27 年 4 月 1 日現在）

| 施設名称 | 所在地 | 災害種別 | | | | | | 無線 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 地 | 津 | 高 | 江 | 真 | 土 | |
| 国府台スポーツセンター | 国府台 1-6-4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 413 |

災害種別の略称　地震：地、津波：津、高潮：高、江戸川氾濫：江
内水・真間川氾濫：真、土砂災害（崖崩れ）：土

**市川市地域防災無線設置**　（H27年4月1日現在）

| 施設名 | 種別 | 個別 | グループ | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 呼出番号 | 1 本部 | 2 学校 | 3 医療 | 4 小学校拠点 | 5 市街地 | 6 公民館 | 7 水防 | 8 避難所 | 9 行徳 | 10 防災関係機関 | 11 危機管理課 | 12 道路交通部 | 13 水と緑の部 | 14 行徳支所 | 15 応急危険度判定 |
| 国府台スポーツセンター | 半固定 | 413 | | | | | | | | ○ | | | | | | |

**ドクターヘリ臨時離着陸場**

| 名　　称 | 所　在　地 | 管　理　者 | 共通番号 |
|---|---|---|---|
| 国府台スポーツセンター野球場 | 国府台１丁目６ | 市川市スポーツ課 | Ｃ０４０７ |
| 国府台スポーツセンター陸上競技場 | 国府台１丁目６ | 市川市スポーツ課 | Ｃ０４０９ |

**100 ㎥耐震性貯水槽設置場所**　（H26 年 4 月 1 日現在）

| 設置箇所 | 所　在　地 | 設置年度 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 国府台スポーツセンター | 国府台１丁目 6-4 | － | 平成 29 年度設置予定 |

*出典：市川市地域防災計画*

### 2.2.12 市川市公共施設等総合管理計画(2016 年度～2030 年度)

「公共施設等総合管理計画」は、市が保有する全ての公共施設等について、総合的かつ計画的な管理に関する方針を定める計画である。市における公共施設等の将来のあり方や基本方針を示し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための指針を定めている。

以下に国府台公園に関連する、スポーツ施設に関する項目を抜粋した。

**●スポーツ施設**

目標値

| | 平成 27 年度 | 平成 42 年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 延床面積 | 20,370.10 ㎡ | 19,352.10 ㎡ | ▲1,018 ㎡<br>▲5% |

| | |
|---|---|
| 将来のあり方 | ・総人口の減少（平成 27 年度→平成 42 年度　▲6.5%）を踏まえて、平成 42 年度におけるスポーツ施設の延床面積は、5%削減とします。 |
| 基本的な方針 | ・市民の健康志向の高まりにより、施設需要は高いものの、将来的な人口減少に合わせて、既存施設については建て替え時の減築などにより面積削減を図ります。 |

現状及び課題

・心の豊かさや生活の質の向上を求める時代にあって、健康的な生活や生きがいを求めてスポーツをする人が増加しています。それに伴い、競技スポーツやレクリエーション、健康づくりなど、スポーツのあり方も多様化しています。

・平成 18 年度より、指導者の資質と指導力の向上を目指し、「市川市公認スポーツ指導者制度」を設け、スポーツを支える人材の育成と確保に取り組んでいます。さらに多くの人がスポーツに親しめるよう、体力づくりや各種スポーツのレベル向上のため専門知識や経験を持つ指導者育成・確保が課題となっています。

・スポーツを行う場として、国府台スポーツセンター、塩浜市民体育館といった複合スポーツ施設のほか、野球場、ﾃﾆｽコート、屋外プールなどの公共スポーツ施設があります。これらの施設の中には、築年数が 50 年を超えるものもあることから、計画的な再整備が必要となっています。

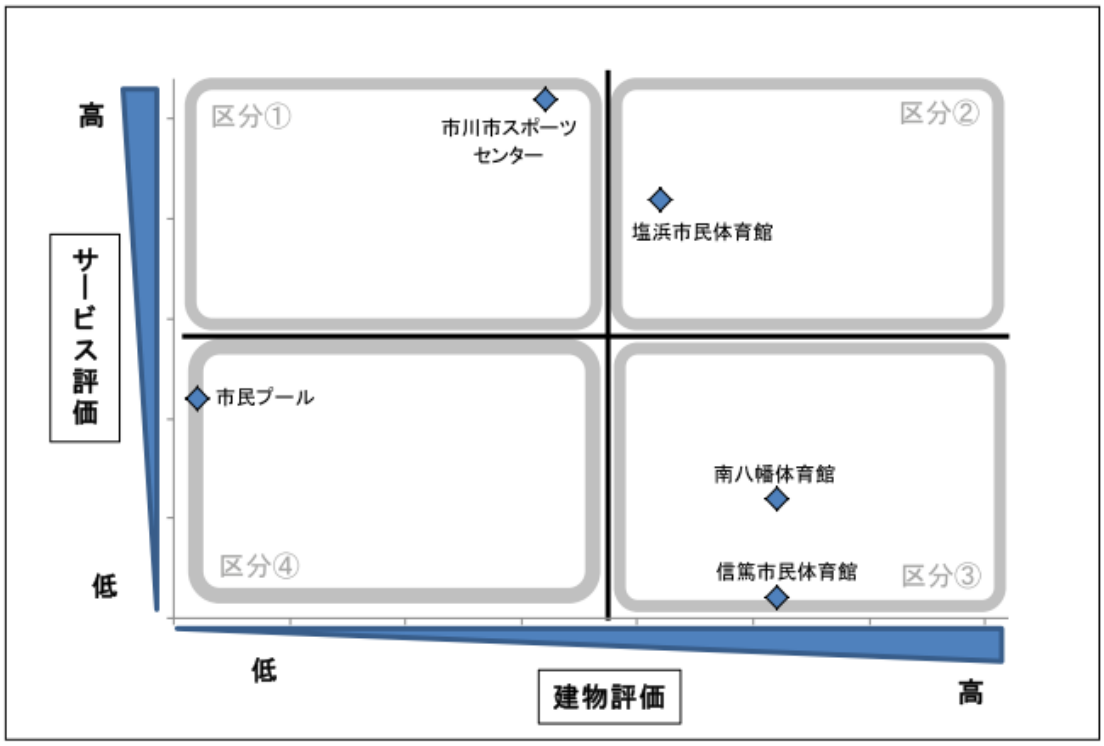
・体育館については稼働率が高く、全施設７０%を超えています。

・まちかど健康サロンは、心身の健康づくりと市民相互の交流促進を目的として、民間の建物を借りて設置している施設です。規模が小さいこともあり、利用者数は少なくなっています。また、塩浜市民体育館と近接しています。

・その他、屋外スポーツ及び健康増進を図るための施設として、スポーツ広場や少年広場、少年野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場などを設置しています。少年広場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場は、民間の土地を借用して設置している施設です。

**スポーツ施設 － 1**

軸評価の結果（スポーツ施設（市川市スポーツセンター・信篤市民体育館・塩浜市民体育館・南八幡体育館・市民プール））




◆サービスに関する評価指標

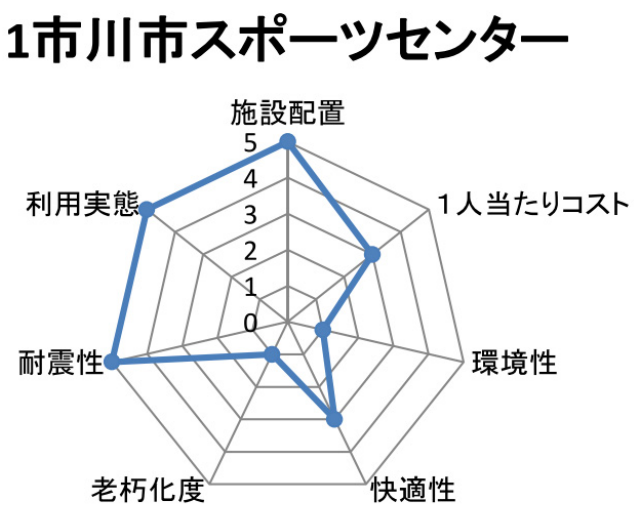
| 評価＼指標 | 利用実態 | 施設配置 | 1 人当たりコスト |
|---|---|---|---|
| | 利用者数 | 対象範囲(半径 1km)に同種施設が重複する割合 | 対象施設の平均値(100%)に 対する割合 |
| 5 | 100%（以上を含む） | 重複無し（0%） | 0%以上 40%未満 |
| 4 | 75%以上 100%未満 | 25%未満が重複 | 40%以上 80%未満 |
| 3 | 50%以上 75%未満 | 50%未満が重複 | 80%以上 120%未満 |
| 2 | 25%以上 50%未満 | 75%未満が重複 | 120%以上 160%未満 |
| 1 | 25%未満 | 75%以上が重複 | 160%以上 |

◆建物に関する評価指標

| 評価＼指標 | 耐震性 | 老朽化度 | 快適性 |
|---|---|---|---|
| 5 | 耐震性あり<br>(避難所指定又は Is 値 0.9 以上) | 49 点以下 | 対象項目の 100%該当 |
| 4 | | 50 点～59 点 | 対象項目の 75%以上 100%未満該当 |
| 3 | 耐震性あり<br>(Is 値 0.6 以上) | 60 点～69 点 | 対象項目の 50%以上 75%未満該当 |
| 2 | | 70 点～79 点 | 対象項目の 25%以上 50%未満該当 |
| 1 | 耐震性なし(Is 値 0.6 未満) | 80 点以上 | 対象項目の 0%以上 25%未満 |

**スポーツ施設－３**

レーダーチャート（スポーツ施設（市川市スポーツセンター・信篤市民体育館・塩浜市民体育館・南八幡体育館・市民プール））




*出典：市川市公共施設等総合管理計画*

### 2.2.13 市川市市有建築物耐震化状況及び改修予定時期

市川市市有建築物耐震化状況及び改修予定時期は、「市川市耐震改修促進計画」において定められた整備目標等に基づき、市有建築物の計画的な耐震改修を実施していくために市が定めた、市有建築物耐震化整備プログラムである。

これによると市川市スポーツセンターは、耐震改修済み（H20 年４月）であることがわかる。

| 施設名称 | 所　在　地 | 構造 | 階数 | 延べ面積 | 建築年度 | 診断結果 | 換算係数 | 改修予定時期 | 補強結果 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| スポーツセンター | 国府台1丁目 | RC | 3 | 7,314㎡ | 48 | 0.15 | － | 改修済 | 0.75 |

*出典：市川市市有建築物耐震化状況及び改修予定時期一覧表*

### 2.2.14 市川市景観基本計画

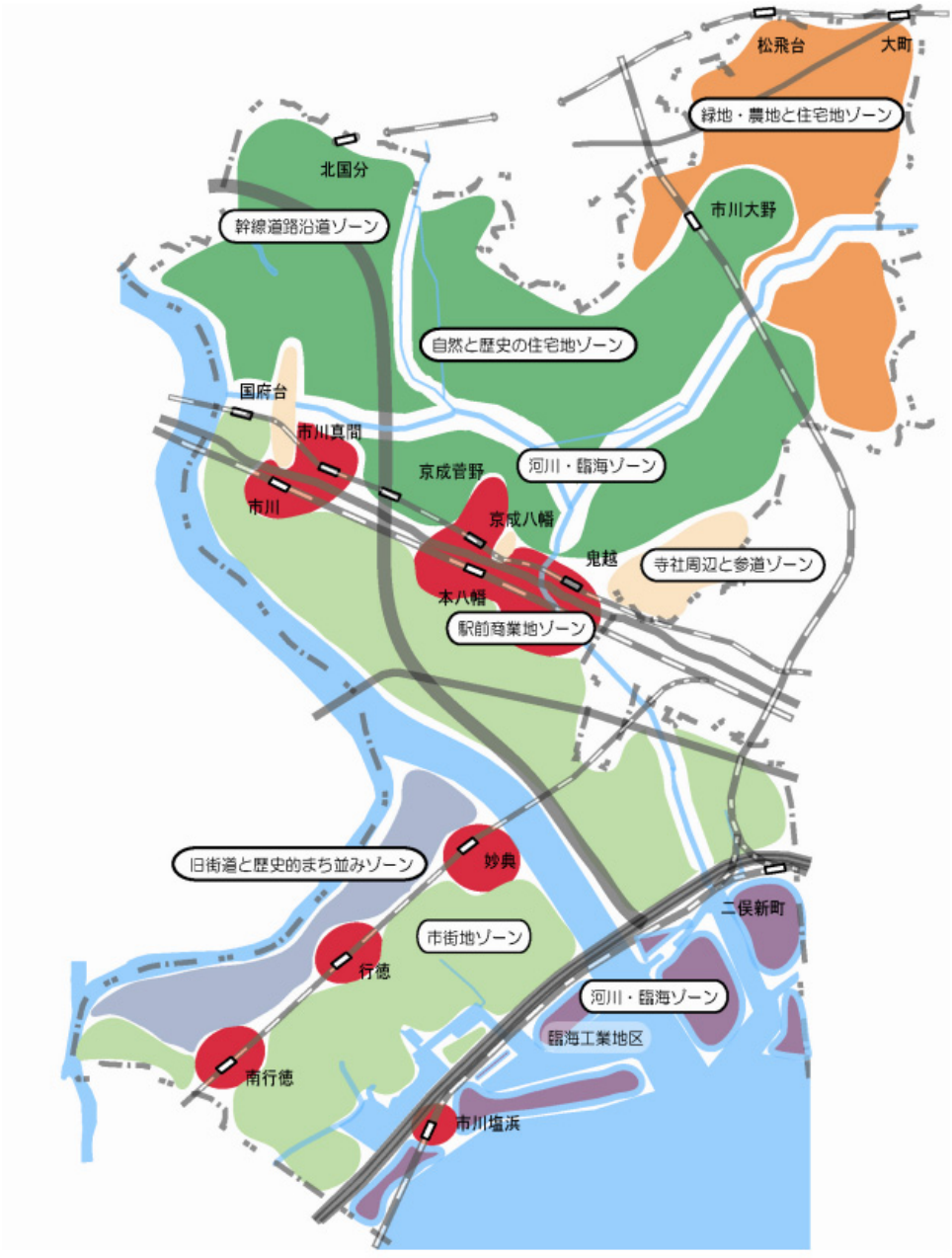
平成 16 年 12 月に「景観法」が施行され、市川市は、より積極的に良好な景観の形成を図るため、平成 17 年 1 月に景観行政団体となった。

「景観基本計画」は、本市における景観まちづくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民・事業者と行政の協働による景観まちづくり活動の指針とすることを目的に策定された。

以下に国府台公園がある国府台地区の関連記述などを抜粋した。

**■区分及び特性**

基本目標の達成には、身近な地域の成り立ちを理解しながら、地域の特徴的な自然や歴史的資源を生かし、守り、周辺環境と調和してすすめていくことが大切であり、そのことが個性と愛着ある地域の実現につながると考えます。このため、本市を景観特性に従い８つのゾーンに区分し、「地域特性を生かした景観まちづくり」を展開します。



**●自然と歴史の住宅地ゾーン**

**【特性】**

「自然と歴史の住宅地ゾーン」は、国分・曽谷・大野などの台地と谷津、その裾野に広がる低地から構成されており、台地の縁辺部では斜面林が緑の縁取りを形づくっています。このような緑に加えて、屋敷林なども比較的多く、豊かな緑に包まれた住宅地がこのゾーンの大きな特徴となっています。また、国府台周辺には大学を中心とした文教エリアも広がっています。

台地上では古くから人々が生活し、農業も営まれていたため、貝塚や古墳など多くの遺跡があり、祠、石造物なども残されています。この地域は、道が入り組んでいたためか、道祖神、道標、地蔵尊が多いことが特徴で、古くからの人々の暮らしを物語っています。

**【景観要素】**



**斜面林と樹林〈国府台・曽谷など〉**

国分台・曽谷台・大柏台などの台地と入り組んだ谷津が複雑な地形をつくり、斜面林とまとまった樹林が残されており、住宅地に緑のうるおいを与えています。また、斜面林はまちなかを走る道路や鉄道からの印象的な眺めとして、市全体のイメージを形づくっている景観上の大切な要素となっています。



**歴史を語る資源〈下総国府跡・曽谷貝塚など〉**

古代の暮らしや文化を物語る貝塚や古墳をはじめ、下総国府跡や国分寺、城跡など、歴史的な遺跡が多く残されています。また、地域の成り立ちや人々の暮らしなど歴史を標す寺社や祠・石造物なども点在しています。



**緑に恵まれた住宅地**

斜面林や寺社林が身近に存在していることに加え、住宅の敷地内にも屋敷林や樹木が比較的多く、住宅地は緑に恵まれています。また、真間川沿いから国府台、国分にかけての台地上は風致地区に指定されており、緑の多い住宅地として親しまれています。



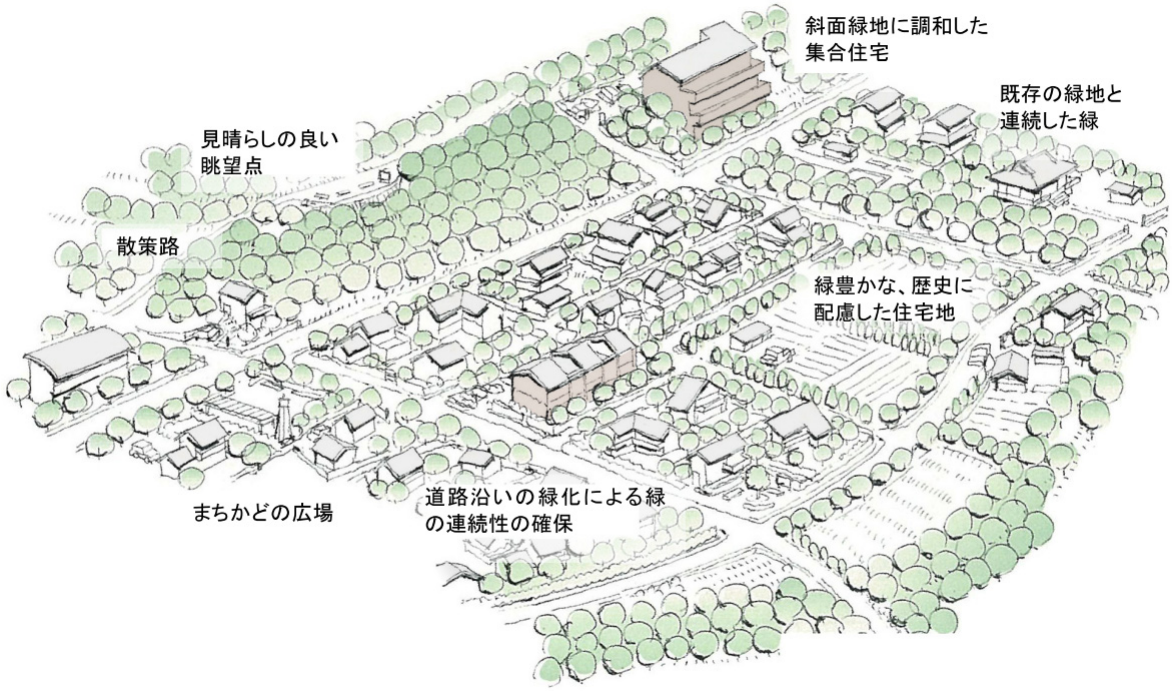
**印象的な眺望〈里見公園や弘法寺などからの眺望など〉**

台地の突端や高台の公園からは、市街地、河川を望むことができ、天気の良い日には遠く富士山を見ることもできます。また、道路を見通す先に斜面林の緑が見えるなど良好な眺望を得ることができます。

**【景観まちづくりの目標】**

「緑にあふれたまち」を、みんなでつくり、育てましょう

地域の恵まれた緑をみんなで協力して守り、つくり、育てながら、ふれあいのある暮らしやすい住環境を育んでいきます。




**【取り組み事例】**

中国分の一部地域では、本市で初めての景観協定として「中国分三丁目景観協定」が認可されるなど、住民・事業者主体の景観に配慮したまちづくりがおこなわれています。

*出典：市川市景観計画*

### 2.2.15 市川市スポーツに関するアンケート調査結果

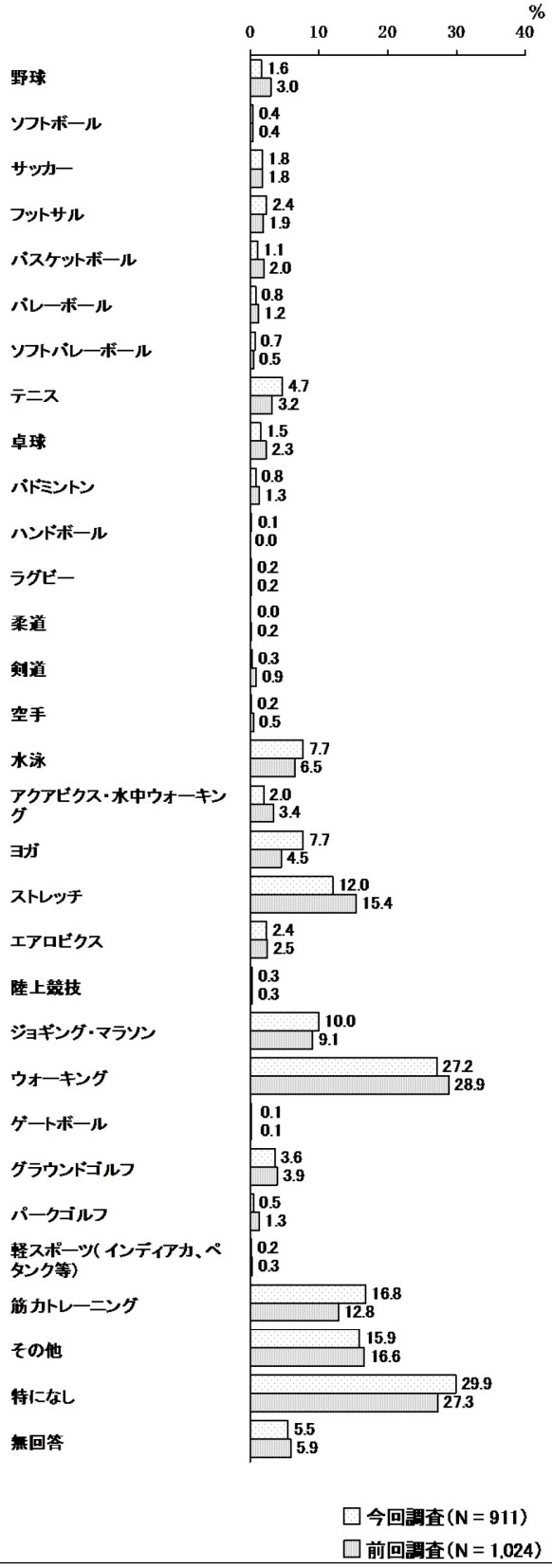
「市川市スポーツ振興計画」の見直しにあたって、社会情勢や環境の変化、市民のスポーツに関する意識や要望の多様化に対応し、市民の意見を十分に反映させた計画を策定するために行われた調査（H29 年３月）である。

以下に国府台公園、スポーツ施設に関連する項目を抜粋した。

問３　あなたは現在どのような運動・スポーツを行っていますか。（あてはまるものすべてに○）

「特になし」の割合が 29.9%と最も高く、次いで「ウォーキング」の割合が 27.2%、「筋力トレーニング」の割合が 16.8%となっています。

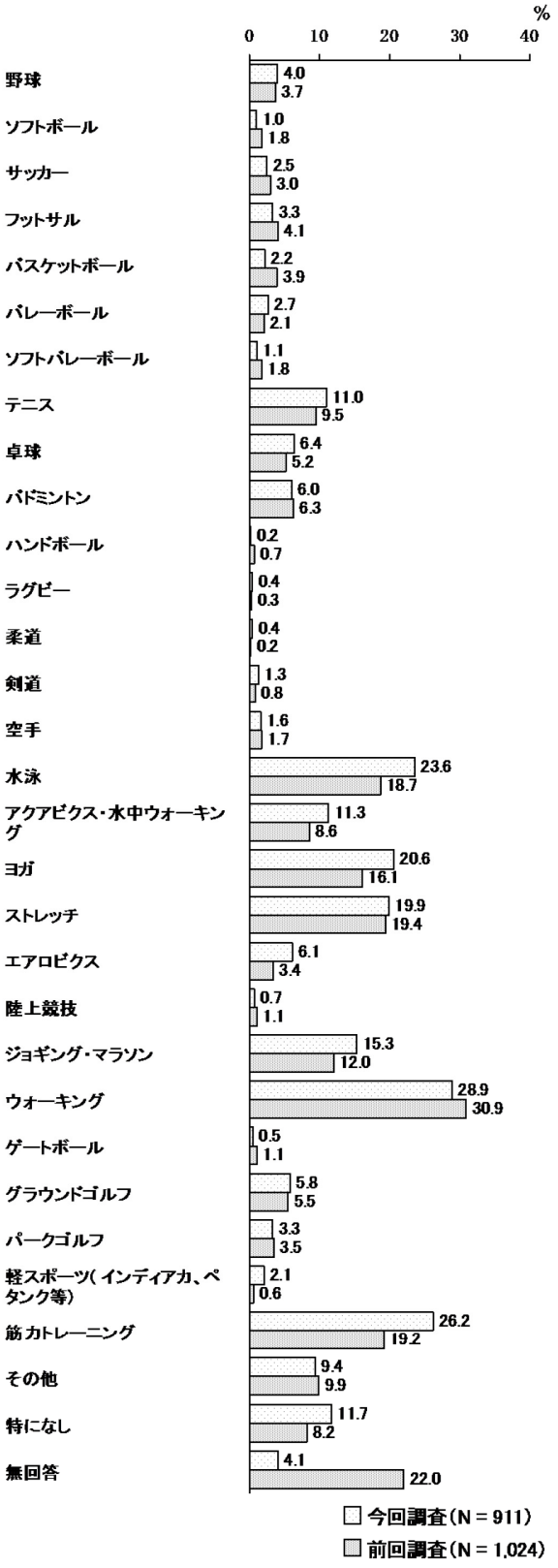
前回調査と比較すると、「ヨガ」「筋力トレーニング」がわずかですが高くなっています。



問４　あなたは今後どのような運動・スポーツをしたいと思いますか。
（あてはまるものすべてに○）

「ウォーキング」の割合が 28.9%と最も高く、次いで「筋力トレーニング」の割合が 26.2%、「水泳」の割合が 23.6%となっています。

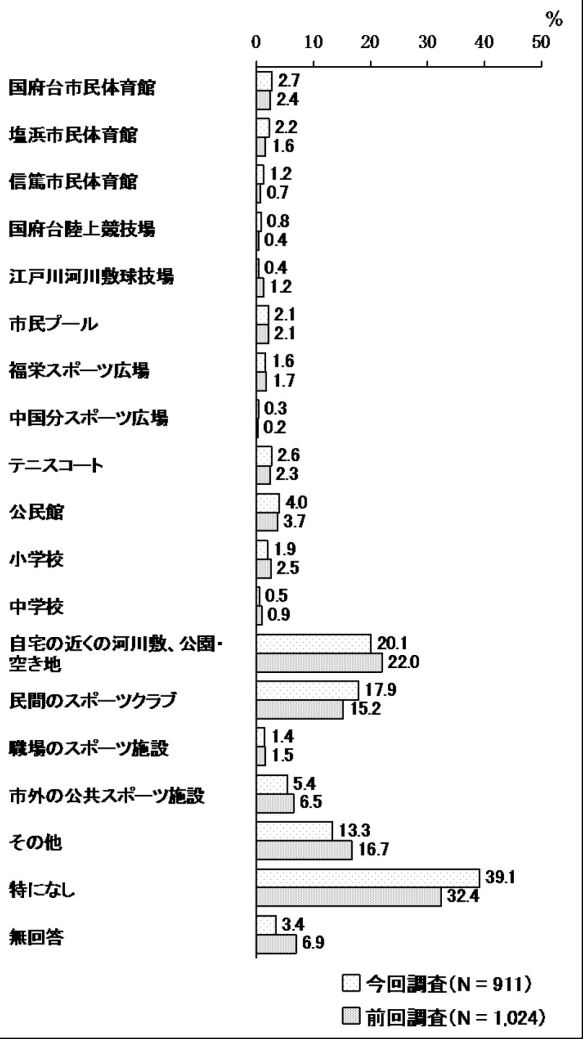
前回調査と比較すると、「筋力トレーニング」が 7.0 ポイント、「水泳」は 4.9 ポイント、「ヨガ」は 4.5 ポイント増加しています。



問８　あなたは普段どこで運動やスポーツをしていますか。（あてはまるものすべてに○）

「特になし」の割合が 39.1％と最も高く、次いで「自宅の近くの河川敷、公園・空き地」の割合が 20.1％、「民間のスポーツクラブ」の割合が 17.9％となっています。

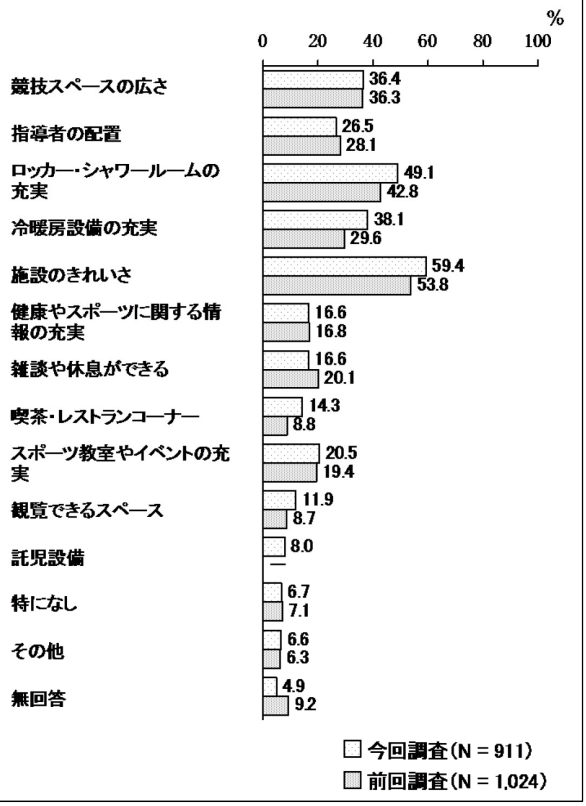
前回調査と比較すると、大きな差異はありません。




問 11　あなたがスポーツ施設にとって重要だと思うものは何ですか。
（あてはまるものすべてに○）

「施設のきれいさ」の割合が 59.4％と最も高く、次いで「ロッカー・シャワールームの充実」の割合が 49.1％、「冷暖房設備の充実」の割合が 38.1％となっています。

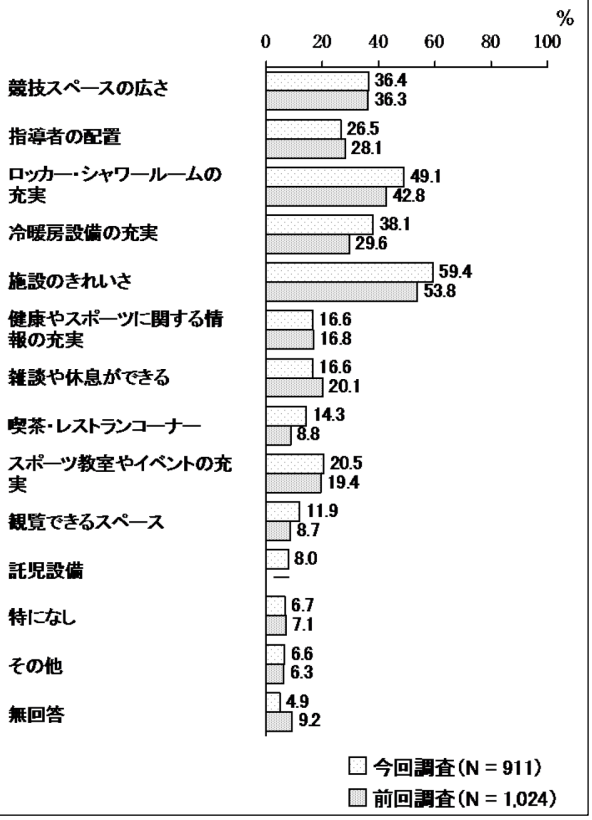
前回調査と比較すると、「ロッカー・シャワールームの充実」「冷暖房設備の充実」「施設のきれいさ」「喫茶・レストランコーナー」が高くなっています。



問 11　あなたがスポーツ施設にとって重要だと思うものは何ですか。
（あてはまるものすべてに○）

「施設のきれいさ」の割合が 59.4%と最も高く、次いで「ロッカー・シャワールームの充実」の割合が 49.1%、「冷暖房設備の充実」の割合が 38.1%となっています。

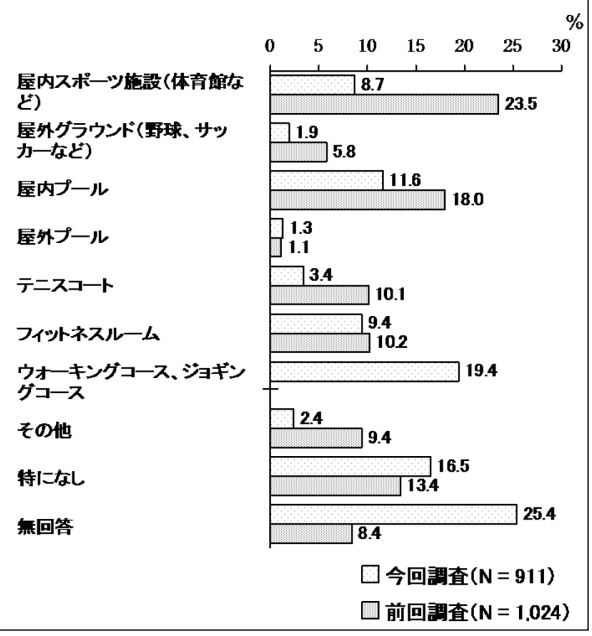
前回調査と比較すると、「ロッカー・シャワールームの充実」「冷暖房設備の充実」「施設のきれいさ」「喫茶・レストランコーナー」が高くなっています。




問 13　今後、充実してほしいスポーツ施設はありますか。（ひとつに○）

「ウォーキングコース、ジョギングコース」の割合が 19.4%と最も高く、次いで「特になし」の割合が 16.5%、「屋内プール」の割合が 11.6%となっています。

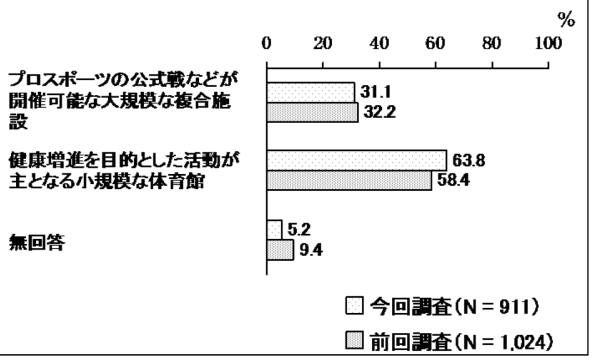
前回調査と比較すると、「屋内スポーツ施設（体育館など）」が 14.8 ポイント減少しています。



問 14　今後、市内に新しい体育館を設置する場合、どちらが望ましいと思いますか。
（ひとつに○）

「健康増進を目的とした活動が主となる小規模な体育館」の割合が 63.8%、「プロスポーツの公式戦などが開催可能な大規模な複合施設」の割合が 31.1%となっています。

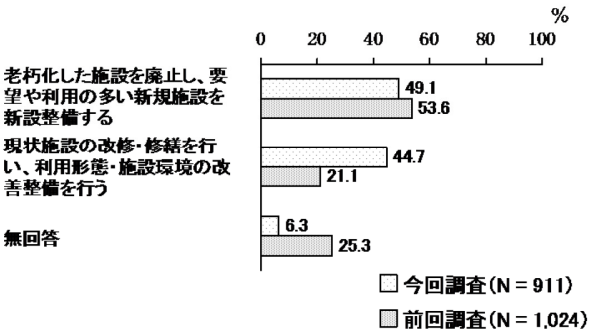
前回調査と比較すると、「健康増進を目的とした活動が主となる小規模な体育館」が 5.4 ポイント増加しています。




問 16　今後、スポーツ施設の整備について、どちらが望ましいと思いますか。（ひとつに○）

「老朽化した施設を廃止し、要望や利用の多い新規施設を新設整備する」の割合が 49.1%、「現状施設の改修・修繕を行い、利用形態・施設環境の改善整備を行う」の割合が 44.7%となっています。

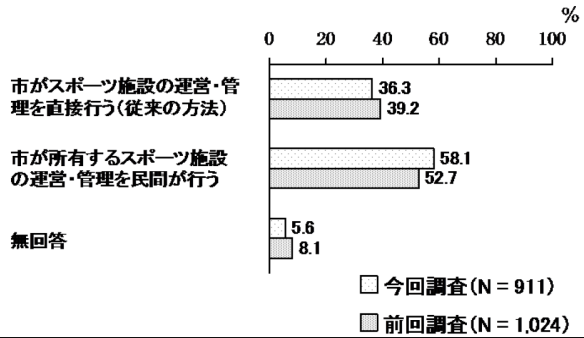
前回調査と比較すると、「現状施設の改修・修繕を行い、利用形態・施設環境の改善整備を行う」が 23.6 ポイント増加しています。




問 17　今後、スポーツ施設を管理する方法として、どちらが望ましいと思いますか。
（ひとつに○）

「市が所有するスポーツ施設の運営・管理を民間が行う」の割合が 58.1%、「市がスポーツ施設の運営・管理を直接行う（従来の方法）」の割合が 36.3%となっています。

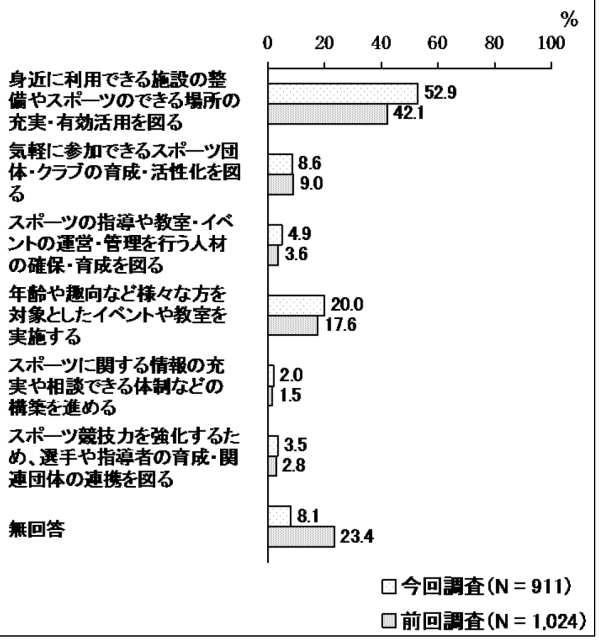
前回調査と比較すると、「市が所有するスポーツ施設の運営・管理を民間が行う」が 5.4 ポイント増加しています。



問 18　今後のスポーツ行政について、何を求めますか。（ひとつに○）

「身近に利用できる施設の整備やスポーツのできる場所の充実・有効活用を図る」の割合が 52.9%と最も高く、次いで「年齢や趣向など様々な方を対象としたイベントや教室を実施する」の割合が 20.0%となっています。

前回調査と比較すると、「身近に利用できる施設の整備やスポーツのできる場所の充実・有効活用を図る」が 10.8 ポイント増加しています。



### 2.2.16 文化財

市川市は先土器時代から人が住み始め、江戸時代には江戸近郊の風光明媚な地として知られるなど、歴史的資源の多い土地である。

国府台公園内には、市指定の文化財「下総総社跡（しもうさそうじゃあと）」があり、計画検討にあたって考慮する必要がある。

**【下総総社跡（しもうさそうじゃあと）】**

大化の改新の詔によって、日本各地は 60 余カ国に分けて整備され、それぞれの国には国府（こくふ）と呼ばれる地方政治の中心が置かれました。下総国は現在の千葉県北部から茨城県西南部、および東京都、埼玉県の一部にあたります。下総の国府は現・市川市国府台（こうのだい）にありましたが、正確な所在地は定かではありません。

国を治める国守の任務の中に、国内にある神社を毎年巡拝して奉幣祭祀するというものがありました。これはなかなか大変な仕事のため、国府の近くに諸社のご神体を合祀し、巡拝を簡略化しました。この斎場が総社または六所神社であるとされています。

現在スポーツセンターのある場所が、下総国の総社（六所神社）があったところです。この一帯は東西約 130 メートル、南北約 80 メートルにわたって高く盛り上がり、大樹も多かったことから「六所の森」の名があり、六所神社跡から南に短冊形の地を府中（ふちゅう）と呼ばれていました。総社がいつごろ置かれたか定かではありませんが、周辺から平安時代初期までの竪穴住居跡が発見されており、平安初期以後であると考えられます。

明治 19 年、この地に陸軍練兵場ができたため、六所神社は須和田 2 丁目に移されています。



大ケヤキの下にある下総総社跡の碑

*出典：市川市 HP　文化財（市指定）－下総総社跡*

## 2.3 現地調査



①西側入口看板及び公園案内



②西側緑地及び彫刻



③北側園路



④下総総社跡の大ケヤキ



⑤陸上競技場付近にある記念碑



⑥北側園路



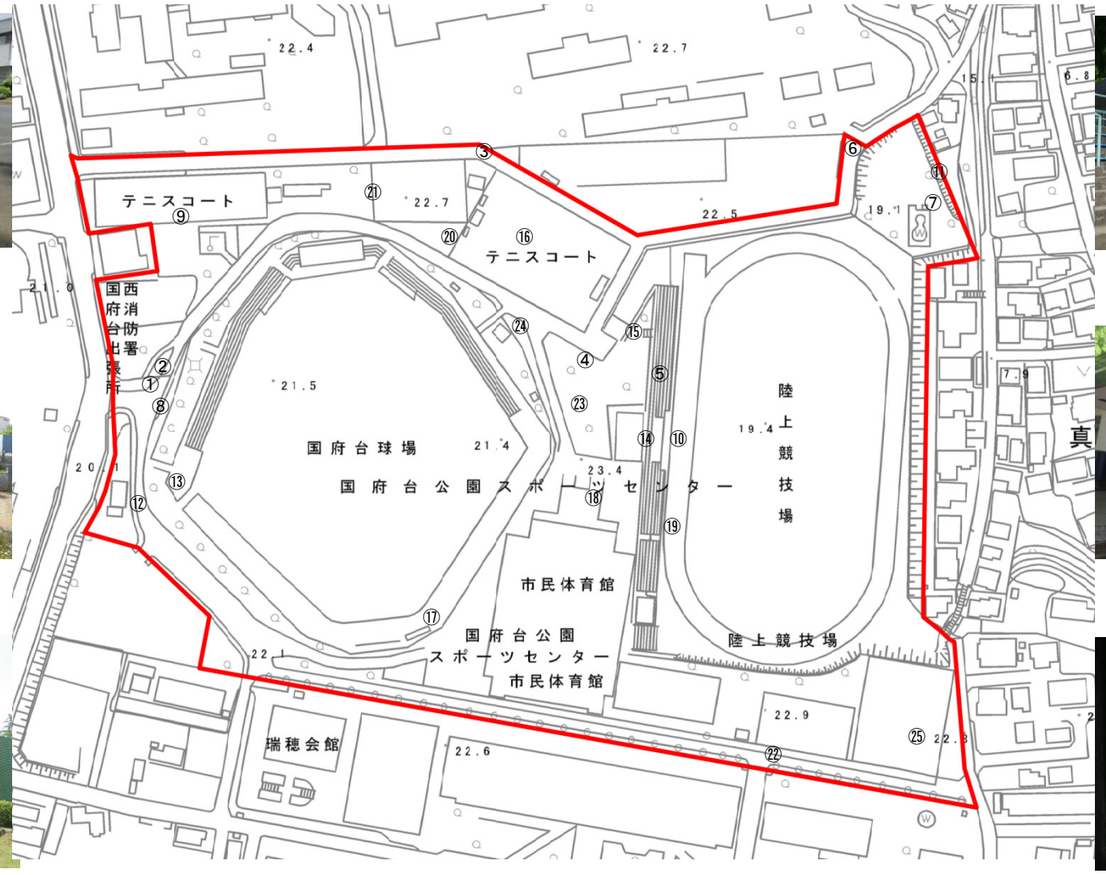
⑦北東側緑地部にあるミニプール



⑧西側入口部の広場



⑨北東側駐車場






⑩陸上競技場スタンド及び管理棟



⑪北東側緑地部にあるトイレ



⑫野球場西側倉庫



⑬野球場西側トイレ




⑭陸上競技場管理棟はスポーツガーデン国府台の事務所となっている



⑮陸上競技場入口



⑯広場兼臨時駐車場（旧テニスコート）



⑰野球場スコアボード



⑱体育館入口



⑲陸上競技場スタンド



⑳野球場北側休憩コーナー



㉑北側駐車場（旧テニスコート）



㉒南側通路



㉓体育館前オープンスペース



㉔野球場北東側トイレ



㉕南側テニスコート（閉鎖）



㉖西側緑地（遊具等あり）

## 2.4 自然･社会･人文･景観等の概況整理

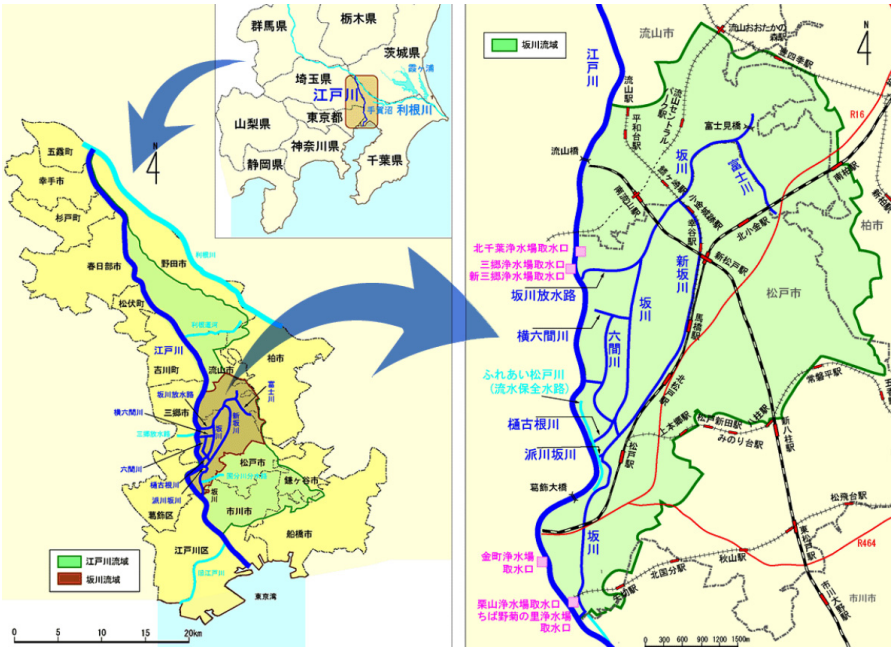
### 2.4.1 立地特性

・市川市北部に位置し、江戸川に沿った下総台地の高台を中心とした地域である。

・地域の西端を江戸川が流れ、三丁目地内で坂川が合流している。

・江戸川 - 地域の西端を流れる河川。市境・都県境にもなっており、対岸は東京都となっている。

・坂川 - 地域の北西部を流れる河川。国府台三丁目において江戸川と合流している。




*出典：国土交通省江戸川河川事務所 HP*




平成 21 年 4 月 28 日撮影

*出典：国土地理院*

### 2.4.2 市川市の概況

・市川市は千葉県北西部に位置し、東西 8.2 ㎞南北 13.4 ㎞でその面積は 56.39ｋ㎡、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相対している。

・都心から 20 キロメートル圏内にあり、文教・住宅都市として発展している。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、ＪＲ総武線・京葉線・武蔵野線、京成線、東京メトロ東西線、都営新宿線、 北総線といった鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道 14 号などの幹線道路が東西方向に通っている。

・地形は、北部に標高 20 メートル前後の台地があるほかは、おおむね平坦である。北部は、大野・大町の台地を中心に梨栽培などの農業が盛んで、屋敷林や斜面林などの緑も多い。中央部は、古くからの住宅地が多く、京成線に沿った菅野、八幡の一帯には市の木であるクロマツが点在し、市の代表的景観を形成している。南部は、埋め立てによってできた部分が多く、高度成長期以降東西線開業を機にマンションなどの高層住宅が発達した。東京湾に面した臨海部には、湾岸道路を中心に物流の拠点や工業地帯が広がっている。

*出典：データにみる市川市の都市基盤（概要）*

・昭和 9 年の市制施行当時、約 4.1 万人であった人口は、昭和 24 年に 10 万人に達した。その後、首都近郊の住宅都市として、特に昭和 30 年代後半から急増し、昭和 53 年まで年間約 1 万人の増加が続きました。昭和 54 年以降は、年間 6 千～8 千人と鈍化傾向を示し、平成 20 年には、約 47.3 万人となっている。

・本市の DID（人口集中地域）の推移をみると、昭和 45 年には市域面積に対する割合が 40.7%、市域人口に対する割合が 87.7%だったものが、平成 27 年には、それぞれの割合が 84.2%、97.8%を占め、面積、人口とも増加している。　　（出典：市川市 HP　市川市の概要）

・人口：486,517 人（男性 246,967 人　女性 239,550 人）、世帯数 242,287 戸
（平成 30 年 4 月 30 日現在）（出典：市川市住民基本台帳人口）

・第 1 次産業　4.0%、第 2 次産業　25.0%、第 3 次産業　71.0%

*出典：平成 27 年国勢調査*

**【気象】**

最近 5 年間（平成 24 年から 28 年まで）の年間平均気温は、15.9℃で、月別の最低平均気温は 1 月の 5.9℃、最高平均気温は 8 月の 27.2℃でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は 1,296.7 ㎜で秋に多く、冬に少ない傾向である。

**月別気象概要（統計機関：平成 28 年度）**

| 要素 | 平均気温（℃） | | | 降水量（mm） | 降雪（cm） | 風速（m/s） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均 | 最高 | 最低 | 合計 | 合計 | 平均 |
| 1 月 | 5.9 | 10.7 | 2.9 | 62.5 | /// | 2.2 |
| 2 月 | 6.9 | 17.7 | 3.9 | 49.0 | /// | 2.6 |
| 3 月 | 9.8 | 15.3 | 4.3 | 103.5 | /// | 2.5 |
| 4 月 | 15.1 | 19.3 | 9.9 | 89.0 | /// | 3.3 |
| 5 月 | 19.8 | 23.6 | 16.4 | 105.0 | /// | 3.5 |
| 6 月 | 22.4 | 26.7 | 19.2 | 150.0 | /// | 2.7 |
| 7 月 | 25.4 | 28.5 | 21.3 | 102.0 | /// | 2.5 |
| 8 月 | 27.2 | 32.6 | 22.3 | 259.0 | /// | 3.2 |
| 9 月 | 24.4 | 28.5 | 19.2 | 227.5 | /// | 2.3 |
| 10 月 | 18.7 | 26.3 | 11.6 | 69.5 | /// | 2.1 |
| 11 月 | 10.5 | 15.5 | 7.9 | 111.0 | /// | 2.3 |
| 12 月 | 8.8 | 14.4 | 3.8 | 55.5 | /// | 2.5 |
| 年 | 16.3 | 27.2 | 5.9 | 115.5 | /// | 2.6 |

**月別気象概要（統計機関：平成 24 年～平成 28 年度）**

| 要素 | 平均気温（℃） | | | 降水量（mm） | 降雪（cm） | 風速（m/s） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均 | 最高 | 最低 | 合計 | 合計 | 平均 |
| H24 | 15.3 | 20.0 | 10.7 | 1,218.5 | /// | 3.1 |
| H25 | 16.1 | 21.2 | 11.3 | 1,078.5 | /// | 3.2 |
| H26 | 15.6 | 20.8 | 10.6 | 1,399.5 | /// | 2.8 |
| H27 | 16.2 | 21.2 | 11.0 | 1,403.5 | /// | 2.7 |
| H28 | 16.3 | 27.2 | 5.9 | 1,383.5 | /// | 2.6 |
| 平均 | 15.8 | 20.8 | 10.9 | 1,275.0 | /// | 3.0 |

*出典：市川市 HP　1. 土地・気象*

### 2.4.3 歴史背景

【歴史】

国府台・中国分地区は下総台地の西端にあたり、国分台と呼ばれる台地と谷津が入りくんだ、複雑な地形となっています。 台地とその縁辺部には、権現原遺跡（先土器時代）・堀之内貝塚（縄文時代）・小塚山遺跡（弥生時代）などが残され、古くから人々の生活の舞台であったことがうかがわれます。また、東京低地に臨む地理的要地であったことから、律令時代に下総国府・下総国分寺・国分尼寺が置かれ、下総の国の政治と文化の拠点となりました。これにともない、台地や谷津に畑作や稲作を営む農耕集落が形成されました。 中世からは軍事的要衝としての性格が強まり、北条氏と里見氏が覇権を争った国府台合戦（1538 年・1564 年）の舞台ともなっています。これは大河に臨み、江戸を一望できるこの地の重要性を物語る逸話であり、総寧寺の移転も軍事的意味合いのあったものと推察されます。近世には江戸近郊の風光明媚の地として知られ、国府台や江戸川が浮世絵などにも描かれています。 明治になり陸軍教導団が国府台に置かれると、地域は兵舎が建ち並ぶ軍隊のまちに変貌し、商業も発展し始めました。また総武鉄道、京成電鉄の開通と沿線の開発、関東大震災・東京空襲などの被災者の流入により、地域の人口は急増し、住宅地が形成され始めました。戦後、高度成長期に入ると市街地の拡大が始まり、軍跡地に文教施設群が出現するとともに、台地上での宅地開発が大規模に行われ、地域の様子は一変しました。この過程で一部の地形と斜面林は失われましたが、市内では緑の豊富な地であり、豊かな自然に囲まれた住宅・文教地区として、現在に至っています。

市川駅北口地区は市中心部に帯状に広がる「市川砂州」と真間川沿いに広がる低地、そして北部の台地（下総台地）で構成される地形となっています。この台地部では古代の遺跡や律令時代には下総の国府が置かれるなど政治と文化の中心地となっており、文人墨客も多く訪れたといいます。人々は台地上や台地沿いに集落を形成し、真間川沿いの低地で農耕生活を営んでいました。

近世に入ると市川の渡しが停船所として指定され、佐倉道（現在の国道 14 号）が参勤交代や成田山参拝への重要な街道となり、街道筋のまち並みがつくられ発展していきました。真間山弘法寺も紅葉の名所として知られ、大門通りも参道として賑わっていたと推察されます。

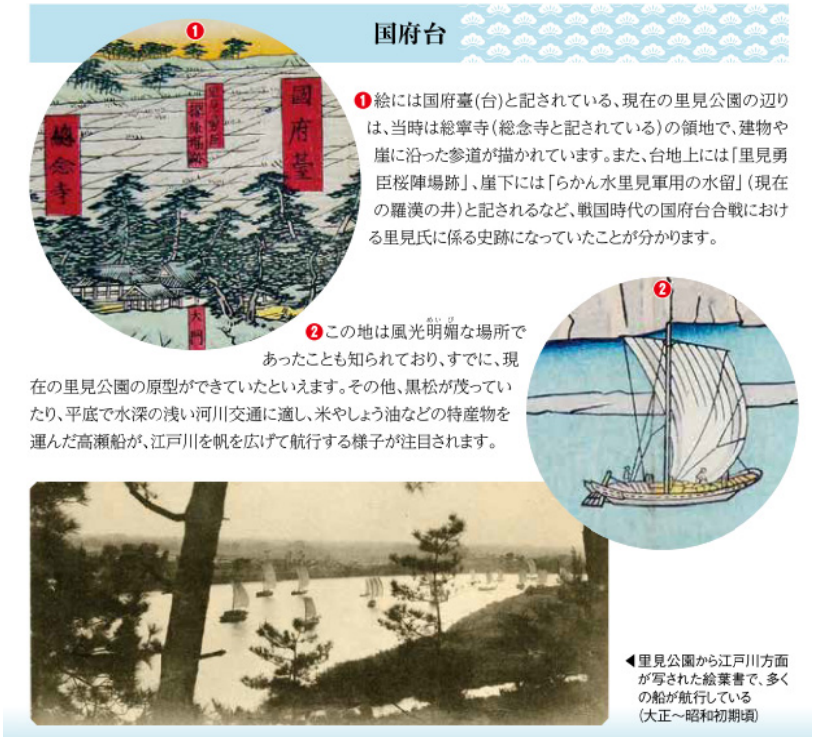
こうした街道的まち並みに大きな転機が訪れたのは明治のことで、国府台への陸軍教導団の移転を契機に、根本を中心とした商店街が形成されるようになり、さらには明治 27 年の総武鉄道、大正 3 年の国府台・真間駅の設置などの鉄道開通にともない、東京から移り住む人々が急増したことから、商業施設の立地や住宅が増加し、中心市街地へと発展していきました。

地区には、江戸川、真間川といった水辺や台地沿いにある斜面林などの自然的な資源と、台地上に残る寺社や遺跡などの歴史的な資源が多く残されていています。また、千葉県の玄関口となる市川駅を囲むように商業・業務施設が立地し、そこから延びる通り沿いの商店街には多くの人々の往来が見られ、駅を中心に商店街から住宅地へと繋がるまち並みがつくられています。さらに、後背地である国府台の台地上には文教施設が立地しています。

このように、市川駅北口地区は豊かな自然や歴史的な資源を背景に控え、そこへとつながるまち、あるいは地域の玄関口としての性格を持ち、様々な景観要素が重なり合うことが大きな特徴となっています。

*出典：市川市景観基本計画*

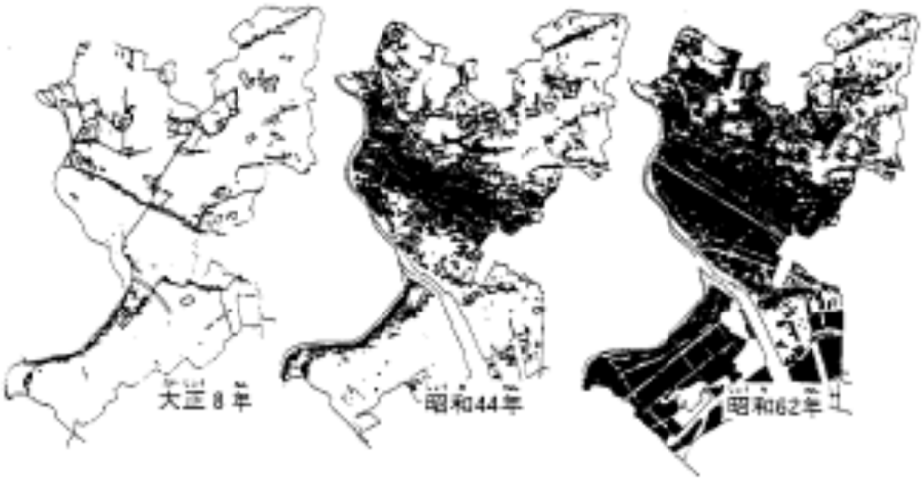
名にある利根川というのは江戸川にあたり、明治維新期の慶応４年（1868）に、浮世絵師の玉く斎貞秀が描いた作品です。江戸川の対岸上空から市川市域を俯瞰したように、左から、国府台・真・市川・八幡・行徳・南行徳の辺りを中心に、６枚続きの作品として描かれています。




*出典：歴史博物館 開館 35 周年記念　浮世絵の世界と市川*

本格的に市街化がはじまったのは、戦後昭和 35 年以降の急激な人口流入からです。

昭和 24 年に大柏村、昭和 30 年に行徳町、昭和 31 年には南行徳町と合併し市域も広がるとともに、臨海部の埋立地には大工場が進出し、駅周辺には商業・業務施設が集まり、南北の田園地帯でも宅地化が急激に進みました。行徳地区では、昭和 43 年の東西線の開通によって宅地化が進み、埋め立て事業の進展、水田地帯の土地区画整理事業などにより、旧江戸川沿いの古くからの市街地とともに、都会的な住宅地が広がっていきました。




住宅地の変遷

*出典：第１章　市川の景観特性と課題*

### 2.4.4 地形特性

江戸川左岸圏域は，江戸川の左岸側に位置する南北に細長い圏域で，下総台地の水を集めて江戸川に流入する座生川，今上落，坂川，真間川，秣川の流域と，旧江戸川に流入する境川，堀江川，見明川の流域で構成されています。圏域の面積は約 160km2 で千葉県全面積の 3%を占めています。

本圏域には，東葛飾・葛南地域に属する市川市，船橋市，松戸市，野田市，柏市，流山市，鎌ヶ谷市，浦安市の 8 市が位置しています。

江戸川左岸圏域内の一級河川は 23 河川あり，流域面積の合計は約160km2，指定区間(県知管理区間)延長は約88km を有しています。このうち，坂川放水路は国が管理する直轄河川で**あり**，

**残りの22 河川，延長約82km を千葉県が管理しています。**

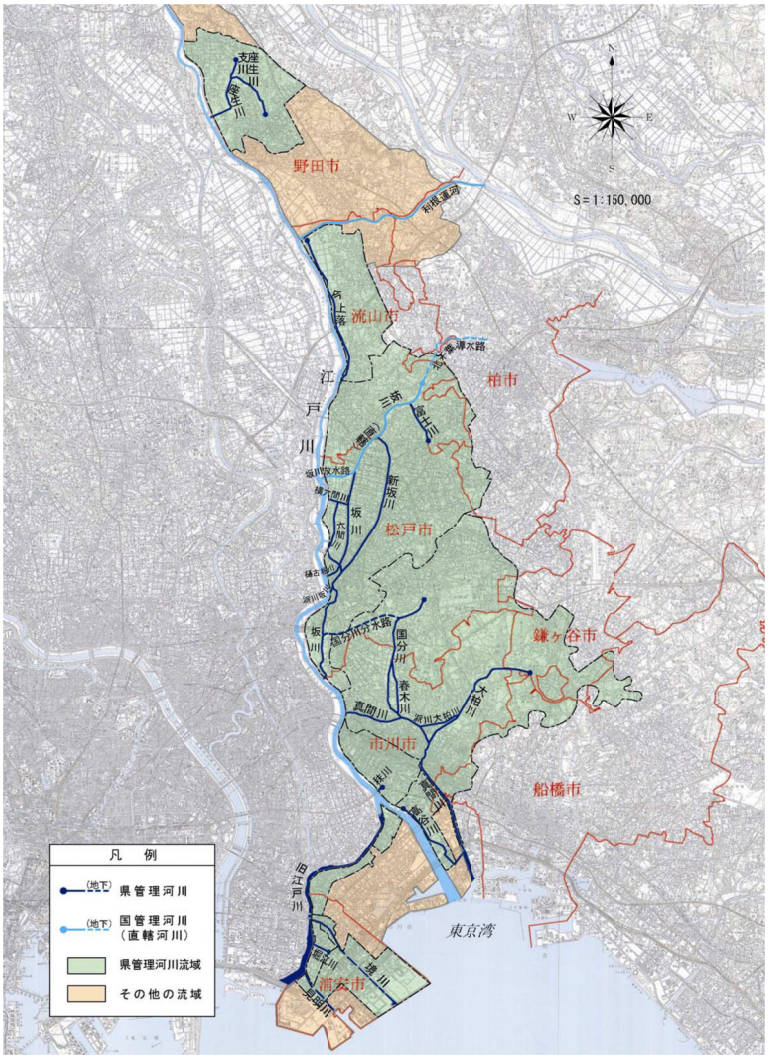



図　江戸川左岸圏域全体図

*出典：利根川水系江戸川左岸圏域河川整備計画*

### 2.4.5 動植物

**【動物】**

真間川水系で確認された水生動物の種類数は、92 種類でした。
その内、節足動物の昆虫類が 35%(30 種類)、魚類が 27%(27 種類)、節足動物の軟甲類(エビ・カニ類やヨコエビ類など)が 11%(12 種類)と全体の 73%を占めていました。

貴重な水生生物としては、湧水に依存するホトケドジョウ、スナヤツメが挙げられます。

外来生物は、「特定外来生物」がウシガエル、カダヤシ、ブルーギルの 3 種類、「要注意外来生物」がミシシッピアカミミガメ、タイリクバラタナゴ、アメリカザリガニ等の 5 種類であり、真間川水系の状況からは、他の河川等への広がりを防ぐことが課題になっています。
物理的環境のところで解説したとおり、各河川とも水生動物の移動支障となる河道内構造物がなく、海域からの連続性が保たれています。

このことは、魚類やエビ・カニ類の分布状況からも推測することができます。
一方、河川に流入する水路との連続性については、連続性が乏しいのが現状です。

*出典：市川市河川遊水池等水生生物生態調査概要*

**【植物】**

イノカシラフラスコモは、昭和 32 年（1957）に東京都の井の頭公園を源流とする神田川の上流部で発見された車軸藻（しゃじくも）という水草の一種で、日本固有の植物です。藻全体の長さは 20 から 30 センチになりますが、主軸（茎）の直径は 0.5 から 0.7 ミリと大変細い植物です。

車軸藻の仲間は雌雄同株の多い中で、イノカシラフラスコモは雄株と雌株がそれぞれ別に存在すること（雌雄異株）が特徴です。

その後、生育が見られなくなり、絶滅したと長い間考えられていました。

ところが、昭和 61 年（1986）に市川市中国分のじゅん菜池緑地にあるジュンサイ育成池において、自生が確認され、唯一自然界で生育する場所となりました。

環境省のレッドリストでは、最も絶滅が危惧される「絶滅危惧 1 類」として記載され、「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物編」においても「最重要・重要保護生物」として記載されています。

平成 28 年（2016）に、井の頭公園の井の頭池において、イノカシラフラスコモの発芽が約 60 年ぶりに確認されましたが、現在でも自生地は 2 箇所のみです。

*出典：自然環境　絶滅危惧種イノカシラフラスコモの保護保全*

### 2.4.6 文化･行祭事

ア　文化財

【国指定】

・立正安国論：文化財。法華経寺が所蔵する二つの国宝のうちの一つです。日蓮 48 歳の時の著で、鎌倉幕府の前執権・北条時頼に建白した『立正安国論』の控えの真筆です。厚手の楮紙（ちょし）を 36 枚継ぎ、縦 29 センチメートル、全長は 15.98 メートルにも及び、各紙片の端に枚数を記しています。

・観心本尊抄：文化財。文永 10 年（1273）佐渡に流された日蓮は、配所にあって独自の教学を宣明しました。本書はその宗旨の教学的内容を漢文で論述したもので、日蓮宗の根本聖典とされています。紙数は 17 枚で、厚手の楮紙（ちょし）に表裏にわたって書かれ、また 13 紙以下は寸法の異なる斐紙（ひし）に書いていることなど、流人生活の反映がうかがわれます。

・法華経寺　五重塔：重要文化財。阿弥光室が、父・光徳の 3 回忌と母・妙光の 5 回忌にあたる元和 8 年（1622）に、加賀藩主・前田利光の援助を受けて建てたもので、総高は 31.6 メートル。江戸時代初期の様式をとどめる県下唯一の五重塔です。落ち着いた和様の形式を持ち、各層の大きさは方三間、初層から四層まで軒二重繁垂木で、最上層の垂木だけを扇垂木としているところはこの時代の傾向を示しています。

・法華経寺 法華堂：重要文化財。寺伝によれば法華経寺開基である富木常忍が建立した建物といわれ、当時銭四貫文（よんかんもん）で建てられたと伝わることから四貫堂（しかんどう）とも呼ばれます。

・法華経寺 四足門：重要文化財。この門はかつて本院の入口に建っていましたが、もともとは鎌倉の愛染堂から文永年間（1264～1275）に移築したといわれます。四脚門とも呼ばれ、本柱（ほんばしら）のほか前後に楕円に作られた 4 本の控柱（ひかえばしら）があります。正面 1 間、屋根は切妻柿葺で、中央本柱間に両開きの扉をつけています。本柱と控柱を海老虹梁（えびこうりょう）という、湾曲した梁で結び、柱上の組物の形、配置法、柱下の礎盤（礎石）など、全体に唐様の様式が見られます。

・法華経寺 祖師堂：重要文化財。祖師堂は、宗祖日蓮聖人をお祀りするお堂で、最初は鎌倉時代の正中 2 年（1325）に上棟した小規模な五間堂でした。その後、焼失などのため幾度か再建があり、現在の祖師堂は江戸時代中期の延宝 6 年（1678）に上棟されたものです。

昭和 62 年から始まった解体修理は、十年の歳月を費やして平成 9 年に完成。建立当時の姿に復元されました。

・絹本著色十六羅漢像：重要文化財。十六羅漢というのは、仏の命を受け、この世で正法を護る 16 人の悟りを得た修行者のことです。本像は 8 曲屏風一双で、画面はおのおの縦 87.5 センチメートル、横 48 センチメートルです。16 枚の羅漢像のうち 12 枚が原画で、第 1・2・5・10 の 4 枚は江戸時代に狩野派の伊川院と晴川院が補足したものです。

・絹本著色日蓮聖人像：重要文化財。日蓮が床上に座し、両手に経巻を開いて読誦している姿で、信者の間では「水鏡の御影」と呼ぶ画像です。縦 63.9ｃｍ、横 38.2ｃｍ、額面と肉身は胡粉の白色、肉線と衣文線は墨、頭部と髯の剃りあとは淡青色、唇には朱が施されており、法衣と袈裟は淡黄色です。大和絵の系統に立つ作品で鮮やかな色遣いはみごとです。床前には法華経 8 巻を並べた経机と花瓶を置いた卓があり、かたわらに磬が配されています。

・刀（無銘 伝兼永）：重要文化財。寸法は、身長 2 尺 4 寸 7 分（74.8 センチメートル）、反 8 分（2.4 センチメートル）、元幅 9 分 6 厘（2.9 センチメートル）、鋒長 1 寸（3 センチメートル）、茎

長 5 寸 8 分（17.6 センチメートル）。造りは刃の幅が広い鎬造り（しのぎづくり）で、棟が山型になった庵棟（いおりむね）というものです。

・日蓮自筆遺文：重要文化財。　日蓮の自筆遺文は、入寂後一周忌に収集されたものを「録内」、三周忌に収集されたものを「録外」と呼んでいます。収集は室町時代から江戸時代初期にかけても行われ、さらに現在でも続けられています。

・堀之内貝塚貝塚：史跡。文化最盛期である縄文時代後期前半（約 4000 年前）から貝塚文化衰退期の縄文時代晩期（約 2500 年前）にかけて形成された遺跡です。貝層は東西に長く、長径 225 メートル、短径 120 メートルあり、北西部を屈曲部とした馬蹄形（ばていけい）貝塚です。

・姥山貝塚　この貝塚は、縄文時代中期から後期（今から約 5000 年前から 3000 年前）に形成された、東西約 130 メートル、南北 120 メートルの馬蹄形貝塚です。堀之内貝塚と同様、ハマグリを主体としてアサリ、シオフキなど 30 種以上の貝が出土しています。

・下総国分寺跡：史跡。天平 13 年（741）聖武（しょうむ）天皇によって発せられた「国分寺建立の詔」により、「金光明四天王護国之寺」として建立されました。下総国分寺跡は、その詔によって建立された下総国分僧寺の跡で、現在の国分寺とほぼ同じ場所にあり、奈良県の法隆寺と同じ配置（法隆寺式伽藍配置）で、金堂・塔・講堂が建てられていました。

・下総国分尼寺跡：史跡。下総国分尼寺跡

・曽谷貝塚：史跡。東西 210 メートル、南北 240 メートルという大きな規模をもち、単独の馬蹄形貝塚としては日本でも最大級の広さがある貝塚です。緩やかに傾斜する台地上にあり、現在は住宅と畑、そして広場が広がっています。貝塚は窪んだ中央部の周囲に形成され、竪穴住居跡も窪地周辺の土手上の高まりから外側にかけて発見されていることから、集落としての大きな広がりを想像できます。

・千本公孫樹：天然記念物。葛飾八幡宮の本殿に向かって右手の瑞垣の中に、注連縄（しめなわ）を張った神木として樹勢盛んに繁っています。「千本公孫樹」の名は、落雷によって地上 6 メートルのところで折れた太い幹を囲んで、多数の枝が根元から立ち上がっているためにつけられたものです。樹高 23 メートル、根回り 10.2 メートル、目通り幹囲 10.8 メートルで、根回りより目通り幹囲のほうが太くなっているのもこのイチョウの特徴です。枝は東側に 12.3 メートル、南側に 12 メートル張り出し、西側と北側は社殿に接するために伸びが抑えられています。



法華経寺　五重塔



堀之内貝塚公園



千本公孫樹

【地域の歴史的資産】

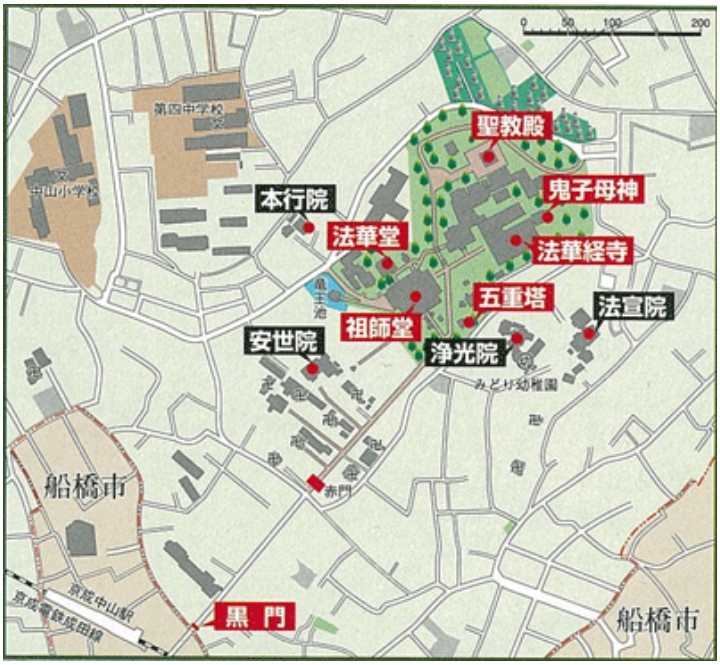
・中山法華経寺：中山参道地区は、法華経寺をはじめとする寺院群とその門前の商店街と住宅を中心とした歴史的資産と寺林などの豊かな緑を有する地区です。





*出典：市川市　中山地区の景観まちづくり*

鎌倉時代の高僧・日蓮聖人に関係した遺品がもっとも多く保存されている寺院です。「聖教殿（しょうぎょうでん）」には、42 にのぼる日蓮の遺文が大切に保管されています。他にも建造物や絵画など、市内の指定文化財のおおよそ 4 分の 1 があります。仁王門をくぐった参道の両脇には法華経寺ゆかりの寺も並び、春は桜の名所となります。




*出典：市川市　中山法華経寺の文化財*

### イ　行催事

| 祭り・行催事名称 | 開催月日 | 概要 |
|---|---|---|
| 新成人の集い | 1 月 13 日頃 | 市川市では、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますため、毎年「新成人の集い」を実施しています。運営・実施につきましては、実行委員会方式を採用し、新成人の意見をできる限り反映させ、自主的な「成人式」を目指しています。 |
| 外環道＆道の駅オープンフィールド in いちかわ | 3 月 4 日頃 | 「外環道＆道の駅オープンフィールド in いちかわ」は、東京外かく環状道路千葉区間の一部区間および道の駅いちかわの駐車場を一体的に開放し、様々なイベントを同時に開催。 |
| いちかわ真間川堤桜まつり | 3 月 24 日頃～4 月 15 日頃 | 桜ウィーク期間中にはお花見スペースとしての川床の設置や、夜桜を楽しめるライトアップが行われます。<br>また、真間川を中心に市内各所に設置した「いちかわ桜スタンプラリー」で市川市内の桜の名所を巡ってみてください。 |
| 縄文体験フェスティバル in 堀之内貝塚（予定） | 3 月 31 日頃 | 国指定史跡の堀之内貝塚と歴史情報の集積・発信基地としての市川考古・歴史博物館が、子どもから大人まで気軽に参加して楽しめる地域まつりを開催します。 |
| 文化イヤー≪春の祭典≫ | 5 月 5 日、<br>5 月 6 日頃 | 全日警ホール（八幡市民会館）が開館したことを機に、これまで以上に市川の文化に親しんでいただくためのイベントです。 |
| 「江戸川・水フェスタ in いちかわ」 | 5 月 26 日頃 | 「江戸川・水フェスタ in いちかわ」は貴重な河川空間である江戸川において水に親しみながら自然愛護の精神を育み、地域交流の輪を広げることを目的としています。 |
| アイ・リンク　スカイコンサート | 6 月 10 日頃 | 「神輿の町」妙典・行徳近隣の祭礼や地域行事などで伝統芸能の継承と地域貢献に努めている「妙典囃子保存会」と「本塩囃子保存会」によるお囃子（はやし）の演奏会。<br>当日はお囃子演奏に他、おかめ・ひょっとこ踊りの披露や、お囃子体験会も実施。 |
| アイ・リンクタウン展望施設ライトダウンイベント | 6 月 15 日～6 月 16 日頃 | 地上 150 メートルからの夕景・夜景をより美しく楽しめるよう施設内の照明を落とします。また、三脚を使った写真撮影も期間内に限り可能です。 |
| 平和の折り鶴の募集 | 6 月 1 日～<br>6 月 29 日頃 | 今年も広島・長崎で行われる平和記念式典へ送るため、平和の願いを込めた折り鶴を募集します。 |
| 市川市民納涼花火大会 | 8 月 4 日、<br>8 月 5 日頃 | 市川市民納涼花火大会は今年で第 34 回を迎える、江戸川区との同時開催で行われる市川市のメインイベントの一つです。 |
| 文化イヤー≪秋の祭典≫ | 10 月 8 日、<br>10 月 9 日頃 | 全日警ホール（八幡市民会館）が開館したことを機に、これまで以上に市川の文化に親しんでいただくためのイベントです。 |
| 鬼高さんしゃ祭 | 10 月 22 日頃 | ニッケコルトンプラザ、千葉県立現代産業科学館、メディアパーク市川鬼高の地に集う“さんしゃ”が心を込めて贈る、年に一度の感謝祭。 |
| いちかわ市民まつり | 11 月 3 日頃 | 趣向を凝らした模擬店・ＰＲブースなどが 200 以上並び、市民のみなさんが日頃の練習成果を存分に発揮する楽しいステージで市民まつりを盛り上げます。 |
| 市川市農水産まつり | 12 月 16 日頃 | 農業では地域ブランド「市川のなし」をはじめ、野菜ではネギやトマト、花ではシクラメンやポッド苗などを生産する農家が数多くいます。このような第一次産業をＰＲすることを目的として、市川市農産物等普及協議会では下記のとおり「市川市農水産まつり」を行います。 |



駅オープンフィールド


アイ・リンク　スカイ

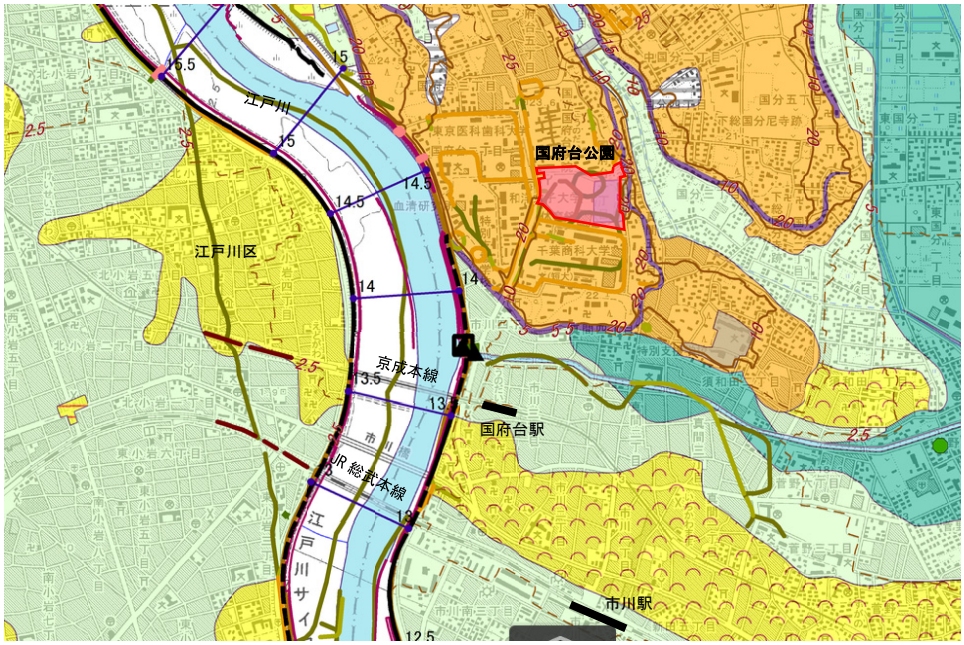

いちかわ市民まつり

*出典：市川市 HP　文化・観光・国際情報（イベント）*

# 第 3 章　　敷地分析

## 3.1 対象施設と周辺の地形や土地利用との関係整理

国府台公園は、江戸川の左岸側に広がる下総台地の南西端にあたる国府台地区にあり、ＪＲ総武本線市川駅から約 2.5 km、京成本線国府台駅から約 1.0 kmに位置する供用面積約 7.3haの運動公園（昭和 31 年に当初都市計画決定）である。周辺は千葉商科大学、和洋女子大学、国府台高等学校、国府台病院など公共施設が多く、さらにその周辺には住宅地が広がっている。



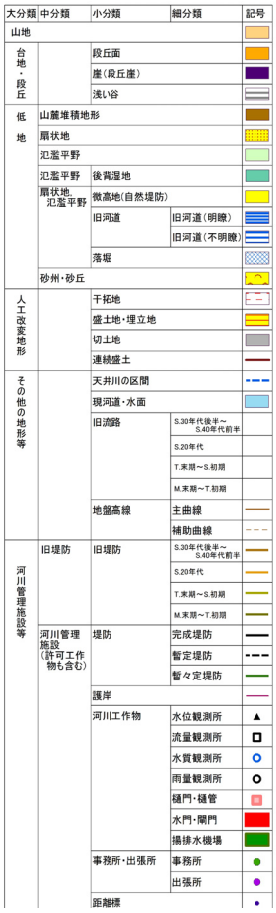




図　地形分類図

*出典：国土地理院ウェブサイト（http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/fc_index.html）*

## 3.2 対象施設内の植生・地形・土地利用等の詳細整理

公園内には、屋外のスポーツ施設として、スタンド（観客席）のあるトラック 1 周 400ｍの陸上競技場及び野球場、テニスコートなどがある。また、柔・剣道場やトレーニング室を備えた体育館（2 館）などが整備されている。市内スポーツの中心的役割を担う施設の一つであり「市川市スポーツセンター」とも呼ばれている。

また、市川市では、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」を政策目標とし、市内の各地域に「総合型地域スポーツクラブ」育成を推進している。その第 1 号として、国府台公園を拠点とした「市川スポーツガーデン国府台」が平成 18 年に設置された。

さらに、公園内には下総国の総社（六所神社）があった場所に神社があった時代からの大ケヤキと下総総社跡の碑があり、「下総総社跡」として市指定文化財（史跡）に指定されている。

一方、古くからの運動公園であり、駐車場・オープンスペースの不足、施設率の基準超過、施設の老朽化、動線や空間構成が不明瞭であることなどが課題として挙げられる。

## 3.3 計画上の問題点や課題の整理

**＜既存施設の老朽化に関する課題＞**

・古くからの公園であるため、野球場（S25 竣工）、陸上競技場（S28 竣工）、体育館（S48 竣工）など、老朽化、機能低下が進んでいる箇所等が見受けられる。

・各施設はバリアフリー等、近年の施設基準に対応していない箇所も見受けられる。

**＜運動施設の不足、設備不備に関する課題＞**

・球場の照明等、夜間利用にも対応した施設が不足していると考えられる。

・野球場は、現在内野：土、外野：天然芝のグランドであるが、冬季に芝の養生期間（3 ヶ月）が必要であり、利用に制約が生じている。

・テニスコート 9 面を廃止したことに伴い、国府台地区の地域単位で考えるとテニスコートが不足していると考えられる。

**＜公園の利用しやすさに関する課題＞**

・人と車の動線が交錯し、核となる主動線がないため、園内の施設配置がわかりにくい（サイン施設が少ない）。メインエントランス空間が不明瞭。

・休憩スペースや溜まりの広場、緑地などの公園緑地機能が不足している。

・新しい種類のスポーツニーズ等への対応の検討が求められる。

・公園内の案内サイン等の不足。また、統一感に欠けるデザイン。

**＜交通アクセスに関する課題＞**

・大会開催時等には駐車場が不足し、周辺道路に交通渋滞を引き起こしている状態。

**＜その他、公園に求められる機能の確保に関する課題＞**

・体育館が広域避難場所に指定されるなど、防災機能の確保が求められる。

**＜公園面積、運動施設面積率の課題＞**

・現在、国府台公園の運動施設の面積比率は、テニスコート 9 面含む場合 66.0%、テニスコートを含まない場合でも 57.1%と、都市公園法に定められる運動施設の面積比率の参酌基準の 50%を超えている状況である。北側買収用地を追加し、テニスコートがない状態でも、50%を超える見込みである。

・市川市都市公園条例で運動施設率上限が 60%に引き上げられたため、75,336 ㎡×60%－40,910 ㎡＝約 4,290 ㎡

・なお、用地測量等未実施であり、面積、境界位置に誤差がある場合がある。

# 第 4 章　　計画内容の検討及び設定

## 4.1 公園再整備のテーマ（案）

問題点や課題の整理や、本市の関連計画における位置づけ等を踏まえ、国府台公園再整備のテーマを以下のとおり設定する。

**市民の誰もが快適に利用できるスポーツ公園の充実**

## 4.2 基本方針の検討と設定

### （1）既存施設を最大限活用した公園づくり

国府台公園は運動施設としての歴史は、明治時代の軍事教練場にまでさかのぼることができ、昭和 20 年代に野球場や陸上競技場が整備され、昭和 31 年に運動公園として都市計画決定されるなど、市川市の都市づくりの初期から運動公園に位置付けられた、歴史ある施設である。

これまでの歴史を尊重し次世代へ継承していくことに配慮し、既存施設を最大限活用した公園づくりを図る。

### （2）市民の誰もがスポーツ利用しやすい公園づくり

これまでの利用状況やアンケートによる今後のニーズなども考慮して、市民の誰もがスポーツに親しみ、健康づくりや体力づくりに利用できる施設整備を図る。このため、バリアフリー等にも考慮し、これまでの施設内容を見直す。また、将来的な市民ニーズの変化にも対応できる、多目的に利用できる施設を検討する。

さらに、「市川市スポーツセンター」であり、市の顔ともなる施設であるので、魅力的な景観、明確でわかりやすいサイン計画などに配慮した整備を図る。

なお、テニスコートは、全市的な大会開催等の機能については、北市川運動公園に移った。このため国府台公園では、国府台地区住民の利用ニーズに応えるコート数の確保を検討する。

### （3）交通アクセスに対応した公園づくり

大会開催時等の周辺交通渋滞等が発生している現状を踏まえ、スムーズな交通アクセス、必要な駐車場容量などに最大限配慮した整備を図る。

### （4）公園緑地機能の充実に配慮した公園づくり

これまで不足が指摘されていた、四季の変化を楽しめる植栽や休憩施設、大勢の人が集まってもイベント開催等にも対応できる広場など、公園緑地機能の充実を図る。

### （5）防災機能に配慮した公園づくり

国府台の高台に位置する、災害に対して比較的安全性の高い立地であり、広域避難場所・避難所にも指定されている状況を踏まえ、災害時の利用にも配慮した整備を図る。

## 4.3 施設の保全･改修･再整備方針の検討

**＜維持・保全の方針＞**

・球場、陸上競技場、体育館は、基本的に原位置のまま保全する。なお、野球場のバックスクリーンについては実施設計で検討する。
・樹木、植栽、文化財等は基本的に保全とする。
・北東側端のミニプールなどがある児童遊園の区域は、基本的に機能を維持する。
・現在、自動車が通行できる北側・南側通路は、基本的に機能を維持する。

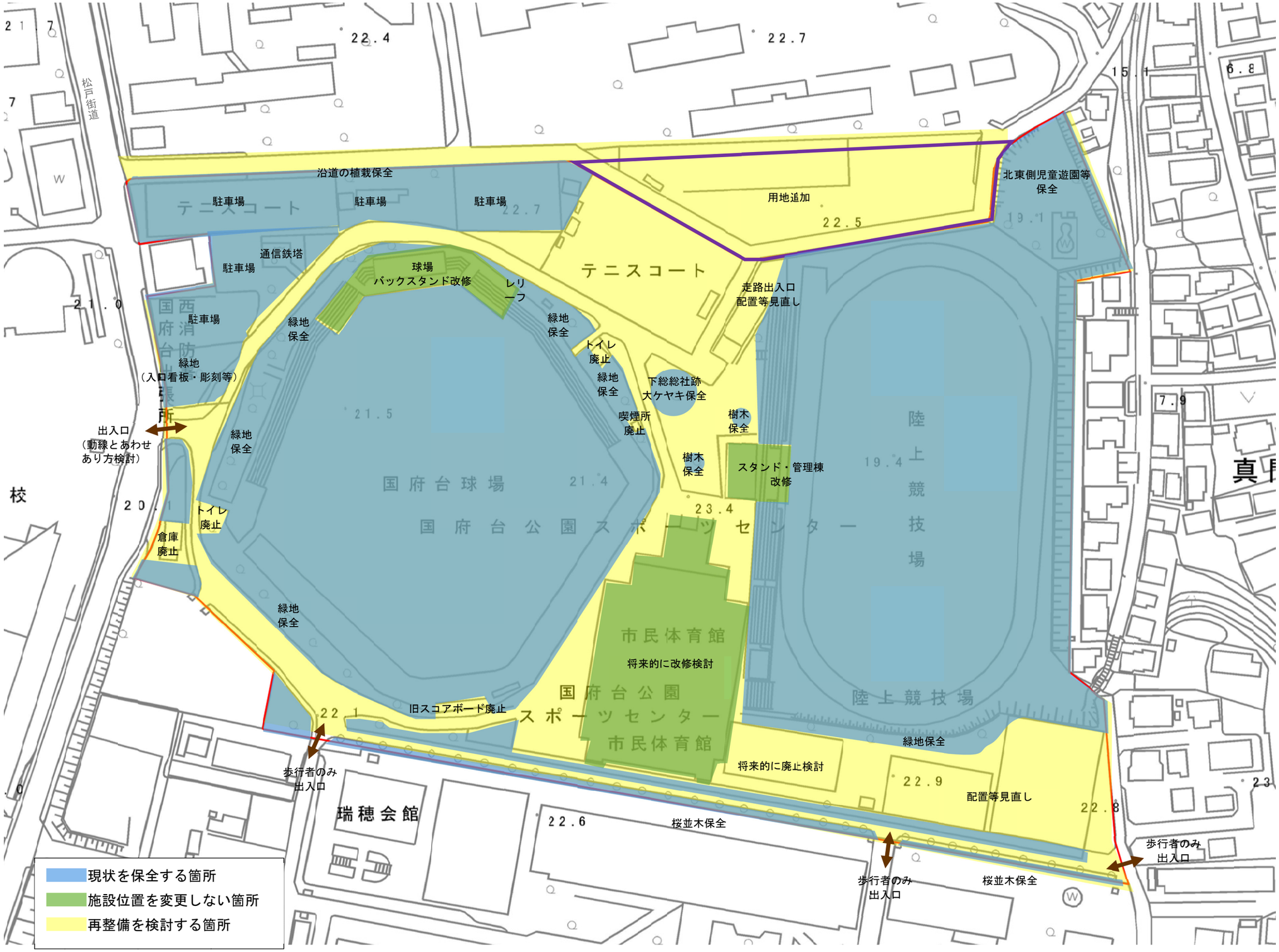
**＜機能更新の方針＞**

・老朽化が進んでいる野球場のバックスタンド、陸上競技場のスタンド・管理棟は改修を検討する。トイレ・更衣室、倉庫など必要機能を検討し、機能の充実、集約を図る（建築設計)。
・体育館の規模や諸室の機能等を検討することに合わせ、建替えもしくは大規模改修等の方針を検討する。

**＜再整備・追加整備の方針＞**

・球場周辺のトイレ、倉庫等は、球場バックスタンド改修とあわせた機能集約を検討する。
・元テニスコートの区域は、基本的に配置を検討する。なお、近年駐車場として整備した箇所は機能を維持する。
・市川市の４地区区分において、国府台地区が含まれる北西部地区住民が利用することを想定し、テニスコートの必要数を算定する。
・現況施設（体育館・陸上競技場管理棟）に配置されたトイレの利用状況等を踏まえ、屋外トイレの個数・規模・配置を検討する。
・駐車場の必要台数を算定し、自動車動線を考慮しながら適切な駐車場配置を検討する。
・大型車（バス）駐車場、また現在は整備されていないが駐輪場は必要と考えられるため、必要台数、配置等を検討する。
・ウォーキングやジョギングに利用できる、周回できる歩行者用の園路配置を検討する。
・公園内のサインは、基本的に見直すこととし、公園全体の観点から望ましい配置、統一感のあるデザインについて検討する。

＜原位置を変更しない施設および保全する施設の整理（案）＞



## 4.4 他事業との調整と設定

平成 29 年 7 月に北市川運動公園（観覧席付テニスコート 12 面がメイン）が新たに開設され、全市的なテニスコートの検討の必要性が生じた。

## 4.5 導入施設の検討と設定

導入施設は、現在公園内に配置されている施設を基本として、再整備方針を踏まえながら次の施設を導入することとした。

| 導入施設名 | 導入にあたっての留意点等 |
|---|---|
| 陸上競技場 | 一部改修。既存施設を基本とし、老朽化した管理棟、スタンド、照明設備を改修する。バリアフリー化を図るものとし、管理用車両や緊急車両が進入可能な車路を設ける。 |
| 野球場 | 一部改修。既存施設を基本とし、老朽化したバックスタンドを改修、あわせてスタンド内に更衣室・トイレ等の新規導入の検討、冬季でも利用できるよう人工芝化、夜間照明施設の整備を行う。 |
| テニスコート | 休場中のコートの改修、もしくは配置を見直し整備見直し。市川市北西部のテニスコート需要に応える規模として、２面を整備する。 |
| 第一体育館 | 将来的に機能見直しの検討。当面、現在の建物を使用するが、別途検討の基本構想において、建替えもしくは大規模改修等の方針を検討する。 |
| 第二体育館 | 将来的に機能見直しの検討。当面、現在の建物を使用するが、別途検討の基本構想において、建替えもしくは大規模改修等の方針を検討する。 |
| フットサルコート（グラウンドゴルフ兼用） | 新規整備。アンケート調査で比較的利用希望の多い、フットサルに対応できるコートを新規整備する。 |
| 多目的広場（バスケットコート等、臨時駐車場） | 新規整備。アンケート調査で比較的利用希望の多い、バスケットに対応できるコートを新規整備する。なお、大会開催時等に駐車場不足となる状況を踏まえ、臨時駐車場としての利用もできる舗装とする。 |
| 園路・広場 | 周回できるジョギング／ウォーキングコース（歩行者専用）、既存ルートを踏まえた車両通行可能な園路、緊急車両が通行可能なルートに考慮した園路を整備する。できるだけ歩車分離を図り、安全な園路を確保する。<br>現在の舗装は老朽化が進み、亀裂やひび割れが見られるため、再整備に合わせて舗装を打ちかえることを基本とする。 |
| 駐車場 | 既存の常設駐車場（128 台）は、継続して常設駐車場として用いる。公園規模から想定される必要駐車台数は、休日が 139 台となっており、現状の常設駐車場のみでは不足する。このため、上記多目的広場兼用の臨時駐車場を整備する。 |

| 導入施設名 | 導入にあたっての留意点等 |
| --- | --- |
| 駐輪場 | 新規整備。想定される駐輪需要を満たす新たな駐輪場を整備する。 |
| トイレ | 現況および一部追加整備。現在のトイレ配置を踏まえながら、想定される需要を満たすトイレを必要に応じて追加整備する。 |

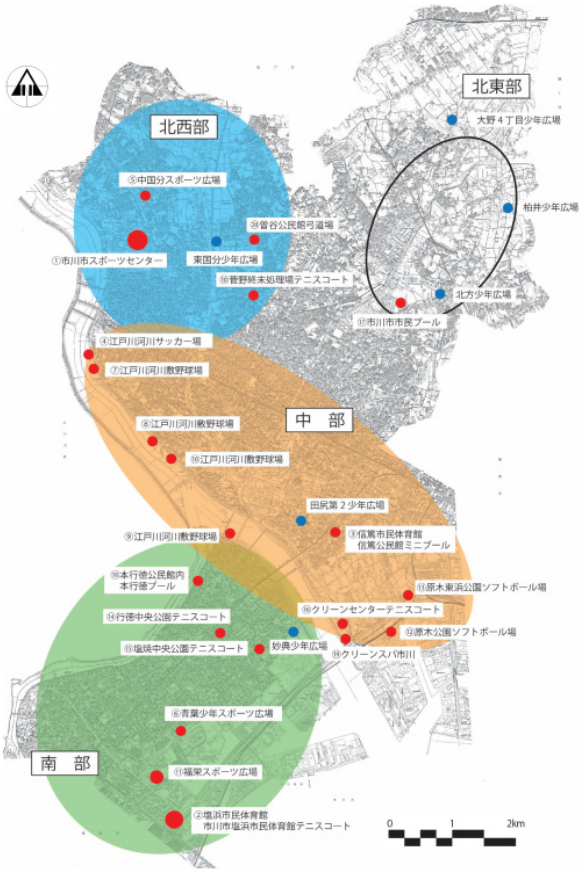
## 4.6 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定

### 4.6.1 テニスコートの数の検討

#### （1）地区区分

市川市スポーツ振興基本計画、市川市北東部スポーツタウン基本構想では、地域別の検討を行うにあたり、市内を以下の４地区に区分し、施設配置バランス等を検討している。

国府台公園は、北西部に位置する。




図Ⅱ-10：スポーツ施設・スポーツをする空間・場所の配置図

表Ⅱ-1：4つのゾーンとスポーツ施設・スポーツをする空間・場所

| | |
|---|---|
| 北東部ゾーン | 北方、大野、柏井地域で大柏川流域ゾーン |
| | 市民プール、柏井キャンプ場、柏井少年野球場、県特別支援学校市川大野高等学園 |
| 北西部ゾーン | 国府台、国分地域で江戸川を含むゾーン |
| | 市川市スポーツセンター、中国分スポーツ広場、国分川調節池緑地 |
| 中部ゾーン | 高谷、本行徳地域で江戸川を挟むゾーン |
| | 信篤市民体育館、クリーンスパ市川*屋内プール、地域コミュニティゾーン、江戸川河川敷 |
| 南部ゾーン | 福栄、新浜地域で海浜部を含むゾーン |
| | 塩浜市民体育館、福栄スポーツ広場<br>青葉少年スポーツ広場 |

*出典：市川市北東部スポーツタウン基本構想*

### （2）地区別テニスコート数の整理

市川市北東部スポーツタウン基本構想において、市内の公共テニスコート数が以下のとおり整理されている。

表　市内の公共テニスコート一覧

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| テニスコート | ① | 国府台テニスコート<br>市川市スポーツセンター内 | 市川市国府台1-6-4 | ﾃﾆｽｺｰﾄ(ﾊｰﾄﾞｺｰﾄ3面、ｸﾚｰｺｰﾄ(土ｺｰﾄ)3面、砂入り人工芝ｺｰﾄ3面) | |
| | ② | 塩浜市民体育館テニスコート<br>塩浜市民体育館敷地内 | 市川市塩浜4-9-1 | ﾃﾆｽｺｰﾄ(砂入り人工芝ｺｰﾄ1面) | |
| | ⑩ | 菅野終末処理場テニスコート<br>菅野終末処理場内 | 市川市東菅野2-23-1 | ﾃﾆｽｺｰﾄ(全天候型ｳﾚﾀﾝ系2面)、ﾄｲﾚ、駐車場 | |
| | ⑩ | 福栄スポーツ広場テニスコート<br>福栄スポーツ広場内 | 市川市福栄4-32-4 | ﾃﾆｽｺｰﾄ(ｵﾑﾆｺｰﾄ7面)、壁打ちｺｰﾄ2面、ﾄｲﾚ、駐車場、水飲み場 | |
| | ⑭ | 行徳中央公園テニスコート<br>行徳中央公園内 | 市川市富浜3-10 | ﾃﾆｽｺｰﾄ(全天候型ﾊｰﾄﾞｺｰﾄ3面)、ﾄｲﾚ | |
| | ⑮ | 塩焼中央公園テニスコート<br>塩焼中央公園内 | 市川市塩焼5-6 | ﾃﾆｽｺｰﾄ(全天候型ﾊｰﾄﾞｺｰﾄ1面)、ﾄｲﾚ | |
| | ⑯ | クリーンセンターテニスコート<br>市川市クリーンセンター内 | 市川市田尻1003 | ﾃﾆｽｺｰﾄ(ﾊｰﾄﾞｺｰﾄ2面)、ﾄｲﾚ、駐車場(有料)、水飲み場 | |

※平成 26 年度時点

*出典：市川市北東部スポーツタウン基本構想*

上記に平成 29 年に開園した北市川運動公園のテニスコート数（12 面）を加え、国府台公園のテニスコートの廃止（9 面）分を減らし、地区別に整理すると以下のとおりである。

これによると北西部は国府台公園のテニスコートが廃止されたことにより、人口 10 万人あたりテニスコート数は市内でも比較的少ない地区となっている。

また千葉県全体と比較しても市川市の公共テニスコート数は少なく、充実が求められる。

表　地区別公共テニスコート数の整理

| | テニスコート<br>所在施設 | 面数 | 面数（計） | 地区人口 | 人口 10 万人あたりテニスコート数 |
|---|---|---|---|---|---|
| **北西部** | **国府台公園** | **0 面** | **2 面** | **52,677 人** | **3.80** |
| | **菅野終末処理場** | **2 面** | | | |
| 北東部 | 北市川運動公園 | 12 面 | 12 面 | 60,133 人 | 19.96 |
| 中部 | クリーンセンター | 2 面 | 2 面 | 178,912 人 | 1.12 |
| 南部 | 塩浜市民体育館 | 1 面 | 12 面 | 194,795 人 | 6.16 |
| | 福栄スポーツ広場 | 7 面 | | | |
| | 行徳中央公園 | 3 面 | | | |
| | 塩焼中央公園 | 1 面 | | | |
| 市全体計 | | | 28 面 | 486,517 人 | 5.76 |

※人口は H30.4 住民基本台帳人口

（参考：千葉県全体（屋外公共テニスコート））

| | 面数（計） | 人口 | 人口 10 万人あたりテニスコート数 |
|---|---|---|---|
| 千葉県全体 | 879 面 | 6,256,195 人 | 14.05 |

*出典：社会教育調査 H27、千葉県月別常住人口*

### （3）北西部に必要なテニスコート数

ここでは、北西部のテニスコート数を、市川市全体のテニスコート整備水準程度まで引き上げることにより、北西部に必要なテニスコート数を満たすことができると想定した。

＜北西部の人口規模に応じたテニスコート数＞

5.76（市全体 10 万人当りコート数）×0.52677（10 万人）＝ 3.03 面

また、菅野終末処理場の２面のテニスコートを考慮し、

3.03-2（北西部既存テニスコート数）＝ 1.03 面

**北西部の人口規模に応じた、新規に必要なテニスコート数　1～2 面**

上記北西部に新規整備が望まれるテニスコート数を踏まえるとともに、「市川市スポーツに関するアンケート調査結果（平成 29 年 3 月）」より、テニスに関する潜在ニーズを想定し、必要テニスコート数に追加する

＜アンケート調査によるテニス潜在ニーズ＞

テニスを行っている人の割合（市全体） 4.7%

今後したいスポーツにテニスを挙げた人の割合（市全体） 11.0%

11.0%／4.7%＝ 2.34

以上より、現状に対して 2.34 倍のテニスニーズがあると考えらえる。

ここで千葉県では、屋外公共テニスコート数 879 面に対し、民間テニスコート数 525 面（社会教育調査 H27 より）があり、公共：民間＝1.67：1.0　の比率となっている。この比率を用い、2.34 倍の潜在ニーズのうち、1.85 倍分を公共、1.50 倍分を民間が負うものと想定する（増加分の 1.34 を 1.67：1.0 の比率で公共と民間に配分）。

＜潜在ニーズも考慮した、北西部に新規に必要と考えられるテニスコート数＞

1.03 面×1.85 倍＝ 1.9055 面

**潜在ニーズも考慮した、北西部に新規に必要と考えられるテニスコート数　1～2 面**

### （4）国府台公園に望まれるテニスコート数

現在のところ、国府台公園以外に公共テニスコートを整備する計画がないため、北西部に新規整備が望まれるテニスコート数を、国府台公園への整備を検討することとする。

なお、実際の運用を考えると、トーナメント大会の開催等が可能となる、偶数コートの一括整備が望ましい（市川市北東部スポーツタウン基本構想より）。

よって、国府台公園に整備するテニスコート数は、２面とする。

# 国府台公園新規テニスコート整備数　2 面

### 4.6.2 その他公園施設規模の検討

#### （1）公園利用者数の想定

国府台公園の利用者数を「都市公園利用実態調査」の運動公園の調査結果を用いて想定する。

同調査における運動公園の平均開設済み面積は23.804ha、平均入園者数は１日あたり平日3,064人、休日4,798人であることから、

（3,064×246＋4,798×119）/23.804/365＝　152（平日、休日平均）

4,798/23.804＝　202（休日）

3,064/23.804＝　129（平日）

**運動公園 ha 当たり日利用者数：約 152 人／ha（平日、休日平均）**

※平日 246 日、休日 119 日で計算

（休日 202 人／ha、平日 129 人／ha）

表　調査対象公園の面積

| | | 街区 | 近隣 | 地区 | 運動 | 総合 | 広域 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 調査箇所数 | アンケート | 53 | 49 | 43 | 35 | 48 | 28 |
| | 利用者数 | 53 | 48 | 43 | 34 | 47 | 28 |
| 平均面積（ha/ヶ所） | 計画決定面積 | 0.341 | 1.746 | 5.133 | 26.858 | 33.289 | 99.953 |
| | 開設面積 | 0.328 | 1.805 | 4.886 | 23.804 | 26.686 | 69.726 |
| | （開設率%） | (85.1) | (75.3) | (72.1) | (78.6) | (61.5) | (68.8) |
| | 利用可能面積 | 0.285 | 1.416 | 3.610 | 21.113 | 19.525 | 52.638 |

※（　）内は、都市計画決定面積に対する開設面積の比率

*出典：都市公園利用実態調査　平成 27 年 3 月*

表　公園種別ごとの入退園者数

単位：人

| | | | 休日 | | 平日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 入園者数 | 退園者数 | 入園者数 | 退園者数 |
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 総数 | 11,536 | 10,733 | 11,992 | 11,430 |
| | | 平均 | 222 | 206 | 226 | 216 |
| | 近隣公園 | 総数 | 38,102 | 34,993 | 32,931 | 30,921 |
| | | 平均 | 811 | 745 | 686 | 644 |
| | 地区公園 | 総数 | 60,969 | 56,946 | 48,125 | 45,092 |
| | | 平均 | 1,418 | 1,324 | 1,119 | 1,049 |
| 都市基幹公園 | 運動公園 | 総数 | 163,147 | 161,718 | 104,179 | 99,662 |
| | | 平均 | 4,798 | 4,756 | 3,064 | 2,931 |
| | 総合公園 | 総数 | 192,229 | 180,698 | 113,913 | 110,597 |
| | | 平均 | 4,090 | 3,845 | 2,424 | 2,353 |
| 広域公園 | | 総数 | 132,893 | 127,595 | 53,958 | 50,658 |
| | | 平均 | 4,746 | 4,557 | 1,927 | 1,809 |
| 国営公園 | | 総数 | 204,265 | 185,120 | 87,245 | 85,780 |
| | | 平均 | 12,016 | 10,889 | 5,132 | 5,046 |
| 合計 | | 総数 | 803,141 | 757,803 | 452,343 | 434,140 |
| | | 平均 | 2,997 | 2,828 | 1,675 | 1,608 |

※総数は各公園の合計人数、平均は公園1ヶ所当たりの平均人数

*出典：都市公園利用実態調査　平成 27 年 3 月*

以上の原単位より、国府台公園（北側買収用地追加の場合）の利用者数を次のとおり想定した。

表　国府台公園の利用者数の想定

| 公園 | 計画面積 | 日利用者数 | 年間利用者数 |
|---|---|---|---|
| 国府台公園 | 75,336 ㎡ | 1,145 人/日 | 417,925 人/年 |
| （休日） | | 1,522 人/日 | |
| （平日） | | 972 人/日 | |

なお、国府台公園の過去 7 年間の運動施設利用者を積み上げた年間利用者数実績は、258,000～333,000 人（H22～28）である。

上記算出値は、用地を追加して公園規模が大きくなった場合の公園一般利用者を含む総利用者数の想定値であり、おおむね妥当な利用者数と考えられる。

**年間想定利用者数　417,925 人/年**

同調査における運動公園の同時在園率の最大値は、休日は 13 時の 23.9%、平日は 11 時の 13.3%である。

表　公園種別ごとの同時在園率

単位：%

| 時間 | | 7時 | 8時 | 9時 | 10時 | 11時 | 12時 | 13時 | 14時 | 15時 | 16時 | 17時 | 18時 | 19時 | 20時 | 総入園者数（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 街区公園 | 休日 | 3.7 | 4.2 | 5.0 | 7.1 | 9.8 | 10.2 | 9.9 | 11.7 | 12.5 | 13.7 | 13.9 | 10.8 | 10.4 | 7.0 | 11,536 |
| | 平日 | 4.2 | 4.6 | 5.3 | 6.7 | 8.5 | 8.8 | 7.9 | 8.5 | 8.8 | 11.6 | 11.7 | 9.0 | 8.5 | 4.7 | 11,992 |
| 近隣公園 | 休日 | 2.3 | 3.6 | 5.3 | 8.3 | 11.8 | 12.2 | 12.5 | 14.2 | 15.5 | 15.7 | 13.1 | 10.9 | 10.4 | 8.2 | 38,102 |
| | 平日 | 2.2 | 3.2 | 5.0 | 7.5 | 9.1 | 8.7 | 8.6 | 8.4 | 10.0 | 10.8 | 11.2 | 9.6 | 8.3 | 6.1 | 32,931 |
| 地区公園 | 休日 | 4.1 | 5.2 | 7.1 | 9.2 | 11.9 | 12.2 | 12.4 | 13.8 | 14.0 | 13.7 | 12.4 | 9.4 | 8.7 | 6.6 | 60,969 |
| | 平日 | 3.7 | 3.9 | 5.5 | 7.9 | 9.5 | 10.9 | 10.8 | 12.1 | 10.3 | 11.9 | 12.6 | 11.0 | 9.4 | 6.3 | 48,125 |
| 運動公園 | 休日 | 2.9 | 8.2 | 15.2 | 19.8 | 22.4 | 23.4 | 23.9 | 23.5 | 20.4 | 13.7 | 8.1 | 3.9 | 2.3 | 0.9 | 163,147 |
| | 平日 | 1.3 | 3.0 | 7.4 | 10.3 | 13.3 | 12.3 | 12.7 | 12.5 | 10.9 | 8.9 | 7.9 | 7.2 | 7.2 | 4.3 | 104,179 |
| 総合公園 | 休日 | 4.2 | 6.2 | 9.8 | 14.0 | 18.7 | 20.9 | 22.1 | 24.2 | 24.6 | 20.8 | 14.4 | 10.9 | 10.1 | 6.0 | 192,229 |
| | 平日 | 5.3 | 6.1 | 7.5 | 10.8 | 13.9 | 14.0 | 14.3 | 14.7 | 14.3 | 13.5 | 11.1 | 8.6 | 8.0 | 2.9 | 113,913 |
| 広域公園 | 休日 | 5.8 | 11.0 | 17.9 | 24.7 | 30.5 | 34.2 | 35.8 | 36.2 | 34.7 | 26.4 | 17.9 | 11.1 | 9.4 | 4.0 | 132,893 |
| | 平日 | 3.1 | 5.7 | 16.7 | 22.7 | 27.3 | 27.8 | 28.4 | 26.1 | 24.8 | 17.5 | 13.2 | 10.1 | 9.8 | 6.1 | 53,958 |
| 国営公園 | 休日 | 0.1 | 0.2 | 1.5 | 10.4 | 20.2 | 37.4 | 41.7 | 42.8 | 40.4 | 30.8 | 17.1 | 11.4 | 9.6 | 9.4 | 204,265 |
| | 平日 | 0.1 | 0.3 | 2.9 | 12.4 | 19.9 | 24.7 | 23.3 | 20.0 | 20.1 | 13.9 | 5.8 | 3.3 | 1.9 | 1.7 | 87,245 |
| 全体 | 休日 | 3.1 | 5.6 | 9.6 | 15.3 | 20.8 | 26.6 | 28.4 | 29.3 | 28.0 | 21.9 | 14.2 | 9.5 | 8.2 | 5.6 | 803,141 |
| | 平日 | 2.7 | 3.7 | 7.3 | 11.8 | 15.6 | 16.5 | 16.4 | 15.7 | 15.0 | 12.6 | 9.8 | 7.8 | 7.0 | 4.0 | 452,343 |

※　：同時在園率の上位３位までの時間帯

*出典：都市公園利用実態調査　平成 27 年 3 月*

以上の原単位より、国府台公園の最大時利用者数を次のとおり想定した。

表　国府台公園の最大時利用者数の想定

| 公園 | 計画面積 | 日利用者数 | 最大時在園率 | 最大時利用者数 |
|---|---|---|---|---|
| 国府台公園（休日） | 75,336 ㎡ | 1,522 人/日 | 23.9% | 364 人/時 |
| （平日） | | 972 人/日 | 13.3% | 129 人/時 |

ここで休日の利用者数は、標準的な大会開催日等で利用者が多い日と想定される。平日の利用者数は、平日の通常運営の日と想定される。

大規模な大会の開催日等は、上記よりさらに多数の利用者が集中することが想定されるが、最大日を使って施設需要を検討すると過大な施設整備となることが想定されるため、上記休日の利用者数を、利用者が多い日と想定し、過大な需要推計を避けることとする。

（公園駐車場容量を上回る利用者が想定される日には、周辺での臨時駐車場の確保、広域的な交通規制、路線バスの増発、シャトルバスの運行など他の手段も検討する）

### （2）駐車場、駐輪場必要台数の想定

ここでは、平日、休日別に最大時利用者数に対して必要となる駐車場、駐輪場台数を想定する。「都市公園利用実態調査」P55 に、来園者の交通手段が示されている。

**（運動公園）自転車利用率：10.9%、貸切バス利用率 0.4%、自家用車 49.2%、バイク 1.8%**

表　交通手段

単位：%

| | 徒歩 | 自転車 | バス、電車等の公共交通 | 貸切バス | 自家用車 | バイク | その他 | 無回答 | 回答数(票) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 街区公園 | 58.9 | 21.0 | 2.8 | 0.0 | 15.5 | 1.1 | 0.4 | 0.4 | 1,045 |
| 近隣公園 | 48.9 | 18.3 | 5.8 | 0.1 | 24.7 | 1.2 | 0.6 | 0.4 | 2,960 |
| 地区公園 | 47.4 | 17.7 | 3.8 | 0.1 | 28.6 | 1.3 | 0.6 | 0.5 | 4,075 |
| 運動公園 | 28.2 | 10.9 | 8.3 | 0.4 | 49.2 | 1.8 | 0.7 | 0.5 | 6,711 |
| 総合公園 | 28.4 | 10.5 | 7.9 | 0.6 | 50.2 | 1.2 | 1.0 | 0.3 | 10,417 |
| 広域公園 | 12.7 | 8.7 | 6.4 | 1.6 | 68.4 | 1.3 | 0.5 | 0.3 | 7,636 |
| 国営公園 | 3.2 | 5.0 | 11.0 | 5.4 | 73.3 | 0.6 | 1.3 | 0.2 | 7,507 |
| 全体 | 24.9 | 10.8 | 7.6 | 1.5 | 52.8 | 1.2 | 0.8 | 0.4 | 40,351 |

*出典：都市公園利用実態調査　平成 27 年 3 月*

道路交通法施行規則第九条の二に普通自転車の大きさについて、長さ 190ｃｍ、幅 60ｃｍを超えないことと定められている。これを自転車 1 台当たりの駐輪スペースとする。

**1 台当たり駐輪スペース：1.14 ㎡／台**

「道路構造令の解説と運用」の「自動車駐車場諸元の標準値」の項に、小型車（自家用車が相当）1 台当たりの駐車所要面積は 18.4 ㎡（90°後退駐車の場合）、大型車（貸切バスが相当）1 台当たりの駐車所要面積は 117.5 ㎡（45°前進駐車の場合）とされている。

**貸切バス 1 台当たり駐車所要面積：117.5 ㎡／台**

**自家用車 1 台当たり駐車所要面積：18.4 ㎡／台**

バイクについては様々な寸法が想定されるため、バイク 1 台あたり乗用車 1 台分の駐車スペースを考慮するものとした。

自家用車と貸切バスは複数人数が乗車することが考えられる。1 台あたりの平均乗車人員は、平成 22 年道路交通センサスＯＤ調査による車種別平均輸送人数の「乗用車」の値を用いた。

**バス平均乗車人員：13.59 人／台**

**自家用車平均乗車人員：1.30 人／台**

以上の原単位より、国府台公園の駐輪場必要面積を次のとおり想定した。

表　必要駐輪台数、必要面積

| （休日） | 最大時利用者数 | 交通手段別利用率 | 平均乗車人員 | 最大時利用台数 | 1台あたり必要面積（㎡） | 必要面積（㎡） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自転車 | 364人/時 | 10.9% | 1人 | 40台 | 1.14 | 45.6 |
| 貸切バス | | 0.4% | 13.59人 | 1台 | 117.5 | 117.5 |
| 自家用車 | | 49.2% | 1.3人 | 139台 | 18.4 | 2,557.6 |
| バイク | | 1.8% | 1人 | 7台 | 18.4 | 128.8 |
| （休日）必要面積合計 | | | | | | **2,849.5** |

| （平日） | 最大時利用者数 | 交通手段別利用率 | 平均乗車人員 | 最大時利用台数 | 1台あたり必要面積（㎡） | 必要面積（㎡） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自転車 | 129人/時 | 10.9% | 1人 | 15台 | 1.14 | 17.10 |
| 貸切バス | | 0.4% | 13.59人 | 1台 | 117.5 | 117.50 |
| 自家用車 | | 49.2% | 1.3人 | 50台 | 18.4 | 920.00 |
| バイク | | 1.8% | 1人 | 3台 | 18.4 | 55.20 |
| （平日）必要面積合計 | | | | | | **1,109.8** |

なお、上記必要面積は、駐車マスや車路について必要最低限のレイアウトを行った場合の所要面積であり、現地の用地形状に合わせて最大時利用台数を満たす駐車場を検討する必要がある。

また、ここで一般に問題となるのが平常時（平日）と大会開催日等（休日）の必要面積の差である。日常的利用に対しては不要な空間であり、土地の利用効率の観点からは面積を不必要に増大させる要因となる。一方、大会等開催時の利用者集中に対し、駐車場等の確保が十分でないと現状でも発生しているように周辺道路の交通渋滞や路上駐車の発生を招き、大会運営等に支障が生じやすい。

この問題を解決するためには、平日と休日の必要面積の差程度の駐車面積を多目的広場として公園内に一定数確保し、日常利用時にはレクリエーション空間や緑地空間等として利用するなどの重複利用が考えられる。

### （3）トイレ規模の算定

・トイレ利用者数（穴数）

トイレの穴数は、以下に示される公園利用者の1.25%で計算するのが一般的である。年間41.8万人の利用を見込むと、26.1≒27穴のトイレが妥当な施設規模と考えられる。

（施設規模設定の考え方）

最大日を使って施設整備を行うと過大な施設整備となることがあるため、年間利用5位あたりで年間利用者の2%に当る人が利用すると考え、41.8万人×2%で8,360人である。8,360人の滞在時間が1時間とすると、回転率は1/4であることから最大時利用者数は2,090人となる。これが「園地利用率」となる。便所の標準単位規模は下表より0.0125であるため、穴数は26.1（2,090人×0.0125＝26.1）となる。

年間利用者数を利用が多い日から並べてみると、最大日で概ね年間利用者の3%、20位あたりで1%程度になるといわれている。また、公園の利用が多い春の晴れた休日では、年間利用者の2%にあたる人が利用しており、これが年間利用の第5位くらいとなっている。

最大日を使って施設整備を行うと過大な施設整備となることがあるため、年間5位くらいのあたりで施設規模を設定しておけば、過大な施設整備を避けることができる。（出典　公園の利用）

表　施設の標準単位規模、利用率

| 公共施設名 | 単位 | 標準単位規模（Su） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 駐車場（乗用車） | 1台 | 30～50㎡ | 利用者1人当1.7～2.2～2.5㎡（平均2.2㎡） |
| （バス） | 〃 | 70～100㎡ | （車1台当平均20人，単位規模平均45㎡） |
| 園地 | 1人 | 15㎡ | |
| 休憩所 | 〃 | 1.5㎡ | 利用率は園地利用率の13% |
| 便所 | 1人・1穴 | 3.3㎡ | 利用率は園地利用率の0.0125，宿舎の場合収容力の0.05～0.1 |
| 給水施設 | 1人 | 75～100ℓ | 単位は宿泊客1人当，日帰客はその1/3 |
| 運動広場 | 〃 | 60㎡ | |
| 野営場 | 〃 | 30～50㎡ | |
| 海水浴場 | 〃 | 15～30㎡ | 砂浜面積 |
| スキー場 | 〃 | 100～150㎡ | 初中級向スロープ　利用率 |
| | 〃 | 150～200㎡ | 上級向スロープ　7～18～35% |
| ビジターセンター | 〃 | 1.5～2㎡ | 利用率30～50%，平均滞在時間30分<br>回転率1/7～1/10 |
| 園地園路 | 巾員 | 2.0㎡ | 園地面積の15% |
| 地区園路（車道） | 〃 | 5～6.0㎡ | 地区面積の1.5% |
| （歩道） | 〃 | 2.0㎡ | 〃　0.5% |

*出典：自然公園等施設技術指針　平成26年7月改*

・トイレ規模

トイレの規模は、全部で 27 穴、単位面積 3.3 ㎡/1 人・1 穴で計算を行う。

27 穴×3.3m2＝89.1 ㎡　→　90.0 ㎡

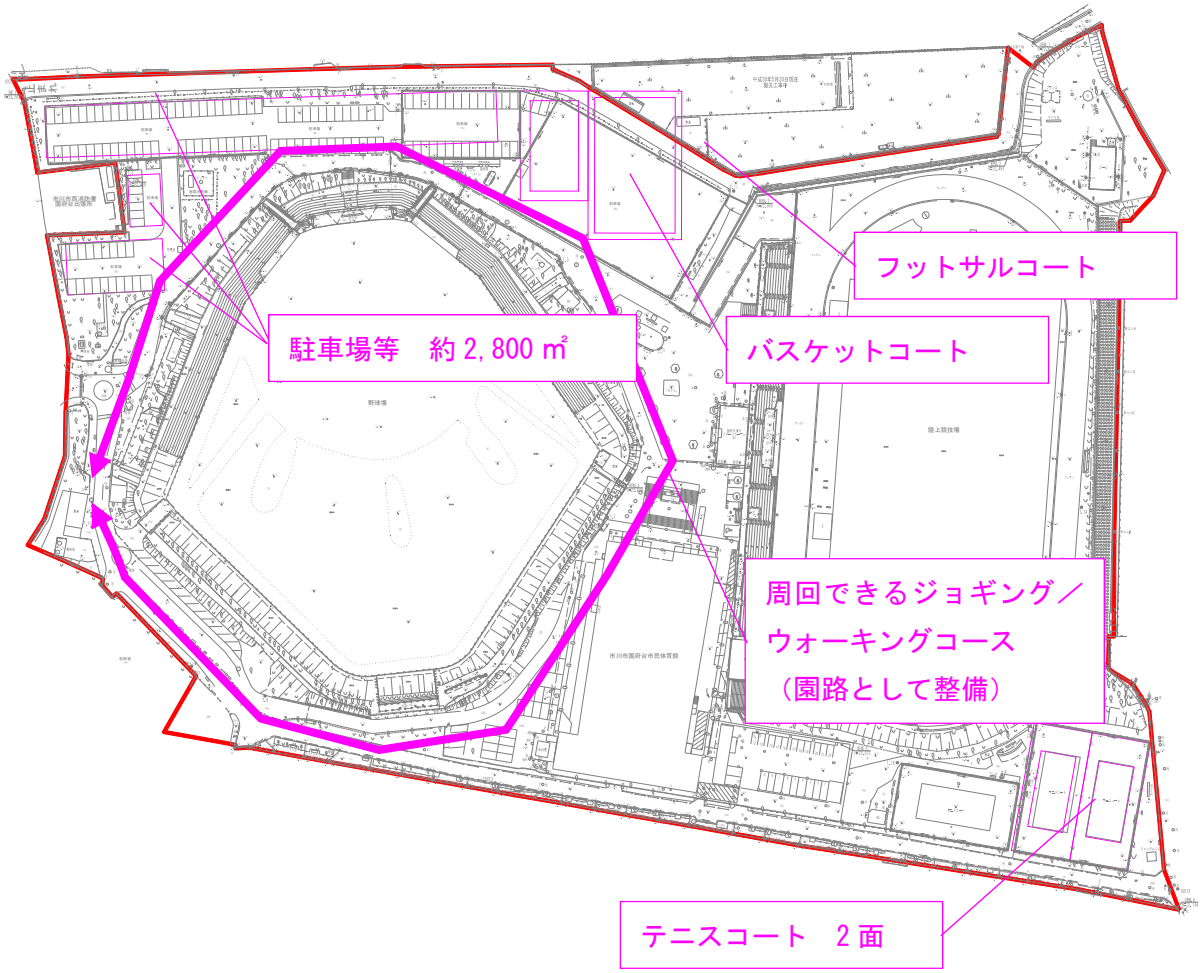
なお、トイレの配置については、「造園施工管理技術編」（社）日本公園緑地協会公園緑地研究委員会編　では、「都心型の総合公園で 1ha 当たり 0.8 棟」という事例が紹介されており、計画敷地 7.3ha の本公園に単純にあてはめると、約 5 箇所のトイレが必要となる。ここで算定したトイレ需要は、野球場、市民体育館、陸上競技場の施設を含んだ公園全体のトイレ需要である。市民体育館と陸上競技場管理棟 1 階部分の 2 箇所のトイレは共用トイレとして利用できることから、公園内屋外に設置するトイレは 5-2＝3 箇所とする。

**公園内屋外トイレ　３箇所**

### 4.6.3 施設整備規模まとめ

駐車場については既存駐車場範囲、テニスコートについては再整備が必要な区域内に収まることを確認した。

（具体のレイアウトについては次項で検討）



なお、テニスコート２面、フットサルコート、バスケットコートを整備した場合、運動施設率は 59.0%である。市川市都市公園条例で定められている上限値の 60%以内に納まっており、整備可能である。

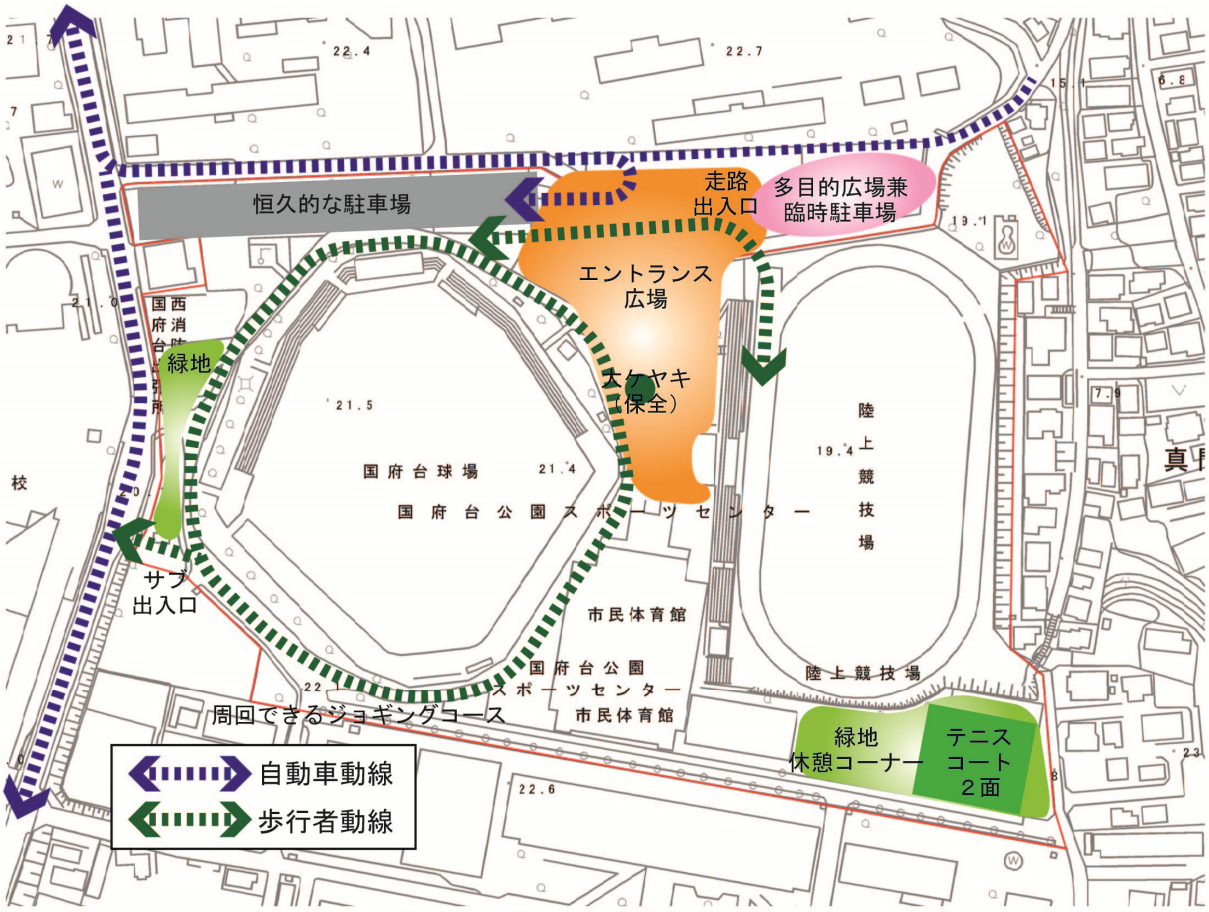
表　再整備計画案　面積表

| | 再整備計画案 | |
|---|---|---|
| | 面積（㎡） | 比率 |
| 公園全体 | 75,336 | 100.0% |
| 運動施設　計 | 44,638 | 59.3% |
| 球場 | 16,867 | 22.4% |
| 陸上競技場 | 19,595 | 26.0% |
| 市民体育館① | 3,567 | 4.7% |
| 市民体育館② | 770 | 1.0% |
| テニスコート　2面 | 1,458 | 1.9% |
| 多目的コート | 782 | 1.0% |
| 多目的広場兼臨時駐車場 | 1,488 | 2.0% |
| プール | 111 | 0.2% |

## 4.7 アクセスや動線の検討と設定

### 4.7.1 A案（北側メインエントランス案）

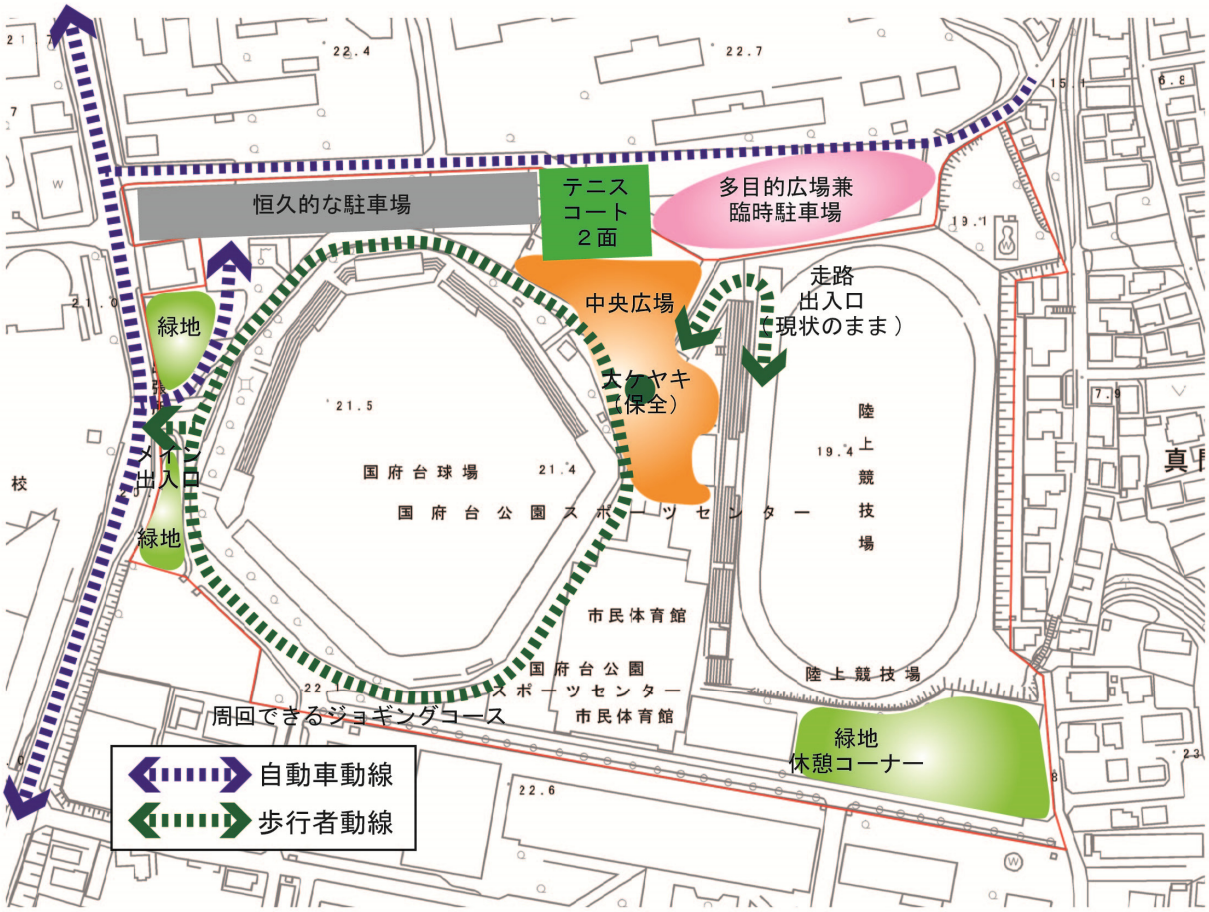
・歩行者動線、自動車動線を分離する。自動車は、北側道路から駐車場へのアクセス路のみの通行とし、基本的に公園内に進入禁止とする。
・球場の周りの園路は、ウォーキングやジョギングに利用でき、周回できるルートとして整備する。
・北側からの出入口を公園メインエントランスと位置づけ、既存大ケヤキ等をシンボルツリーととらえ、公園利用者の休憩機能・たまり空間の機能を持ったエントランス広場として整備する。
・多目的広場は、広場の大きさからテニス・バスケット・フットサル・ゲートボール・グランドゴルフ等への対応が考えられるが、舗装種別や必要となる備品等も含め、今後の検討課題とする。




＜メリット＞
・駐車場へのアクセスを北側市道のみとすることにより、駐車場へのアクセス集中による渋滞が発生した場合でも松戸街道への影響が生じにくい。
・自動車のアクセス路がエントランス広場に隣接しており、アクセス性が向上（車いす利用者など利用性向上）。
＜デメリット＞
・テニスコートは２箇所に分散配置となる。
・鉄道や路線バス利用者は、エントランス広場まで歩く必要がある。
・運動施設率は 60%を使い切る（多目的広場を運動施設とする場合）。

### 4.7.2 B案（西側メインエントランス案）

・歩行者動線、自動車動線を分離する。自動車は、松戸街道から駐車場へのアクセス路のみの通行とし、基本的に公園内に進入禁止とする。
・球場の周りの園路は、ウォーキングやジョギングに利用でき、周回できるルートとして整備する。
・球場、陸上競技場に挟まれた空間を中央広場と位置づけ、既存大ケヤキ等をシンボルツリーととらえ、公園利用者の休憩機能・たまり空間の機能を持った広場として整備する。
・多目的広場は、広場の大きさからテニス・バスケット・フットサル・ゲートボール・グランドゴルフ等への対応が考えられるが、舗装種別や必要となる備品等も含め、今後の検討課題とする。




＜メリット＞
・テニスコートは１箇所に集約して配置できる。
・全体として、現状を大きく変更しない利用計画
＜デメリット＞
・駐車場へのアクセス路が松戸街道に直結しており、駐車場へのアクセス集中による渋滞が発生した場合、松戸街道に渋滞が生じやすい。
・メインエントランス部分にたまり空間が確保できず、自動車・歩行者とも、中央広場まで歩く必要がある。また、狭い空間で自動車と歩行者動線の処理が必要（現状とほぼ変わらず）。
・運動施設率は 60%を使い切る（多目的広場を運動施設とする場合）。

## 4.8 施設規模･配置･水準の検討

公園再整備の基本方針を踏まえ、既存施設や利用者数、新たなスポーツへの対応等を考慮して、施設規模・配置・整備水準を以下のとおり設定した。

### （1）陸上競技場（一部改修）

既存施設を基本とし、老朽化した管理棟、スタンド、照明設備を改修する。バリアフリー化を図るものとし、管理用車両や緊急車両が進入可能な車路を設ける。

**■施設内容**

直線 7 レーン、曲線 6 コース 1 周 400m トラック（日本陸上連盟 4 種公認の維持)、観客席 1,300 席、夜間照明。管理棟（事務所、カフェ等の新規機能の導入検討、スタンド下部本部席へ接続)、幅跳び、砲丸投げ、トラック競技等でも使用可。サッカー、ラグビーも可。

**■配置の考え方**

現在の位置とする。

### （2）野球場（一部改修）

既存施設を基本とし、老朽化したバックスタンドを改修、あわせてスタンド内に更衣室・トイレ等の新規導入の検討、冬季でも利用できるよう人工芝化、夜間照明施設の整備を行う。

**■施設内容**

野球場１面、スコアボード（電子式)、観客席、人工芝、夜間照明設備、バックスタンド（本部席、ダッグアウト、更衣室、トイレ、倉庫)、防球ネット、バリアフリー化を図る。

**■配置の考え方**

現在の位置とする。

### （3）テニスコート（休場中のコートの改修、もしくは配置を見直し整備見直し）

市川市北西部のテニスコート需要に応える規模として、２面を整備する。

**■施設内容**

テニスコート　２面、夜間照明施設、フェンス、舗装は砂入り人工芝とする。

**■配置の考え方**

現在休場中のテニスコートの位置を基本とするが、他施設とのレイアウト等位置関係も考慮しながら配置を検討する。太陽光線を考慮して、できるだけ長軸を南北方向に向けることが望ましい。

### （4）第一体育館（将来的に機能見直しの検討）

現在の建物を基本として、バリアフリー化や防災機能の充実等、将来的な機能見直しの検討と合わせ、施設の建替えもしくは大規模改修等の方針を検討する。

**■施設内容**

【1 階：柔道場、剣道場】柔道場　畳敷き（357 平方メートル)、剣道場　板張り（357 平方メートル)、冷暖房設備

【2 階：競技場】ハンドボールコート 1 面（もしくはバスケットコート 2 面、バレーボールコート 4 面、バドミントンコート 8 面、卓球 26 台)、観客席 1,068 席、放送設備、冷暖房設備

【3 階：トレーニング室】（フリーウエイト、筋力トレーニングマシン、エアロバイク等）

**■配置の考え方**

当面、現在の建物を使用する。

### （5）第二体育館（将来的に機能見直しの検討）

現在の建物を基本として、バリアフリー化や防災機能の充実等、将来的な機能見直しの検討と合わせ、施設の建替えもしくは大規模改修等の方針を検討する。

**■施設内容**

【第ニ体育館】バスケットコート 1 面（もしくはバレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面、卓球 12 台）、冷暖房設備

**■配置の考え方**

当面、現在の建物を使用する。

### （6）フットサルコート（グラウンドゴルフ兼用）（新規整備）

アンケート調査で比較的利用希望の多い、フットサルに対応できるコートを新規整備する。

**■施設内容**

フットサルコート　1 面。夜間照明施設、フェンス。安全にプレイできるよう、舗装は砂入り人工芝とする。

**■配置の考え方**

新設。太陽光線を考慮して、できるだけ長軸を南北方向に向けることが望ましい。

### （7）多目的広場（バスケットコート等、臨時駐車場）（新規整備）

アンケート調査で比較的利用希望の多い、バスケットに対応できるコートを新規整備する。なお、大会開催時等に駐車場不足となる状況を踏まえ、臨時駐車場としての利用もできる舗装とする。

**■施設内容**

バスケットコート　1 面。バスケット使用および臨時駐車場利用を考慮し、舗装はコンクリートとする。

**■配置の考え方**

新設。駐車場として利用する際、アクセスしやすい位置を考慮する。

### （8）園路・広場

周回できるジョギング／ウォーキングコース（歩行者専用）、既存ルートを踏まえた車両通行可能な園路、緊急車両が通行可能なルートに考慮した園路を整備する。できるだけ歩車分離を図り、安全な園路を確保する。

現在の舗装は老朽化が進み、亀裂やひび割れが見られるため、再整備に合わせて舗装を打ちかえることを基本とする。

**■施設内容**

周回園路：歩行者専用とする。幅員は車いすのすれ違いが可能な 1.8m以上とする。ジョギングやウォーキングにも利用できるよう、周回できる園路とする。足にやさしい柔軟性のある舗装材を検討。

その他園路：近隣住民や管理車両、緊急車両の通行に対応した舗装材として、車両対応のアスファルト細を基本とする。幅員は、車両の通行に対応できる 3m（基本的に一方通行）～6m とする。

**■配置の考え方**

動線計画に基づき、配置を決定。

### （9）駐車場

既存の常設駐車場（128 台）は、継続して常設駐車場として用いる。公園規模から想定される必要駐車台数は、休日が 139 台となっており、現状の常設駐車場のみでは不足する。このため、上記多目的広場兼用の臨時駐車場を整備する。

**■施設内容**

常設駐車場　128 台（現在の駐車場を継続して使用）

臨時駐車場　約 20 台（第二体育館 1 階）＋約 40 台（臨時駐車場）

大型車臨時駐車場　7 台（現状の台数を確保）

**■配置の考え方**

歩車分離に配慮した動線や、大型車（バス）の回転スペース等に考慮した配置を検討する。

### （１０）駐輪場（新規整備）

想定される駐輪需要を満たす新たな駐輪場を整備する。

**■施設内容**

駐輪場　40 台

**■配置の考え方**

動線、他の施設の配置等を考慮しながら配置を検討する。

### （１１）トイレ（現況および一部追加整備）

現在のトイレ配置を踏まえながら、想定される需要を満たすトイレを必要に応じて追加整備する。

**■施設内容**

合計 27 穴、3 か所程度。バリアフリーに配慮する。

**■配置の考え方**

公園内のどこからでも利用しやすいよう、現況のトイレ配置を踏まえながら適切な配置を検討する。

## 4.9 公園全体のデザイン方針の検討

### 4.9.1 デザイン方針Ａ案

国府台地区の歴史や周辺の自然景観に調和した、温かみのあるデザイン。自然素材の活用や、周辺の歴史的な施設とも整合を図ったデザインとする。

色彩：緑と自然素材に調和するアースカラーを基本とする。

Ａ案　デザインイメージ











### 4.9.2 デザイン方針Ｂ案

都市景観になじむ、シンプルで機能的なデザイン。目立つ色や雑然とした印象となることを避け、魅力的かつ洗練された統一感のあるデザインとする。

色彩：海や川、空、植栽を生かす色彩とする。彩度は無彩色から低彩度とし、色相は青系や緑系とする。

Ｂ案　デザインイメージ












## 4.10 ゾーニング･動線の検討

ゾーニング・動線案について、以下の２案を検討し、Ａ案を選定した。

### 4.10.1 ゾーンの説明

施設規模・配置・水準の検討等を踏まえ、以下の７区分のゾーンを配置することとした。

**（1） 運動施設を配置するゾーン**

①野球場ゾーン
②陸上競技場ゾーン
③市民体育館ゾーン
④その他スポーツゾーン

**（2）公園機能を配置するゾーン**

⑤緑地・休憩ゾーン
⑥エントランスゾーン
⑦駐車場ゾーン

### 4.10.2 動線の説明

自動車動線と歩行者動線（ジョギングコース・ウォーキングコースを含む）をできるだけ分離する事を基本として、動線を設定した。

### 4.10.3 ゾーニング

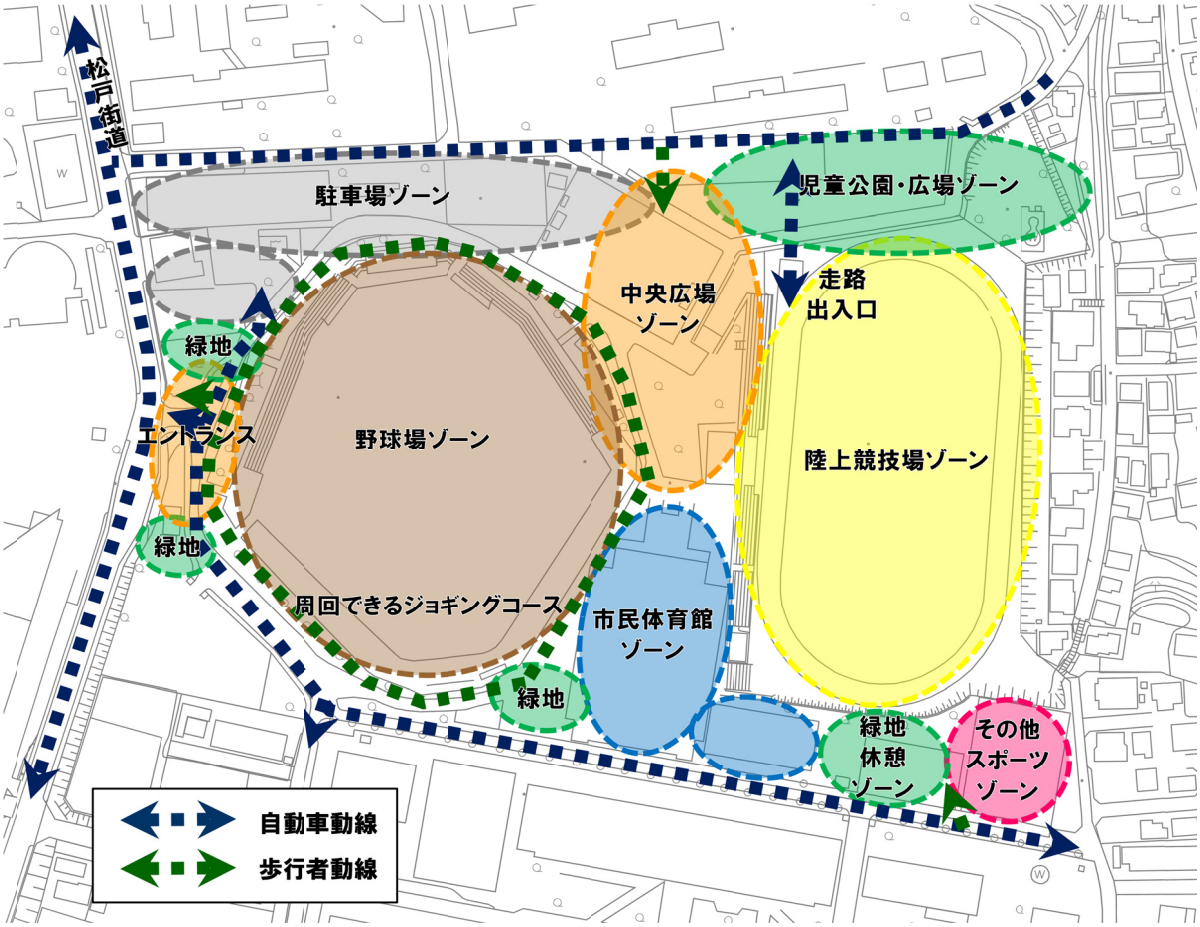
施設規模・配置・水準の検討等を踏まえ、以下の８区分のゾーンを配置する。

**(1) 運動施設を配置するゾーン**

①野球場ゾーン　②陸上競技場ゾーン　③市民体育館ゾーン　④その他スポーツゾーン

**(2) 公園機能を配置するゾーン**

⑤緑地・休憩ゾーン　⑥中央広場ゾーン　⑦児童公園・広場ゾーン　⑧駐車場ゾーン



## 4.11 再整備基本計画（案）

### 4.11.1 再整備計画図




**■野球場**

・既存施設を基本とし、老朽化したバックスタンドを改修、あわせてスタンド内に更衣室・トイレ等の新規導入の検討、冬季でも利用できるよう人工芝化、夜間照明施設などの整備を行う。

・野球場の周りに、周回できるジョギング／ウォーキングコースの整備を行う。

**■陸上競技場**

・既存施設を基本とし、老朽化した管理棟、スタンド、照明設備を改修する。バリアフリー化を図るものとし、管理用車両や緊急車両が進入可能な車路を設ける。

・管理棟・バックスタンドは、事務所、スタンド下部本部席への接続に配慮し、改修整備を行う。

・走路出入口は、現在の位置を変更し、北側園路に直接接続する。なお、管理用車両や緊急車両が進入できるようにする。

**■市民体育館**

・現在の建物を基本として、長寿命化のための施設改修等とあわせ、バリアフリー化や防災機能の充実等、将来的な機能見直しの検討を行う。

**■テニスコート**

・近隣住民の利用を考慮して、南東部の２面を改修する。
砂入り人工芝のコートとする。

**■緑地・休憩施設**

・可能な箇所はできるだけ緑地とし、パーゴラやベンチなど、休憩機能の充実を図る。

**■中央広場**

・運動施設に囲まれた公園中心部を中央広場と位置づけ、既存の樹木等を生かしながら、印象的なオープンスペースの形成を図る

・市民体育館、野球場、陸上競技場へアクセス動線や自動車の乗降機能にも配慮しながら、ゆとりある空間とする。

**■児童公園・広場**

・運動施設とはせずに、公園利用者の散策、休憩あるいは軽い運動等のための空間として整備する。

・北東側児童公園は、現在の機能を継続する。

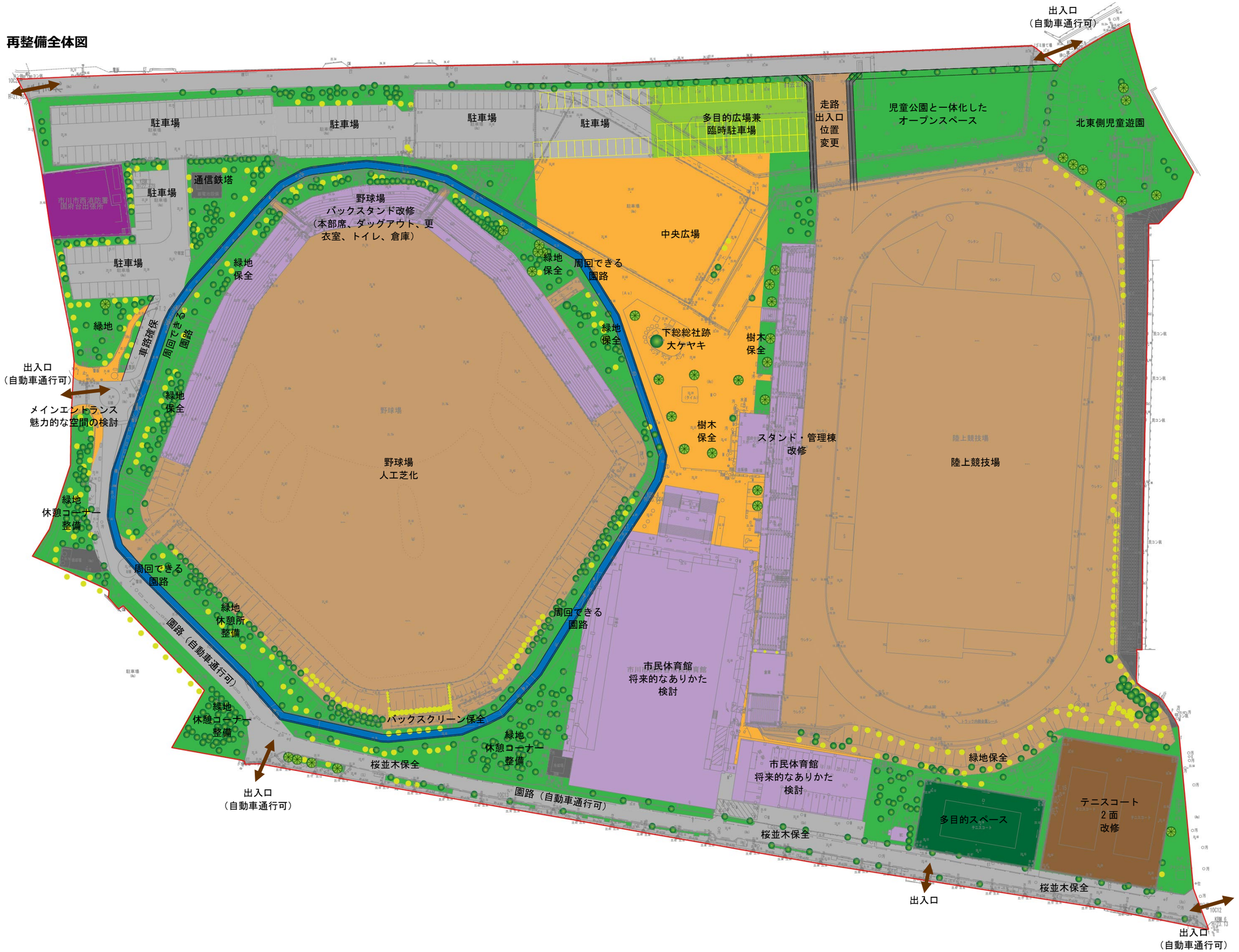
**■駐車場**

・既存の常設駐車場（135 台）は、継続して常設駐車場として用いる。公園規模から想定される必要駐車台数は、大会開催時は相当数となっており、現状の常設駐車場のみでは不足する。このため、多目的広場兼臨時駐車場を整備する。

**■新規機能の導入**

・カフェ等の憩いの空間を新規機能として整備する。

## 4.11.2 再整備全体図


出入口
（自動車通行可）
駐車場
駐車場
駐車場
駐車場
多目的広場兼
臨時駐車場
走路
出入口
位置
変更
児童公園と一体化した
オープンスペース
北東側児童遊園
通信鉄塔
市川市西消防署
国府台出張所
駐車場
野球場
バックスタンド改修
（本部席、ダッグアウト、更
衣室、トイレ、倉庫）
中央広場
緑地
保全
緑地
保全
周回できる
園路
駐車場
緑地
車路確保
周回できる園路
緑地
保全
下総総社跡
大ケヤキ
樹木
保全
出入口
（自動車通行可）
メインエントランス
魅力的な空間の検討
緑地
保全
野球場
樹木
保全
スタンド・管理棟
改修
陸上競技場
野球場
人工芝化
陸上競技場
緑地
休憩コーナー
整備
周回できる
園路
緑地
休憩所
整備
園路（自動車通行可）
周回できる
園路
市民体育館
将来的なありかた
検討
緑地
休憩コーナー
整備
バックスクリーン保全
緑地
休憩コーナー
整備
桜並木保全
出入口
（自動車通行可）
園路（自動車通行可）
市民体育館
将来的なありかた
検討
緑地保全
テニスコート
2面
改修
多目的スペース
桜並木保全
出入口
桜並木保全
出入口
（自動車通行可）

### 4.11.3 ゾーン別再整備計画

**（１）野球場ゾーン**

■整備方針

・既存施設を基本とし、老朽化したバックスタンドを改修、あわせてスタンド内に更衣室・トイレ等の新規導入の検討、冬季でも利用できるよう人工芝化、夜間照明施設などの整備を行う。

・野球場の周りに、周回できるジョギング／ウォーキングコースの整備を行う。

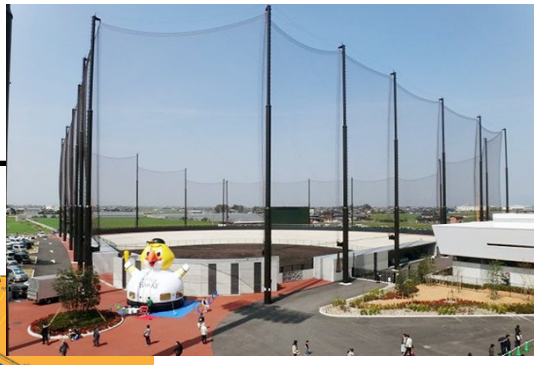
■整備内容

・野球場１面、スコアボード（電子式）、観客席、人工芝、夜間照明設備、
バックスタンド（本部席、ダッグアウト、更衣室、トイレ、倉庫）、バリアフリー化を図る

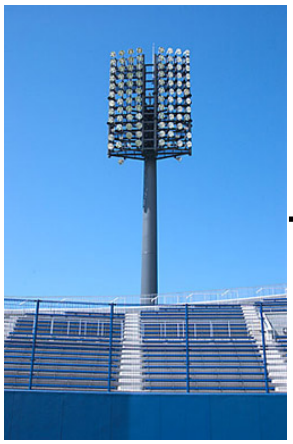
■整備イメージ



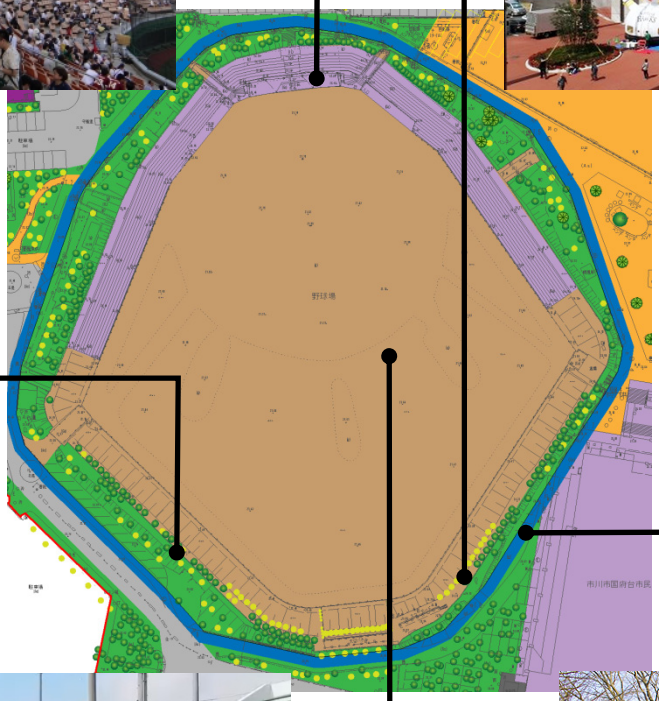
バックスタンド改修　イメージ



防球ネット　イメージ



夜間照明施設　イメージ





野球場の人工芝化　イメージ



周回園路　イメージ

## （2）陸上競技場ゾーン

■整備方針

・既存施設を基本とし、老朽化した管理棟、スタンド、照明設備を改修する。バリアフリー化を図るものとし、管理用車両や緊急車両が進入可能な車路を設ける。

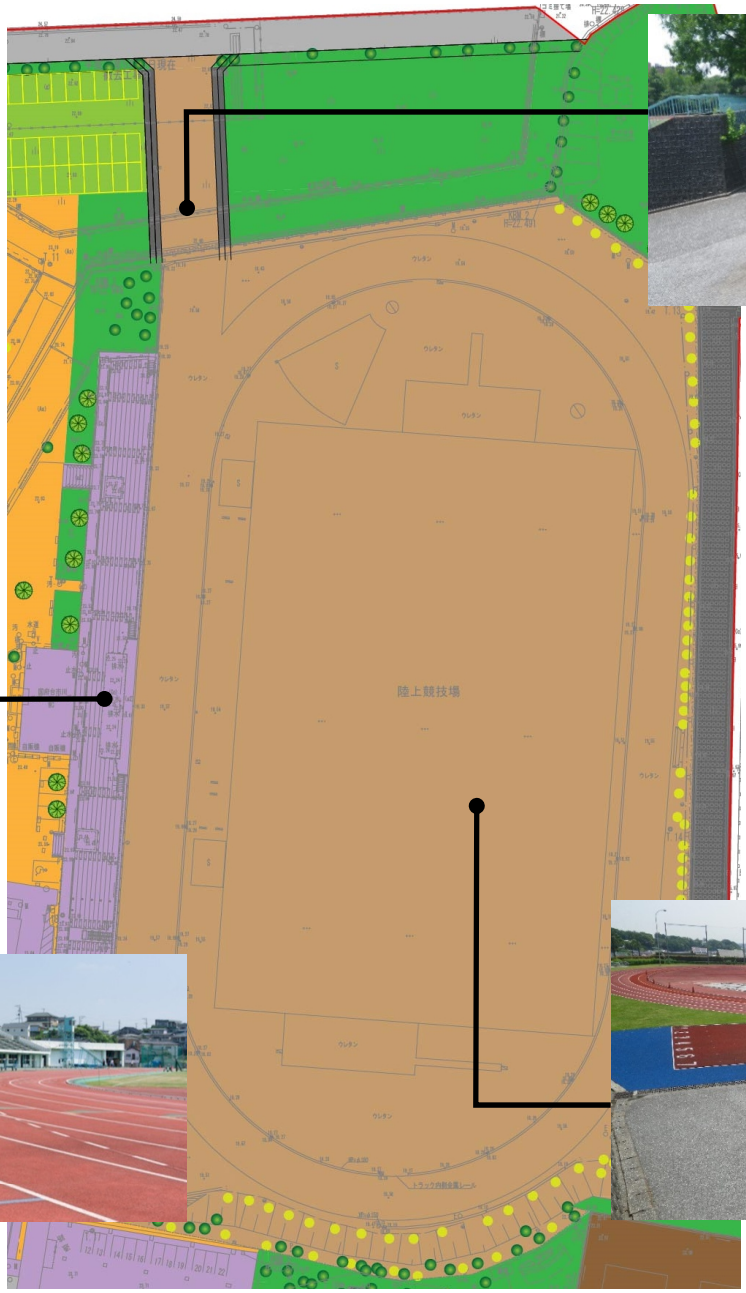
・管理棟・バックスタンドは、事務所、スタンド下部本部席への接続に配慮し、改修整備を行う。

・走路出入口は、現在の位置を変更し、北側園路に直接接続する。なお、管理用車両や緊急車両が進入できるようにする。

■整備内容

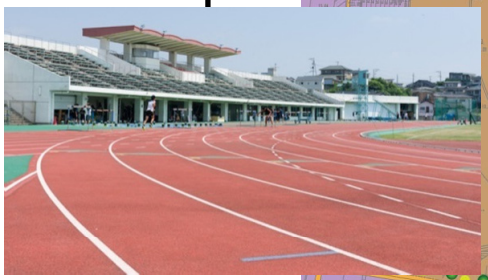
直線 7 レーン、曲線 6 コース 1 周 400m トラック（日本陸上連盟 4 種公認の維持）、観客席 1,300 席、夜間照明、管理棟（事務所、スタンド下部本部席へ接続）、幅跳び、砲丸投げ、トラック競技等でも使用可。サッカー、ラグビーも可

■整備イメージ

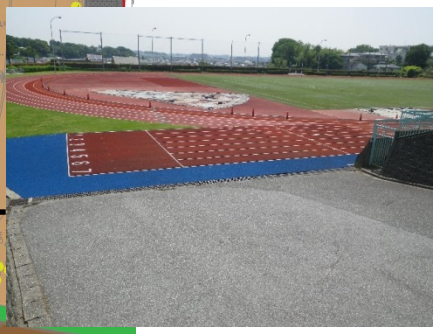





走路出入口　位置変更
（写真は現在の走路出入口）



管理棟改修　イメージ



陸上競技場

### （3）市民体育館ゾーン

■整備方針

・現在の建物を基本として、長寿命化のための施設改修等とあわせ、バリアフリー化や防災機能の充実等、将来的な機能見直しの検討を行う。

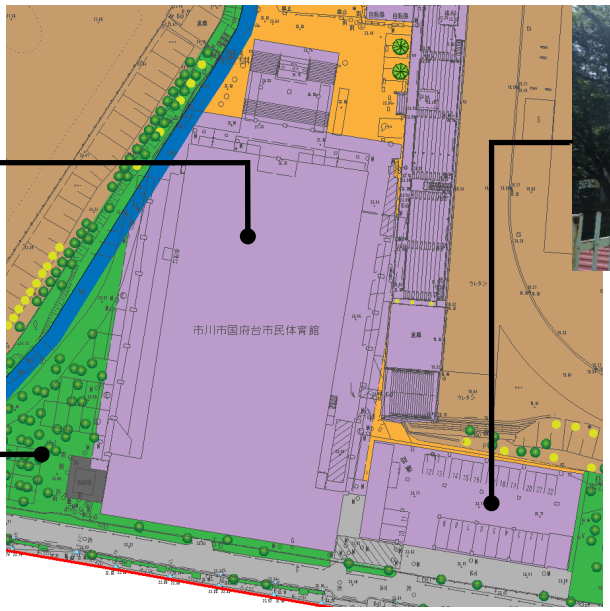
■整備内容

基本構想として、将来的なあり方を検討する。

■整備イメージ



第一体育館






第二体育館



緑地および休憩所　イメージ

### （4）その他スポーツゾーン

■整備方針

・近隣住民の利用を考慮して、南東部の２面を改修する。砂入り人工芝のコートとする。

■整備内容

・テニスコート（砂入り人工芝）２面を整備する

・軽い運動やウォーミングアップ、フットサル、グラウンドゴルフなど、様々な活用ができる多目的スペースを整備する。

■整備イメージ



多目的スペース　イメージ





人工芝のテニスコート　イメージ

## （５）緑地･休憩ゾーン

■整備方針

･可能な箇所はできるだけ緑地とし、パーゴラやベンチなど、休憩機能の充実を図る。

･北東側児童公園は、現在の機能を継続する。

■整備内容

･公園に訪れた方の交流･憩いの場となる機能を整備する

･芝生や植栽を充実させる

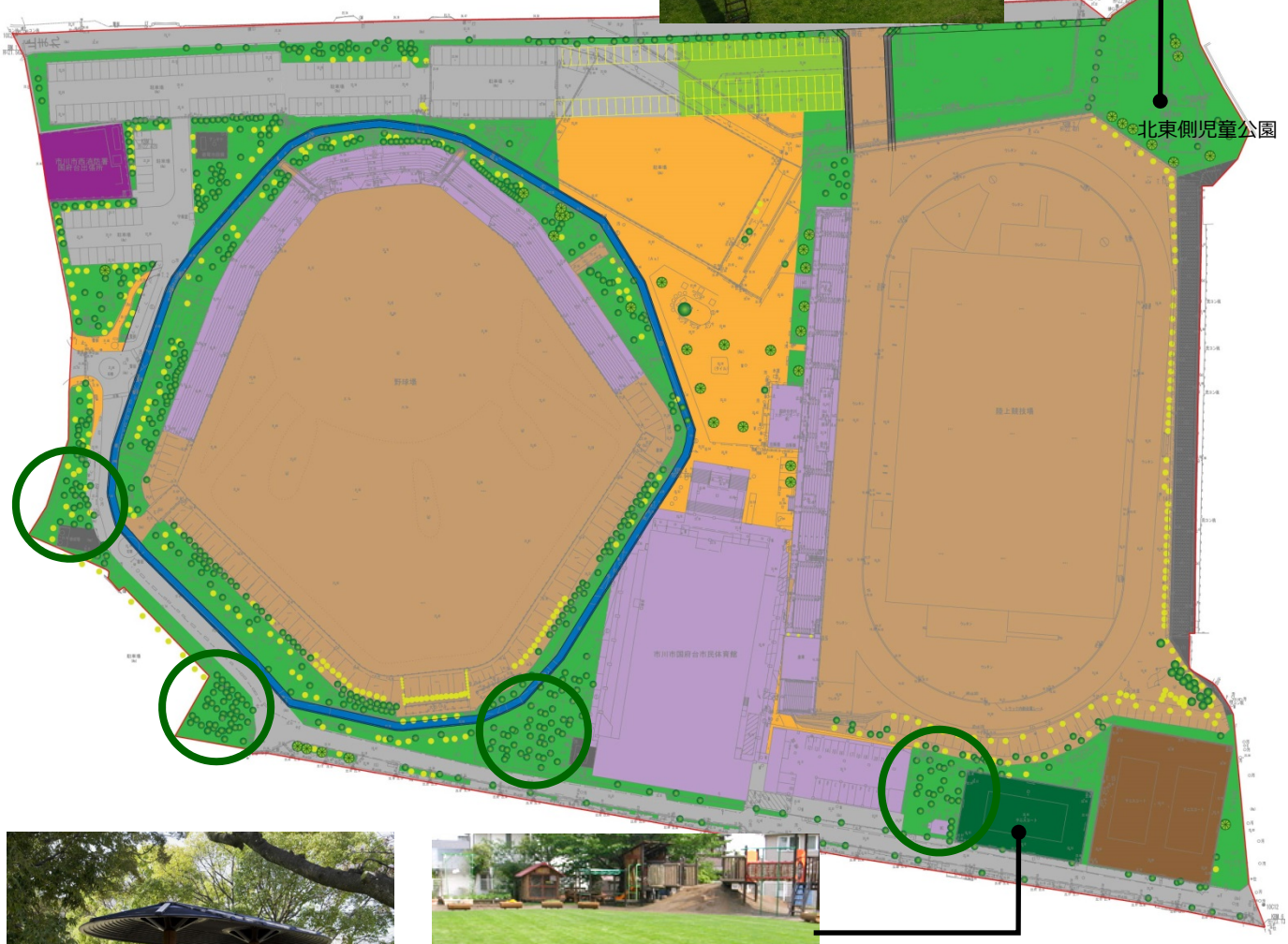
･公園南側の桜並木は計画的に補植する

■整備イメージ

（緑丸が緑地･休憩機能の充実を図る箇所）



北東側児童公園
（写真は現在の状況）






緑地および休憩所　イメージ



多目的スペース　イメージ

## （６）中央広場ゾーン

■整備方針

・運動施設に囲まれた公園の中心部を中央広場と位置づけ、既存の樹木等を生かしながら、印象的なオープンスペースの形成を図る

・市民体育館、野球場、陸上競技場へアクセス動線や自動車の乗降機能にも配慮しながら、ゆとりある空間とする。

■整備内容

・中央広場として、イベントの活用や交流・憩いの場となるオープンスペースを整備する

・臨時駐車場として利用できる多目的広場を整備する

・各施設へアクセスする園路を整備する

■整備イメージ






既存樹木を活かした整備を図る

（写真は下総総社跡の大ケヤキ）



樹木保護と休憩機能を兼ねたベンチ

イメージ



空間舗装　イメージ

### （7）児童公園･広場ゾーン

■整備方針

･運動施設とはせずに、公園利用者の散策、休憩あるいは軽い運動等のための空間として整備する。

･北東側児童公園は、現在の機能を継続する。

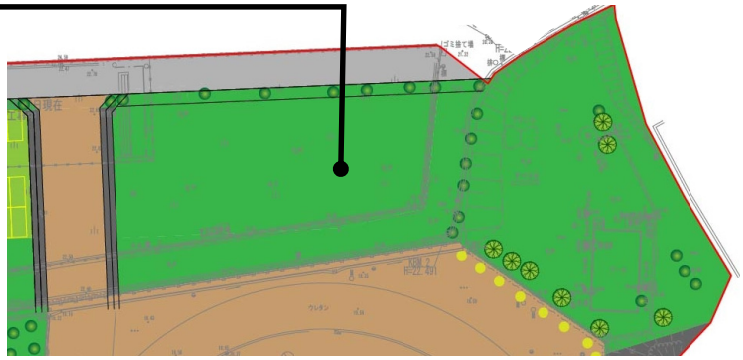
■整備内容

･子どもの遊びスペースなど、様々な用途で活用できるオープンスペース（多目的広場）を整備する。

･北東側児童公園とつながりを持った空間として整備する

■整備イメージ





オープンスペース　イメージ

### （8）駐車場ゾーン

■整備方針

･既存の常設駐車場（135 台）は、継続して常設駐車場として用いる。公園規模から想定される必要駐車台数は、大会開催時等は相当数となっており、現状の常設駐車場のみでは不足する。このため、多目的広場兼用の臨時駐車場を整備する。

■整備内容

･既存の駐車場を活用する

■整備イメージ



駐車場（写真は現在の駐車場）



バス臨時駐車場　イメージ

# 第 5 章　　住民意向の反映

## 5.1 国府台公園再整備基本計画（案）説明会 実施結果

前項までの検討を踏まえて取りまとめた国府台公園再整備基本計画（案）について、市民へ説明するとともに意見聴取をする為、説明会を開催した。

○ 開催日時　　平成 30 年８月 26 日（日）　午前 10 時から正午

○ 場　　所　　国府台市民体育館柔道場

説明会での市民からの意見と、市の考え方・対応を以下のように分類し整理した。

○ 意見への対応（分類）

| | |
|---|---|
| ① 計画案を修正するもの | ０件 |
| ② 今後の参考（一部加筆等）とするもの | 21 件 |
| ③ ご意見の趣旨や内容について、考え方が盛り込み済みであるもの | 26 件 |
| その他 | ０件 |
| 合計 | 47 件 |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| 1 | 野球場について、もっと広く出来ないのか。 | 運動施設率を上げないこと、また、周辺樹木等を保全する方針であるため、球場自体の大きさを変更しない予定です。 | ③ |
| 2 | 北側に整備する道路は何メートルになるのか。 | ６メートル幅の道路として、緩やかな勾配を設けて、県道と市道を結ぶ直線の線形となるよう設計を進めていく予定です。 | ③ |
| 3 | 野球場の改修工期はどのくらいなのか。また、改修時期は、陸上競技場や体育館は全て閉鎖するのか。 | 平成３１年度に詳細設計を行い、平成３２年度から３３年度にかけて工事を進めることと考えています。なお、工事の進行においては、そのほかの施設を閉場することなく進める予定です。 | ③ |
| 4 | 国府台公園の整備による下総国府の遺構との調整について、文化財担当者との調整をどのように行っているか。また、野球場整備との調整をどのように図るのか。 | 文化財を担当する関係部署と、個別に調整・協議を進めており、整備前に試掘を行い、遺構等の位置を確認することとしています。その後、保存方法や整備手法等の協議を行います。 | ② |
| 5 | 再整備計画の検討では、庁内で会議体を形成され、どのようなメンバーにより組織されているのか。 | 企画・契約部門、開発部門、道路部門、公園部門の関係部署を招集、又は意見を聴取し、再整備事業を進めています。 | ③ |
| 6 | 公園北東側の児童公園と一体化したオープンスペースへの出入口はどのようになるのか。 | 公園内からの出入が可能となるように設計を進めていきます。 | ② |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| 7 | 計画全体の改修はいつ頃終わるのか。 | 再整備完了までのスケジュールについては、基本設計業務において、整備計画を示す予定です。 | ③ |
| 8 | 多目的広場兼臨時駐車場を含めて 135 台の駐車場が整備されるのか。桜まつりの際は、臨時駐車場として活用できるよう運用を検討してほしい。 | 駐車場台数は、通常使用１３５台、広場兼臨時駐車場約７０台の約２００台の駐車スペースを設置する計画としています。桜まつりなど、近隣のイベント等で駐車場を活用することは可能ですが、施設内の大会・行事等の開催により、個別に調整することと考えています。 | ③ |
| 9 | 陸上競技場ではドクターヘリの離着陸があるが、ヘリポートの整備や隣接する病院との協議など検討を進める必要があるのではないか。 | 離着陸の安全性、消防車や救急車の出入が可能な場所として、陸上競技場を選定しています。公園内敷地の有効活用と関係機関との連携として、今後も陸上競技場における対応を継続していくことと考えています。 | ③ |
| １０ | 高齢化社会を視野に入れ、近隣住民を含むスポーツ目的以外の人も気軽に利用できる公園としてもらいたい。 | スポーツ施設の機能向上と合わせ、公園機能の向上として、オープンスペースや緑地を拡大し、自由に活用できる空間と憩い・交流の空間を形成することとし、どなたでも気軽に立ち寄り利用できる公園としての整備に努めます。 | ③ |
| １１ | 体育館の再整備とは、改修なのか、建替なのか。また、第 2 体育館をなくすことも考えられるのか。 | 体育館の規模や必要な施設･機能を構想として策定するもので、改修や建替など整備の方法についても検討することとしています。運動施設の面積に留意しながら、サブアリーナ（第 2 体育館）機能等のあり方を検討し、構想やその後の計画段階において示すこととしています。 | ③ |
| １２ | 公園南側の桜並木について、どのように整備していくのか方針を教えてほしい。また、道路幅を広げることになるのか。 | 将来的な景観の保全を方針としており、道路や歩道の整備を含めて、補植等を検討することとしています。道路幅などの具体的な整備については、設計段階で示す予定です。 | ③ |
| １３ | 北東部のアリーナ構想との整合性について、どのように考えているか。 | 北東部のアリーナ構想は、施設率緩和以前に国府台公園の運動施設の縮減を目的とし策定したものです。その後の施設率緩和や用地拡大など前提条件の変更により、アリーナ構想の見直しを検討する必要があり、これに伴い、国府台公園の体育館整備について、構想を策定していきます。 | ③ |
| １４ | 第 2 体育館下の駐車場は将来どのようになるのか。 | 歩行者と車両の動線を分離する方針から、駐車場として使用しない予定です。体育館の基本構想により、空きスペースとなる場合は、有効活用の方法を検討していきます。 | ② |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| １５ | テニスコートの整備はいつ頃どのように整備する予定か。また、隣接する小さな公園はどういう形で整備されるのか。 | できるだけ早急に取り組み、来年度には供用開始できるよう進めます。<br>また、隣接する児童公園は、桜並木の歩車道など周辺環境の整備と合わせて整備内容を検討していきます。 | ② |
| １６ | 多目的広場を臨時駐車場として活用する方針は良いと思うが、さらに自転車や公共交通機関の利用を促進するソフト面での手立てを検討できないか。 | 公園の来場手段については、公共交通機関の利用を促しており、利用団体に周知を協力いただいています。今後は、一般利用等においても車以外での来場促進や運用などの検討をしていきます。 | ② |
| １７ | 多目的広場兼臨時駐車場のスペースは芝生や土など雨が降ったら浸透するようなもの、また、子どもが遊べるなど適した舗装としてほしい。 | 公園機能や広域避難場所の機能として、オープンスペースを確保し、自由に活動が可能な広場として、芝生等を計画しています。 | ③ |
| １８ | 大きな災害が発生した場合を想定して、出来るだけ土や緑地部分を増やすことが防災上重要だと考えます。また、避難があった場合に、ソーラーパネルの設置など、すぐに電気が利用できるよう整備や、飲料水の確保として雨水活用などを取り組んでほしい。 | 整備方針として、公園機能の充実を図ること、避難場所機能に配慮することとし、緑地やオープンスペースを確保することと考えています。また、災害時における対策機能としての設備の充実については、ご意見を参考に設計業務において検討を進めていきます。 | ② |
| １９ | 公園南側の道路に、公園利用者が間違えて入ってきてUターンしていくことが多い。小さな子どもも多いので、道路手前に案内等を設置し、車の誤った進入を防止してほしい。 | 駐車場への分かりやすい誘導と、案内等を行います。 | ③ |
| ２０ | 野球大会などで公園北側の道路に駐車する車が多いので、安全性を確保するため歩道を整備してほしい。また、国府台公園前のバス停を利用することが多く、公園北側道路を通っているが、夜間に明かりがなく暗いので、照明を設置してほしい。 | 公園北側の道路は、直線道路として改良を予定しています。道路幅や歩道設置、夜間の照明についても、安全性や利便性の向上を図るため、設計業務において検討していきます。 | ② |
| ２１ | 公園の崖下に雨水が大量に流れ込んでこないよう対策をしてほしい。 | 基本設計業務において、雨水対策を検討していきます。 | ② |
| ２２ | 公園が広域避難場所となっていて、いろいろなエリアから避難の方が集まってくることを考え、優先課題を捉えて整備に取り組んでほしい。 | 計画の方針として、災害時の避難場所機能に配慮することとしています。広域避難場所として、大多数の避難者を受け入れることに努め、整備に取り組みます。 | ③ |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| ２３ | 公園入口に大会の開催状況等の表示・案内を設置してほしい。 | 大会の開催状況や駐車状況等の表示を検討します。 | ② |
| ２４ | 駐車場出入口が公園西側だけとなっているが、１ヶ所だけでは不十分と感じるので、公園北側に出入口を追加したほうがよい。また、公園南側の既存の駐車場は廃止するのか、緊急車両用の通路を確保する必要があるのではないか。 | 駐車場は、駐車の管理方法の検討と合わせて、出入庫の利便性を高める整備を検討します。公園南側の既存の駐車場は使用しないこととしますが、緊急車両や障がい者車両、工事車両等の通行が可能な通路や搬入口等の配置を検討していきます。 | ② |
| ２５ | 中央広場として整備する部分は休憩所を設けて散策できるようにしてほしい。 | 休憩用のベンチやパーゴラの設置を予定しており、憩いの空間となるよう努めていきます。 | ③ |
| ２６ | 野球場周回路周辺は、緑地部分の内側に野球場のフェンスが設置されるのか。散策路を広くとり、見通しがとれるような設置としてほしい。 | 緑地部分の内側に野球場のフェンスを設置し、防球ネットを野球場と周回路の境目部分に設置する予定です。散策路や周回路が利用しやすいような設置に努めます。 | ③ |
| ２７ | 駐車場が過大すぎるように感じる。地下式の駐車場などスペースの有効活用が図れないか。 | 地下式の駐車場は、費用面の課題と埋蔵文化財の保護の観点から整備は難しいと考えています。スペースの有効活用として、多目的広場兼臨時駐車場を検討しています。 | ③ |
| ２８ | 駐車場をなるべく設置せず、公共交通機関の利用促進や、自転車やスクーター等を置くスペースを増やすよう考えてほしい。 | 車以外での来場にご協力いただけるよう運用を検討していくとともに、歩行者との動線を考慮し、駐輪場や二輪車用駐車場所を配置していきます。 | ② |
| ２９ | 機械式の有料駐車場としての設置を検討してもよいのではないか。 | 駐車場の管理方法について検討を進めます。また、有料化についても、検討していきます。 | ② |
| ３０ | 将来的な構想で体育館を改修するのであれば、通年で泳げる屋内プールを整備してほしい。 | 北東部スポーツタウン基本構想の中で整備が求められている施設であることから、今後検討を進めていきます。 | ② |
| ３１ | 公園北側の多目的広場兼臨時駐車場部分にテニスコートを３面整備してほしい。<br>公園北側に整備する多目的広場兼臨時駐車場のスペースをテニスコート兼臨時駐車場として整備するよう検討してほしい。 | 多目的広場兼臨時駐車場の敷地については、中央広場との連続したオープンスペース空間とし、公園北側からのエントランスとする計画案の配置としています。また、芝生等の広場として、災害時の避難場所の機能を考え計画しています。 | ③ |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| ３２ | 駐車場が満車となる日は年間で何日くらいあるのか。<br>台数の統計の方法は。また、どのような大会を想定した規模なのか。 | 駐車場が満車または混雑する状況は、年間で約 140 日でした。また、台数の統計は、駐車入庫車数をカウントしたものです。<br>規模については、例年の利用実態を参考に、整備後の施設の利用想定と、都市公園実態調査における標準的な利用想定から、規模を検討したものです。 | ③ |
| ３３ | 市内のスポーツ施設の駐車場は全て無料としているが、地理的条件も違うので、差があってもよいのではないか。また、隣接する国府台病院の駐車場は、土日に一般開放しているので、有効活用が図れないか。 | 各施設の状況等も考慮し、有料化も視野に入れ、検討していきます。また、周辺の駐車場の活用についても、検討していきます。 | ② |
| ３４ | 中央広場の整備の仕方によって、公園の印象が大きく変わると思う。単純な芝生化ではなく、多くの市民に活用される整備を検討してほしい。 | 市民の交流・憩いの広場として、また、イベントでの有効活用が図れる場所、国府台公園を印象づける空間として整備を検討していきます。 | ② |
| ３５ | 桜並木の補植に関する住民参加や、緑地整備に関する周辺学校や住民の参加など、市民参加の仕組みをつくったほうが良いと思う。 | 整備スケジュールの策定と合わせて効果的な方法を検討していきたいと考えています。 | ② |
| ３６ | 里見公園の分園にテニスコートを移す計画があったが、空き地となっており、もったいないので有効活用はできないのか。 | 今回の計画は国府台公園を対象としています。里見公園分園の整備等については現在予定していません。 | ③ |
| ３７ | 避難場所としての用途を考えると、陸上競技場から敷地内に車両の移動が出来るように検討したほうがよい。また、緊急時には南側通路からの通行も出来るようにする必要があるのではないか。 | 緊急車両の動線については、各施設へのアクセスが可能なよう歩行者の動線を考慮して検討します。 | ② |
| ３８ | 文化財関係の調整は非常に難しいと思うが、合意形成のためには、各施設の利用状況を団体別、地域別に把握し、資料作成や公表をしていく必要があると思う。 | 埋蔵文化財については、随時文化財担当との調整を進めます。また、国府台公園に関する各資料の公表の必要性について検討していきます。 | ② |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| ３９ | 公園南側のテニスコートは３面のうち２面を改修としているが、３面整備してほしい。１面分は、多目的スペースとして整備することとしているが、用途が現実的ではなく需要がないのではと思う。 | 面数については、施設の設置条件と要望等を総合的に考慮し検討します。多目的スペースでは、テニスやフットサル等で活用できるコートを検討していきます。 | ② |
| ４０ | 自転車や徒歩での来場者の年齢層や目的を踏まえて、園内の動線を検討してほしい。 | 園内の動線については、歩行者動線と緊急車両の動線等を考慮します。また、各施設の付近に駐輪場を設置するなど、利便性と安全性を考慮し、配置と動線を検討します。 | ② |
| ４１ | 各ゾーンの具体的な用途や設置施設、設備等を示したほうがわかりやすいと思う。 | 各ゾーンの具体的な施設や設備等は基本設計図書において示します。 | ③ |
| ４２ | 計画の確定前に、説明会などの意見を聴取する機会は設ける予定なのか。 | 実施の予定はありませんが、今後は設計図書を示し、整備内容についてご理解いただくことに努めます。 | ③ |
| ４３ | 園内の自転車の走行は禁止してほしい。 | 原則は禁止としますが、駐輪場の利便性や歩行者動線との分離による安全性を考慮し、走行可能な動線について、検討していきます。 | ② |
| ４４ | 再整備計画について、１０月にはある程度の市民の声が反映されて公式に発表されるのか。 | 計画の方針として今後の参考とするもの、設計業務において検討していくものなどを市の考え方として示します。<br>その後、ご意見や市の考え方等を踏まえた再整備計画をはじめ、計画作成資料や報告書等を公表する予定としています。 | ③ |
| ４５ | 野球場について、面積は増加していないとのことだが、配置案を見ると増えているように感じる。 | 施設面積は変更せずに整備を進める予定です。 | ③ |
| ４６ | 説明会やパブリックコメントの意見を真摯に受け止め対応してもらいたい。また、個別の意見や要望に対する検討の経緯や結果を納得できる形で示してほしい。 | 整備方針等に沿って対応していきます。また、計画の検討経緯や結果については、計画作成資料や報告書等において示すことに努めます。 | ③ |
| ４７ | 国分川調節池の整備では、計画段階から市民が参加する会があったので、これを参考に市民参加を検討してほしい。 | 今回の整備においては、市民参加の方法として、広く意見を募集するパブリックコメントの実施や住民説明会などにより、計画への対応を実施することと考えています。 | ③ |

## 5.2 国府台公園再整備基本計画（案）についてのパブリックコメントの実施結果

説明会での意見を反映した国府台公園再整備基本計画（案）に対して、パブリックコメントを実施した。

○期　間　　平成 30 年８月 18 日（土）～平成 30 年９月 16 日（日）　30 日間

○ 意見等をいただいた方の人数及び意見の件数

| | | |
|---|---|---|
| ･インターネットによるもの | 10 人 | 30 件 |
| ･担当課受付によるもの | ３人 | 18 件 |
| ･ファクシミリによるもの | ０人 | ０件 |
| ･郵便によるもの | ０人 | ０件 |
| 合計 | 13 人 | 48 件 |

（その他の方法による意見の提出は無し。）

パブリックコメントでの市民からの意見と、市の考え方・対応を以下のように分類し整理した。

○ 意見への対応（分類）

| | |
|---|---|
| ① 計画案を修正するもの | ０件 |
| ② 今後の参考（一部加筆等）とするもの | 33 件 |
| ③ ご意見の趣旨や内容について、考え方が盛り込み済みであるもの | 15 件 |
| その他 | ０件 |
| 合計 | 48 件 |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| 1 | 人工芝テニスコートを２面整備するとのことだが、ハードコート敷地は、桜の根上がりによるコートの盛り上がりや樹液によって滑りやすくなっている。この桜の影響への対処を検討し、コートを整備してほしい。 | 桜の根上がりの対策を行い、コートを整備します。また、桜の保全として、計画的な補植や、隣接する児童公園と桜並木の歩車道の環境整備など周辺の整備と合わせて、コートやフェンス位置、桜の樹液等の対応策を検討していきます。 | ② |
| 2 | 駐車場が過大であると感じます。駐車場の必要台数について、日毎の駐車台数を把握し、臨時駐車場の活用を含めて規模を再検討してほしい。 | 国府台公園の利用実態と都市公園実態調査における標準的な利用想定から、規模を検討したものです。設計業務においては、車以外での来場を促進するとともに、公園敷地の効果的な活用を考慮し検討を進めます。 | ② |
| 3 | 駐車場が整備されているが、今後も駐車場料金の設定は、無料がよいと思う。 | 公共交通機関や自転車等の利用促進をはじめ、有料化も視野に入れ総合的に検討していきます。 | ② |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| 4 | 多目的広場兼臨時駐車場として整備を計画している敷地にテニスコート４面を整備してほしい。それにより、テニスコート計画地を中央広場の用途又は多目的スペースの拡大を検討してほしい。 | 多目的広場兼臨時駐車場の敷地については、中央広場との連続したオープンスペース空間とし、公園北側からのエントランスとする計画案の配置としています。また、芝生等の広場として、災害時の避難場所の機能を考え計画しています。 | ③ |
| 5 | 公園南東側に整備を計画しているテニスコートについて、２面だけでなく、多目的スペースにもう１面テニスコート（ハードコート）を整備してほしい。また、多目的広場兼臨時駐車場とその西側の敷地に、駐車場を主用途としたテニス・フットサルで活用できる施設を配置してほしい。 | 面数については、施設の設置条件と要望等を総合的に考慮し検討します。多目的スペースでは、テニスやフットサル等で活用できるコートを検討していきます。<br>多目的広場兼臨時駐車場の敷地については、公園機能と避難場所機能を考慮し、芝生等の広場を計画しています。また、その西側は駐車場としていますが、施設活用の検討をしていきます。 | ② |
| 6 | 野球場のバックスタンド改修に合わせて、屋根には太陽光発電パネルを設置してほしい。<br>陸上競技場の改修についても、屋根を設置する部分には太陽光発電パネルを設置してほしい。<br>体育館の整備方針として、太陽光発電パネルの設置、雨水の貯留及び活用など、防災機能の内容を具体的に示し、避難所として必要な整備を充実してほしい。 | 太陽光発電パネルの設置は、野球場や体育館、陸上競技場管理棟など設置場所や規模を含めて、基本設計業務において検討していきます。<br>また、体育館における避難所機能として、雨水活用など、設備の充実についても、今後の設計業務において検討を行います。 | ② |
| 7 | 野球場の周回園路について、周辺の樹木を活かし、樹木の少ない場所は増やしてほしい。また、舗装は透水性舗装または、土系の舗装など浸透性のあるものにしてほしい。 | 野球場周辺は既存樹木を活かして整備する方針で、緑地・休憩ゾーンの整備に合わせて、樹木･緑地の増加を検討しています。また、周回園路の舗装材は、設計業務において検討していきます。 | ② |
| 8 | 野球場の人工芝化について、雨水の排水は条例に基づき浸透させる工夫をしてほしい。 | 公園全体として、雨水排水や流出の抑制に対応するため、浸透や貯留などの必要施設について、設計業務において検討していきます。その中で、野球場人工芝の浸透を検討していくこととしています。 | ② |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| 9 | 体育館の整備について、「将来的なあり方を検討する」とありますが、北東部のアリーナ構想と整合性を図り、役割分担を明確にして、基本計画に示すとともに、施設率５０％未満を目標に、減築の方向性を示してください。 | 北東部のアリーナ構想は、施設率緩和以前に、国府台公園の運動施設の縮減を目的とし策定したものです。その後の施設率緩和や用地拡大など前提条件の変更により、アリーナ構想の見直しを検討する必要があり、これに伴い、国府台公園の体育館整備について、構想を策定し、規模等の方向性を示します。 | ③ |
| １０ | 緑地・休憩ゾーンについて、整備方針にある「可能な箇所は出来るだけ緑地」とすることには賛成です。休憩施設の設置については、人工的なものやデザイン優先なものを避け、利用できる人数が限られてしまうので、樹木の日陰を有効的に活用できる配置としてほしい。 | 休憩施設は、樹木の木陰を活用した配置を検討しており、ベンチなどは自然と調和するデザインとなるよう設計業務において進めていきます。 | ② |
| １１ | 多目的スペースや広場は、芝生だけではなく、クローバーなどの被覆植物の植栽や、周辺樹木の配置による日陰の工夫をしてほしい。 | 多目的スペースや広場は、活動目的や機能等に合わせて、舗装や植栽、樹木の配置について検討していきます。 | ② |
| １２ | 中央広場ゾーンについて、空間イメージの写真が人工的過ぎます。舗装材料や透水性レンガなど、選定する材料を工夫し、さらに、夏の暑さを考慮して照り返しのないものにし、樹木の配置を増やしてほしい。 | 既存の樹木を活かし、自然と調和した印象的なオープンスペースとして検討を進めています。舗装材などは、猛暑への対策や広域避難場所としての機能を総合的に検討して選定していきます。また、樹木についても効果的な配置を考えていきます。 | ② |
| １３ | 児童公園・広場ゾーンでは、子どもやお年寄りの利用として大いに意味があると思います。特にこれからは、お年寄りの利用を視野に入れるべきであると思います。 | 子どもから高齢者までの自由な活動を対象とするほか、どなたでも健康づくりや体力の増進を図れ、自由に活用できる場所となるよう努めます。 | ② |
| １４ | 児童公園・広場ゾーンのオープンスペースが何もない芝生広場とならないよう、樹木や低中木の植栽を積極的に行ってほしい。 | 植栽の配置や休憩施設の配置などを工夫し、魅力的な空間となるよう検討していきます。 | ② |
| １５ | 駐車場は、常設駐車場においても、緑化を図ることや透水性の舗装にするなど工夫してほしい。 | 雨水排水・流出抑制の検討と合わせて、緑化や浸透等の機能を検討していきます。 | ② |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| １６ | 臨時駐車場とする場所は、土の広場とし、周辺には樹木を配置し、子どもたちが自由に走り回れるようなつくりにしてほしい。 | 子どもから高齢者までどなたでも、自由な活動や憩える空間となる広場を計画しています。舗装材は、広域避難場所としての機能を考慮し、芝生等の広場とすることとしています。 | ③ |
| １７ | 公園への来場手段として、公共交通の利用を促進するような施策を進めてほしい。 | 公園の来場手段については、公共交通機関の利用を促しており、利用団体に周知を協力いただいています。今後は、一般利用等においても車以外での来場の促進や運用などの検討をしていきます。 | ② |
| １８ | 一部の「既得権」にとらわれた意見を取り入れないようお願いしたい。特に、テニスコートについては、他施設に整備されているため、必ずしも国府台地区に確保する必要はない。施設から近い人、遠い人はどの施設においても同じことなので、各人が対応を考えることです。 | テニスコートは、利用実態を的確に捉えるとともに、施設整備の条件や市全体の施設配置など総合的な視点で検討します。整備面数等については、ＩＳＧ国府台の活動や近隣住民の利用に供する面数を整備する方針としています。 | ③ |
| １９ | 遠方者の交通手段に留意し、駐車場や駐輪場を整備する必要がある。 | 利用実態の把握と整備後の利用状況を見込み、適切な配置を検討していきます。 | ② |
| ２０ | 再整備計画が「緑豊かな市川市」を具現し、素晴らしい地区を維持続けるものであってほしい。 | 再整備計画や設計にあたっては、上位計画との整合性を図ることとし、この地区の緑の景観を次世代に継承できるよう樹木の保全や景観の維持を方針としています。 | ③ |
| ２１ | 不足しがちだった駐車場や緑地休憩コーナーの拡充、オープンスペースの設置は良い計画だと思いますが、テニスコートの面数が大幅に縮小する方向になっています。近隣のテニスを愛好する方の中には移動手段を持たない人もいるため、４、5 面のコートを整備するよう検討をお願いしたい。 | テニスコートは、利用実態を的確に捉えるとともに、施設整備の条件や市全体の施設配置など総合的な視点で検討します。整備面数等については、ＩＳＧ国府台の活動や近隣住民の利用に供する面数を整備する方針としています。 | ② |
| ２２ | 国府台地区のテニスコートでは、少なくとも 3 面のコートが必要です。団体としての利用を優先させて、早朝のテニスや総合型地域スポーツクラブＩＳＧの活動を行い、国府台地区の老若男女が団体として健康維持に努め、健康都市・市川市として市政を改めてほしい。 | テニスコートは、利用実態を的確に捉えるとともに、施設整備の条件や市全体の施設配置など総合的な視点で検討します。整備面数等については、ＩＳＧ国府台の活動や近隣住民の利用に供する面数を整備する方針としています。 | ② |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| ２３ | 車出入口について、既設の位置はコーナー部で危険であるため、右折レーンを設けるか、交差点化するなど安全確保すべきと考えます。 | 出入口は進出入の安全性を確保するとともに、園内の歩行者動線、周回園路との距離を設けるなど､利用しやすい整備を行います。交差点化など県道の改良については、関係機関との協議を進めていきます。 | ② |
| ２４ | バス駐車場は、混雑する入口側ではなく、奥側に設けたほうが出入に影響がないのではないか。 | 出入の動線や一般車両への影響を考慮し、駐車場内の移動距離の少ない入口付近に設けることと考えています。 | ③ |
| ２５ | ジョギング・ウォーキングコースは園内を広く利用するコースにしたほうが良いのではないか。 | その他の施設配置を含めてコース配置を検討していきます。 | ② |
| ２６ | テニスコートの位置は、桜の根上がりが発生している箇所であるため、児童公園計画位置など、配置場所を変更したほうがよいのではないか。 | 桜の根上がりへの対策工事と計画的な補植を見込み､計画位置に整備することとします。 | ③ |
| ２７ | 壁打ち用のテニスコートがあったほうが良いのではないか。 | ニーズや配置場所､公園敷地の活用等を整理し、必要性を含めて総合的に検討します。 | ② |
| ２８ | テニスコートにも夜間照明をつけてもよいのではないか。 | 夜間照明設置など､利用環境の向上を図る機能や設備の導入を検討していきます。 | ② |
| ２９ | オープンスペースの利用目的が不透明で広すぎるので、目的を絞った施設を配置したほうが利用者にとって使いやすいのではないか。 | 公園機能として､自由な活動に供する空間や､防災上の避難者の受け入れ場所､また､スポーツ機能として､大会時の待機場所やイベント時の活用など､多目的に活用できる広い空間を設けることを考えています。 | ③ |
| ３０ | 利便性の向上は大事かもしれないが、環境や自然、生き物にも優しい再整備としてほしい。 | 再整備計画や設計にあたっては､上位計画との整合性を図ることとしており､みどりの基本計画においては､魅力ある都市公園の創出として､自然環境を活かした都市公園の整備､動植物の環境保全が定められていることから努めていきます。 | ③ |
| ３１ | 国府台一帯の景観と自然環境の中にあって丁寧に検討すべき計画と思う。特に、巨樹や緑の保全を優先して検討してほしい。また、駐車場は大切ですが、自転車や歩行者の利便を中心に、大気への影響改善を図れればと思う。 | 国府台地区における緑の景観の継承として､巨樹や緑を保全していくことを基本的な方針としています。また、車以外での来場の促進や運用などの検討をしていきます。 | ② |
| ３２ | 広い工事範囲であれば、埋蔵文化財の調査を行ってほしい。 | 随時文化財担当との調整を進めており､整備にあわせて調査を実施する予定です。 | ③ |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| ３３ | 交通手段について、公共交通を中心にして、大きな行事や大会では、特別バスを駅、会場間をピストン輸送する。また、自家用自動車を極力減らし、駐車場面積を減らす。 | バスの運行については関係機関と協議するとともに、車以外での来場の促進や運用などを検討し、駐車場の適切な規模を考慮します。 | ② |
| ３４ | 駐車場は申込み予約制にし、予約内容を確認のうえ駐車できるようにする。これにより円滑な利用や、年齢や障がい者、遠方からの来場など条件による駐車場の優先割り当てができる。 | 駐車場の予約制については、管理体制と合わせて検討していきます。 | ② |
| ３５ | 駐車場面積を減らし、緑地や樹木の植栽面積を増やす。また、舗装した部分は簡易型の雨水貯留施設を設置し、浸透させる。 | 駐車場の適切な規模を検討するとともに、雨水排水や流出抑制の観点から整備を行います。また、緑地や樹木の植栽に努めます。 | ③ |
| ３６ | 屋外型フィットネスマシンをブリュッセルの公園でみたことがあるが、幼児の囲いの横に配置されており、親が同時に運動できるので、採用を検討されたい。 | 親子で楽しめる設備や遊具などを検討していきます。 | ② |
| ３７ | 園内に、この地の文化や歴史に関する案内看板を設置してほしい。設置場所は、来場者の目にとまりやすい松戸街道からの入口付近とし、下総国府があったことや、明治時代から終戦前までの陸軍駐屯、西練兵場であったことを記すなど、文案は博物館の学芸員さんと相談して取り組んでほしい。 | 整備の基本方針として、歴史を次世代に継承することとしており、埋蔵文化財については、文化財担当との調整を進めています。案内看板については設置を検討しています。 | ③ |
| ３８ | 園内の樹木について、地球環境問題やヒートアイランド現象への対応から、できる限り増やしてほしい。また、大ケヤキの保存は良いことだと思うので、ケヤキを中心に、この地に昔からある樹木を植樹し、景観づくりを行ってほしい。 | 基本方針として、歴史や緑の景観を次世代に継承することとしていますので、適切な樹種を選定するとともに、植栽に努めます。 | ③ |
| ３９ | 園内は、ヒートアイランド現象の防止や雨水の浸透の意味からもできるかぎり舗装しないでほしい。駐車場も雨水の浸透する舗装がよく、野球場の人工芝も舗装になるので、内野部分だけなど舗装箇所を検討してほしい。 | 公園機能における良好な都市空間や防災機能の充実を検討し、できるだけ緑地空間を増やします。また、雨水対策についても設計業務において検討していきます。野球場では、全体的に人工芝とする予定ですが、浸透を考慮した整備を検討していきます。 | ② |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| ４０ | 野球場付近には、下総国府の国庁跡がある可能性があるため、この時期に本格的な調査を実施してほしい。 | 随時文化財担当との調整を進めており、整備にあわせて調査を実施する予定としています。 | ③ |
| ４１ | 駐車場はあまり広げず、環境問題への対応からも、公共交通や自転車を利用することや、駅からの徒歩などを促進してほしい。 | 公園の来場手段については、公共交通機関の利用を促しており、利用団体に周知を協力いただいています。今後は、一般利用等においても車以外での来場促進や運用などの検討をしていきます。 | ② |
| ４２ | 公園南東部のテニスコート脇の三角の公園の整備を検討してください。セットバックするようであれば、全体を少しずらすことはできるのか。 | 利用しやすい環境やセットバック等による全体配置なども合わせて検討していきます。 | ② |
| ４３ | 公園南側の桜並木について、体育館裏とフェンスの空きスペースを活用し、車椅子やベビーカーが安心して通れる歩道を整備してほしい。また、桜と桜の間を活用し、車のすれ違いスペースを整備してほしい。桜の根の逃げ道を作る工事など、桜と人によい工事としてほしい。 | 桜の保全と合わせて、車道の舗装や歩道などの環境整備に取り組みます。保全の方法や整備内容は、設計業務において検討することとしています。 | ③ |
| ４４ | 桜並木の街灯について、木の陰になりやすく薄い暗いので、腰高位置の照明の設置を希望します。 | 桜の保全と合わせて、車道の舗装や歩道などの環境整備に取り組みます。また、腰高位置の街灯設置も含め、利用環境の向上として設置を検討していきます。 | ② |
| ４５ | 公園南東部のテニスコートと多目的スペースについて、園内の通路は、桜並木側に確保し、フェンス位置の変更や桜並木の歩道等の整備を検討したほうが良いと感じます。 | 桜並木の整備と合わせて配置を検討していきます。 | ② |
| ４６ | 多目的スペースについて、時間帯によって予約、予約なしのフリースペースとしての活用や、フットサルやバスケット 3on3、テニスができる場所、桜の季節には花見ができるスペースとしてはいかがでしょうか。 | テニスやフットサル等の活用ができるコートを検討していきます。 | ② |
| ４７ | ミニプールについて、小学校 3 年生までの年齢制限がありますが、その他に親子や兄弟で遊べるプールや水遊びスペースがあればよいと思う。 | ミニプールやその他水遊びができる空間などは、関連部署と調整を図りながら、設計業務において検討していきます。 | ② |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方･対応 | 意見分類 |
|---|---|---|---|
| ４８ | 公園内では、傾斜を有効に活用し、芝滑りができる場所があるとよいと思う。 | 児童公園・広場ゾーンでは、新たに整備を予定しているオープンスペースと既存の児童公園との高低差があるため、芝滑りのできる場所として検討したいと考えています。 | ② |

# 第 6 章　再整備基本計画

## 6.1 はじめに

国府台公園（スポーツセンター）は、下総台地の南西端にあたる国府台地区に位置し、下総国府の名残を有する約 7.3ha の運動公園（昭和 31 年都市計画決定）であり、本市スポーツ施策の中心となる場所である。

屋外施設としては、観客席のある陸上競技場と野球場、屋内施設としては、大小の体育館、柔剣道場、トレーニングルームを有し、各種スポーツ団体をはじめ、多くの市民に親しまれ利用されている施設である。

### （1）国府台地区および国府台公園の変遷

| 年、年代 | できごと |
|---|---|
| 先土器時代 | 人が居住し始めた |
| 律令時代～近世 | 国府台に下総国府が置かれる。国府台公園付近は、奈良・平安時代から中世（1200 年～700 年前）にかけて、下総国の中心地であったと推測されている。 |
| 戦国時代 | 文明 11 年(1479 年)：太田道灌が国府台に砦を築いたとされる。<br>天文 7 年(1538 年)・永禄 7 年(1564 年)：北条氏と里見氏が覇権を争った国府台合戦の舞台となった。 |
| 江戸時代 | 六所神社があり、「六所の森」とも呼ばれた。 |
| 明治 19 年(1886 年) | 陸軍教導団が国府台に置かれ、国府台公園付近は練兵場となる。 |
| 第二次世界大戦後 | 戦後、軍施設跡地は大学・病院など、練兵場跡は運動施設として整備された。 |
| 昭和 25 年(1950 年) | 野球場竣工 |
| 昭和 28 年(1953 年) | 陸上競技場竣工 |
| 昭和 31 年(1956 年) | 市川市　都市計画　運動公園　6・4・1　国府台公園として都市計画決定 |
| 昭和 48 年(1973 年) | 市民体育館竣工 |
| 平成 18 年度<br>（2006 年度） | 市川市スポーツ振興基本計画の策定 |
| 平成 26 年度<br>（2014 年度） | ・北東部スポーツタウン基本構想の策定<br>・北市川運動公園の整備構想が示される。あわせて、国府台公園の再整備に向けた検討の必要性が示される。 |
| 平成 28 年度<br>（2016 年度） | ・市川市スポーツ振興基本計画見直し<br>基本目標として「スポーツをする空間・場所の確保、充実」が示される。 |
| 平成 29 年度<br>（2017 年度） | ・都市公園法　市川市都市公園条例の改正<br>・北側隣接地の交換の合意など国府台公園の再整備を推進する環境が整った。 |

## （2）国府台公園の概況

| | | |
|---|---|---|
| 公園名称 | 国府台公園（スポーツセンター） | |
| 都市計画 | 市川市　都市計画　運動公園　6・4・1　国府台公園<br>当初決定：昭和 31 年（1956 年）　　計画決定面積：7.3ha　供用面積：7.3ha | |
| 所在地 | 市川市国府台 1 丁目 6-4 | |
| 施設利用時間 | 午前 9 時から午後 9 時まで（月曜日と祝日の翌日は午後 5 時まで） | |
| 閉場日 | 毎月最終月曜日（祝日の場合は、前週の月曜日）、年末年始 | |
| 施設概要 | 【陸上競技場】（S28 竣工）直線 7 レーン、曲線 6 コース 1 周 400m トラック、観客席 1,300 席、夜間照明（日本陸上連盟 4 種公認）、幅跳び、砲丸投げ、トラック競技等でも使用可。 | |
| | 【野球場】（S25 竣工）野球場 1 面、スコアボード（電子式）、観客席あり<br>1 月から 3 月までの期間は、芝生養生期間のため使用不可。<br>（現在は夜間照明設備なし） | |
| | 【テニスコート】<br>ハードコート 3 面（休場中） | |
| | 市民体育館（S48 竣工） | 【第一体育館】<br>ハンドボールコート 1 面（もしくはバスケットコート 2 面、バレーボールコート 4 面、バドミントンコート 8 面、卓球 26 台）、観客席 1,068 席、放送設備、冷暖房設備 |
| | | 【第ニ体育館】<br>バスケットコート 1 面（もしくはバレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面、卓球 12 台）、冷暖房設備 |
| | | 【柔道場】柔道場　畳敷き（357 平方メートル）、冷暖房設備 |
| | | 【剣道場】剣道場　板張り（357 平方メートル）、冷暖房設備 |
| | | 【トレーニング室】（フリーウエイト、筋力トレーニングマシン、エアロバイク等） |

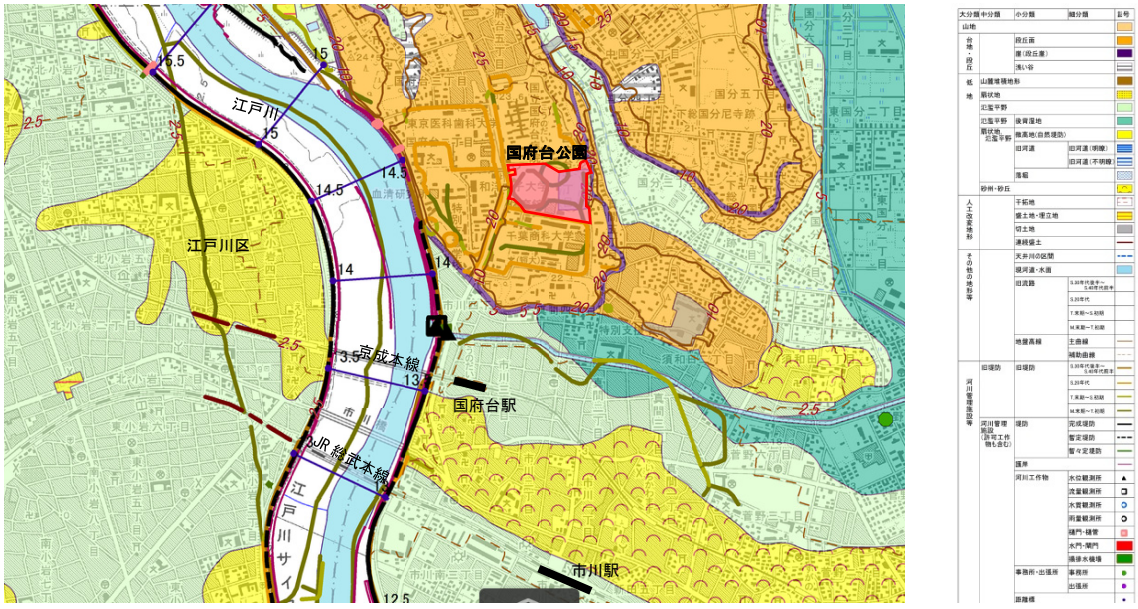



図　地形分類図　　出典：国土地理院ウェブサイト *http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/fc_index.html*）

## 6.2 課題と計画策定の背景

野球場は昭和 25 年、陸上競技場は同 28 年、体育館は同 48 年の竣工であり、これまで必要に応じた改修工事は実施しているものの、経年劣化対策や機能性向上が必要であるほか、園内通路や広場といった都市公園としての自由空間、緑地空間の不足等の課題が残されている。

なお、かねて指摘されていた駐車場不足については、北市川運動公園（テニスコート 12 面）を整備したことにより、機能移転となったテニスコートを駐車場として整備することで一定の解消を図った。

このような状況において、平成 29 年度の都市公園法改正により、これまで厳しく規制されていた公園内に設ける運動施設の割合が緩和できたこと、併せて千葉商科大学との土地交換により敷地面積の拡大とともに形状整理が可能となったことから、この度、公園全体の再整備を計画するに至ったものである。

## 6.3 本計画の位置づけ

本計画は、「市川市スポーツ振興基本計画」に定める基本施策の実施計画となるものであり、国府台公園の再整備に関して、基本的な考え方を示したものである。

## 6.4 計画の視点・方針

公園やスポーツセンターを長期間閉鎖しないこと、これまでの改修実績を活かすことを前提に、市民のスポーツや憩い、交流の拠点となる公園づくりを目的として、以下の点を基本方針とする。

- 野球場、陸上競技場、体育館、北側児童公園の位置を変更しない
- 整備済みの駐車場を活用する
- 北側、南側の園内通路は、従来どおり一般解放し、車両通行可とする
- 園内の歩車分離を図る
- 都市公園としての機能（緑地、休憩、散策等）向上を図る
- 各スポーツ施設の機能（設備、バリアフリー等）向上を図る
- 当地の歴史や緑の景観を次世代に継承する
- 災害時の避難機能に配慮する
- 整備工事は、劣化状況及び利用計画を踏まえ、段階的に実施する

## 6.5 現況図・写真



①西側入口看板及び公園案内



②西側緑地及び彫刻



③北側園路



④下総総社跡の大ケヤキ



⑤陸上競技場付近にある記念碑



⑥北側園路



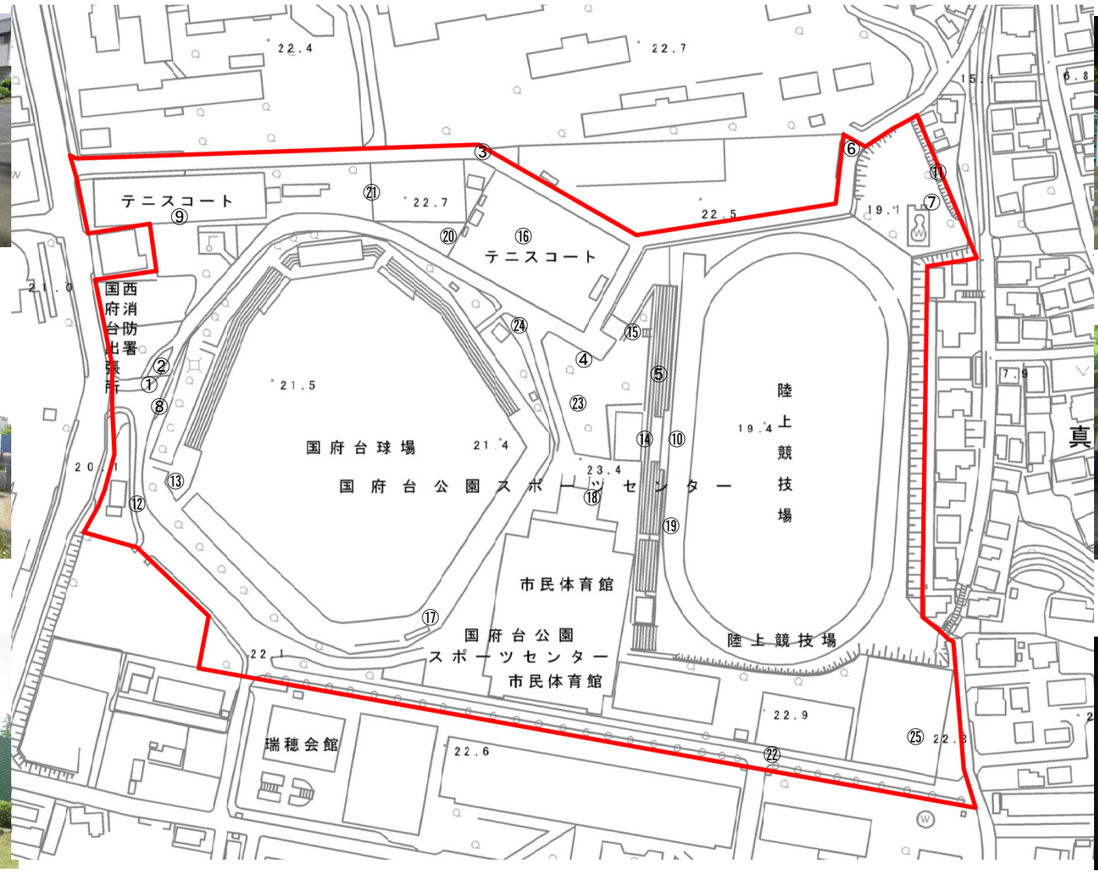
⑦北東側緑地部にあるミニプール



⑧西側入口部の広場



⑨北東側駐車場






⑩陸上競技場スタンド及び管理棟



⑪北東側緑地部にあるトイレ



⑫野球場西側倉庫



⑬野球場西側トイレ



⑯広場兼臨時駐車場（旧テニスコート）




⑰野球場スコアボード




⑭陸上競技場管理棟はスポーツガーデン国府台の事務所となっている



⑮陸上競技場入口



⑱体育館入口



⑲陸上競技場スタンド



⑳野球場北側休憩コーナー



㉑北側駐車場（旧テニスコート）



㉒南側通路



㉓体育館前オープンスペース



㉔野球場北東側トイレ



㉕南側テニスコート（閉鎖）



㉖西側緑地（遊具等あり）

## 6.6 ゾーニング

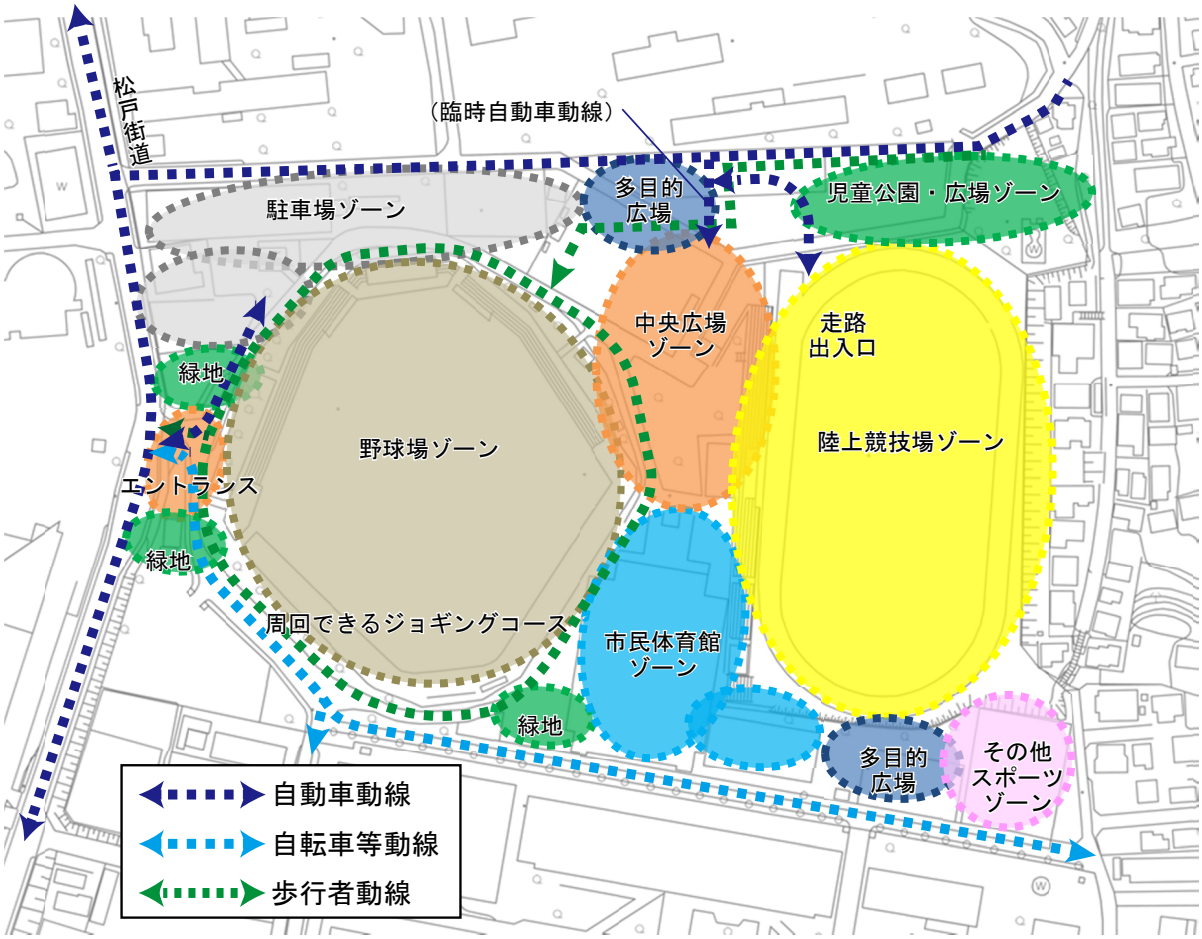
施設規模・配置・水準の検討等を踏まえ、以下の８区分のゾーンを配置する。

### （1）運動施設を配置するゾーン

①野球場ゾーン　②陸上競技場ゾーン　③市民体育館ゾーン　④その他スポーツゾーン

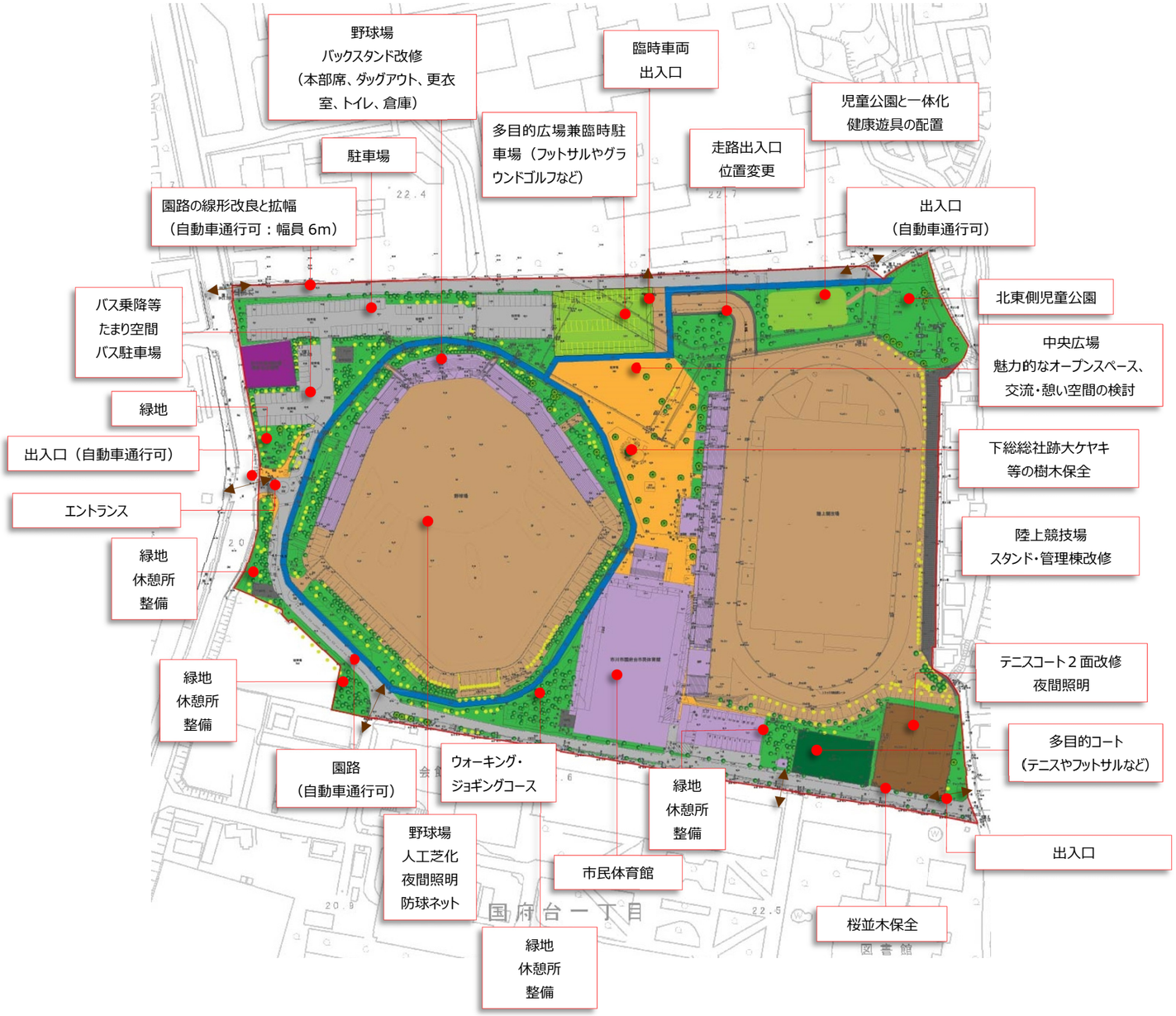
### （2）公園機能を配置するゾーン

⑤緑地・休憩ゾーン　⑥中央広場ゾーン　⑦児童公園・広場ゾーン　⑧駐車場ゾーン



## 6.7 再整備基本計画（案）

### （3）再整備計画図




**■野球場**

・既存施設を基本とし、老朽化したバックスタンドを改修、あわせてスタンド内に更衣室・トイレ等の新規導入の検討、冬季でも利用できるよう人工芝化、夜間照明施設などの整備を行う。

・野球場の周りに、周回できるジョギング／ウォーキングコースの整備を行う。

**■陸上競技場**

・既存施設を基本とし、老朽化した管理棟、スタンド、照明設備を改修する。バリアフリー化を図るものとし、管理用車両や緊急車両が進入可能な車路を設ける。

・管理棟・バックスタンドは、事務所、スタンド下部本部席への接続に配慮し、改修整備を行う。

・走路出入口は、現在の位置を変更し、北側公園内に接続する。なお、管理用車両や緊急車両が進入できるようにする。

**■市民体育館**

・バリアフリー化や避難所機能の充実

・将来的な機能などを基本構想としてまとめる

**■テニスコート**

・近隣住民の利用を考慮して、南東部の２面を改修する。

・砂入り人工芝のコートとする。夜間も利用できるよう、照明を設置する。

・テニスやフットサルなどで活用できる多目的コートを整備する。

**■緑地・休憩施設**

・可能な箇所はできるだけ緑地とし、パーゴラやベンチなど、休憩機能の充実を図る。

**■中央広場**

・運動施設に囲まれた公園中心部を中央広場と位置づけ、既存の樹木等を生かしながら、印象的なオープンスペースや交流・憩いの場の形成を図る。

・市民体育館、野球場、陸上競技場への歩行者・自転車のアクセス動線や自動車の乗降機能にも配慮しながら、ゆとりある空間とする。

**■児童公園・広場**

・運動施設とはせずに、公園利用者の散策、休憩あるいは軽い運動等のための空間として、健康遊具コーナーなどを整備する。

・北東側児童公園は、現在の機能を継続する。

**■駐車場**

・既存の常設駐車場は、継続して常設駐車場として用いる。公園規模から想定される必要駐車台数は、大会開催時は相当数となっており、現状の常設駐車場のみでは不足する。このため、多目的広場兼臨時駐車場を整備する。多目的広場兼臨時駐車場は、フットサルやグラウンドゴルフなどで活用できるよう整備する。

・避難所としての機能に配慮し、芝生等の広場を整備する。

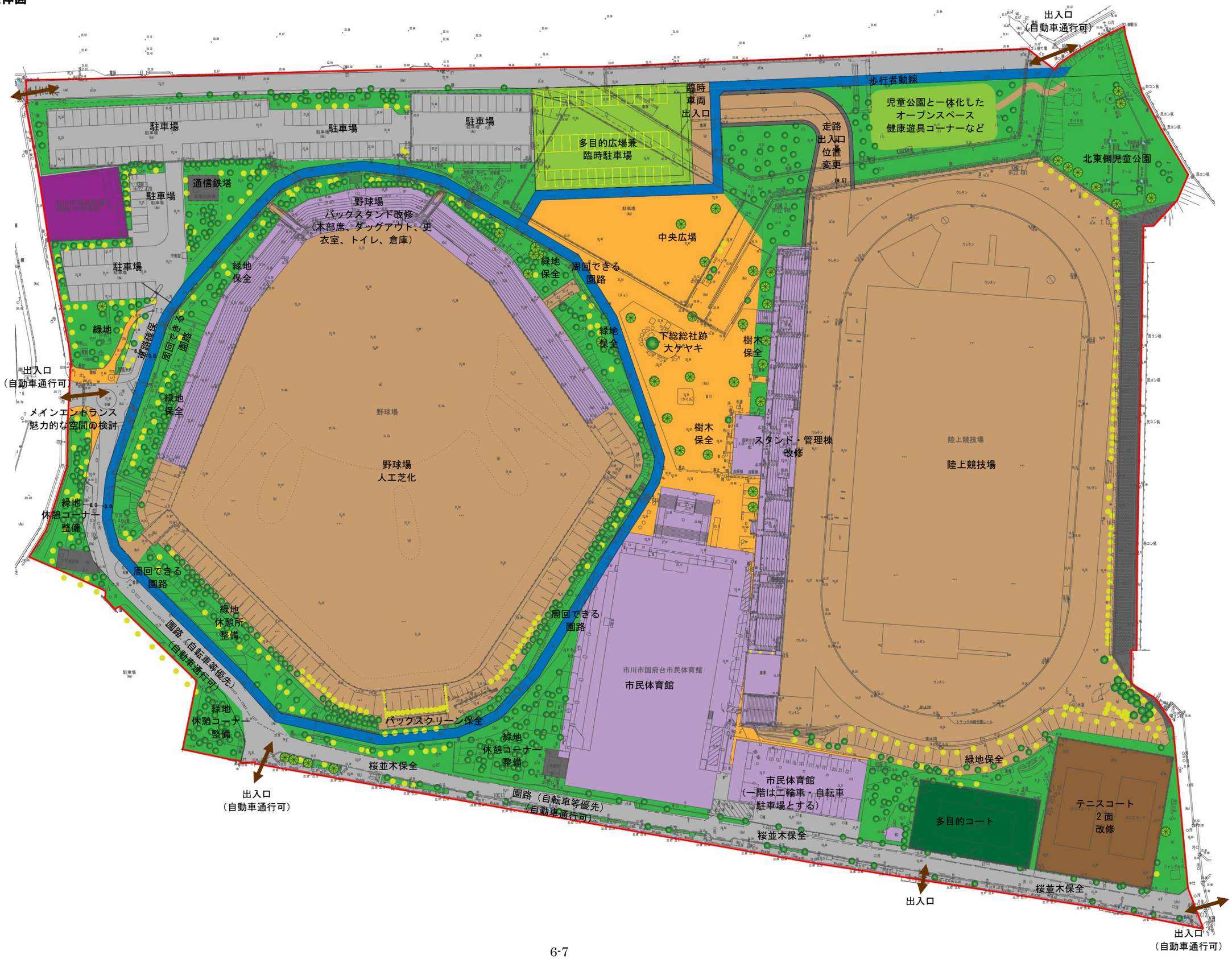
**■エントランス**

・エントランスは、現在の位置から変更なしとするが、案内板や情報表示板などの機能充実を図るとともに、歩行者・自動車・二輪車・自転車の動線を整理する。

**■新規機能の導入**

・カフェ等の憩いの空間を新規機能として整備する。

## （4）再整備全体図


出入口
（自動車通行可）
歩行者動線
駐車場
駐車場
駐車場
駐車場
駐車場
通信鉄塔
多目的広場兼
臨時駐車場
臨時
車両
出入口
走路
出入口
位置
変更
児童公園と一体化した
オープンスペース
健康遊具コーナーなど
北東側児童公園
野球場
バックスタンド改修
（本部席、ダッグアウト、更
衣室、トイレ、倉庫）
中央広場
緑地
保全
緑地
保全
周回できる
園路
緑地
保全
下総総社跡
大ケヤキ
樹木
保全
緑地
周回できる園路
出入口
（自動車通行可）
メインエントランス
魅力的な空間の検討
緑地
保全
野球場
野球場
人工芝化
樹木
保全
スタンド・管理棟
改修
陸上競技場
陸上競技場
緑地
休憩コーナー
整備
周回できる
園路
緑地
休憩所
整備
園路（自転車等優先）
（自動車通行可）
緑地
休憩コーナー
整備
バックスクリーン保全
緑地
休憩コーナー
整備
桜並木保全
出入口
（自動車通行可）
園路（自転車等優先）
（自動車通行可）
周回できる
園路
市川市国府台市民体育館
市民体育館
市民体育館
（一階は二輪車・自転車
駐車場とする）
桜並木保全
緑地保全
テニスコート
2面
改修
多目的コート
出入口
桜並木保全
出入口
（自動車通行可）

## 6.8 ゾーン別再整備計画

### （1）野球場ゾーン

■整備方針

・既存施設を基本とし、老朽化したバックスタンドを改修、あわせてスタンド内に更衣室・トイレ等の新規導入の検討、冬季でも利用できるよう人工芝化、夜間照明施設などの整備を行う。

・野球場の周りに、周回できるジョギング／ウォーキングコースの整備を行う。

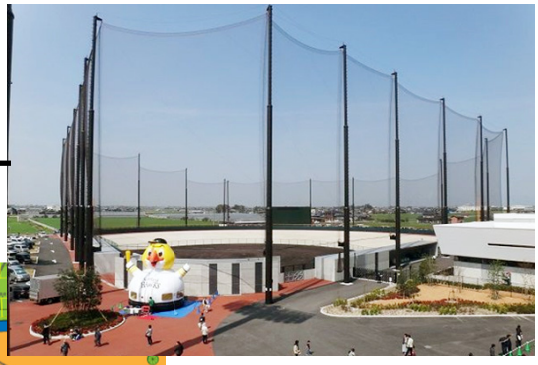
■整備内容

・野球場１面、スコアボード（電子式）、観客席、人工芝、夜間照明設備、バックスタンド（本部席、ダッグアウト、更衣室、トイレ、倉庫）、バリアフリー化を図る

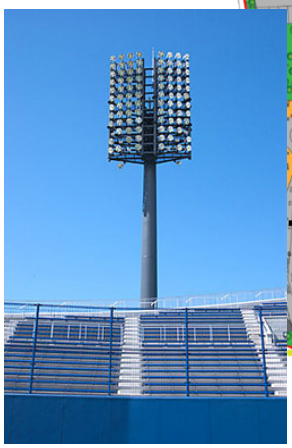
■整備イメージ



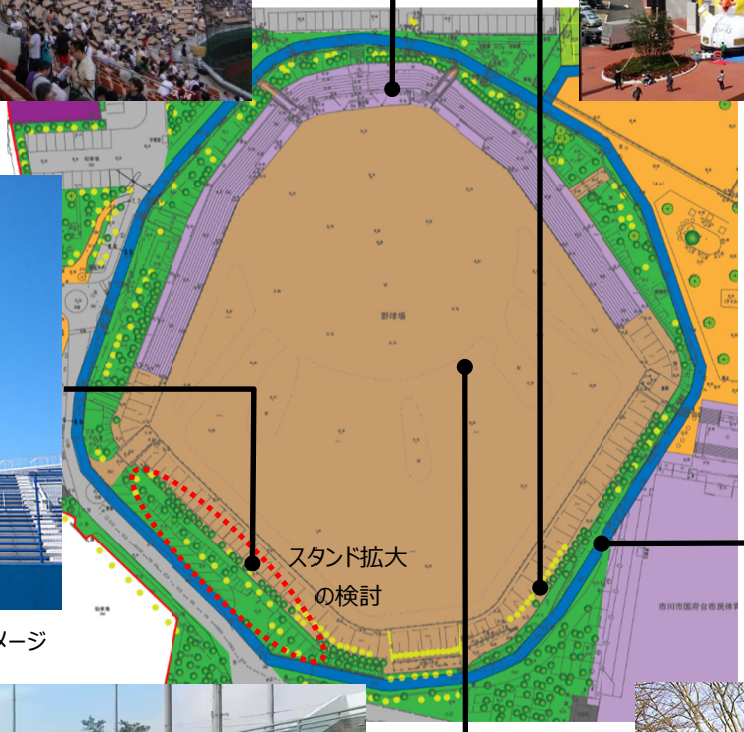
バックスタンド改修
イメージ



防球ネット　イメージ



夜間照明施設　イメージ






野球場の人工芝化　イメージ



周回園路　イメージ

## （2）陸上競技場ゾーン

■整備方針

・既存施設を基本とし、老朽化した管理棟、スタンド、照明設備を改修する。バリアフリー化を図るものとし、管理用車両や緊急車両が進入可能な車路を設ける。

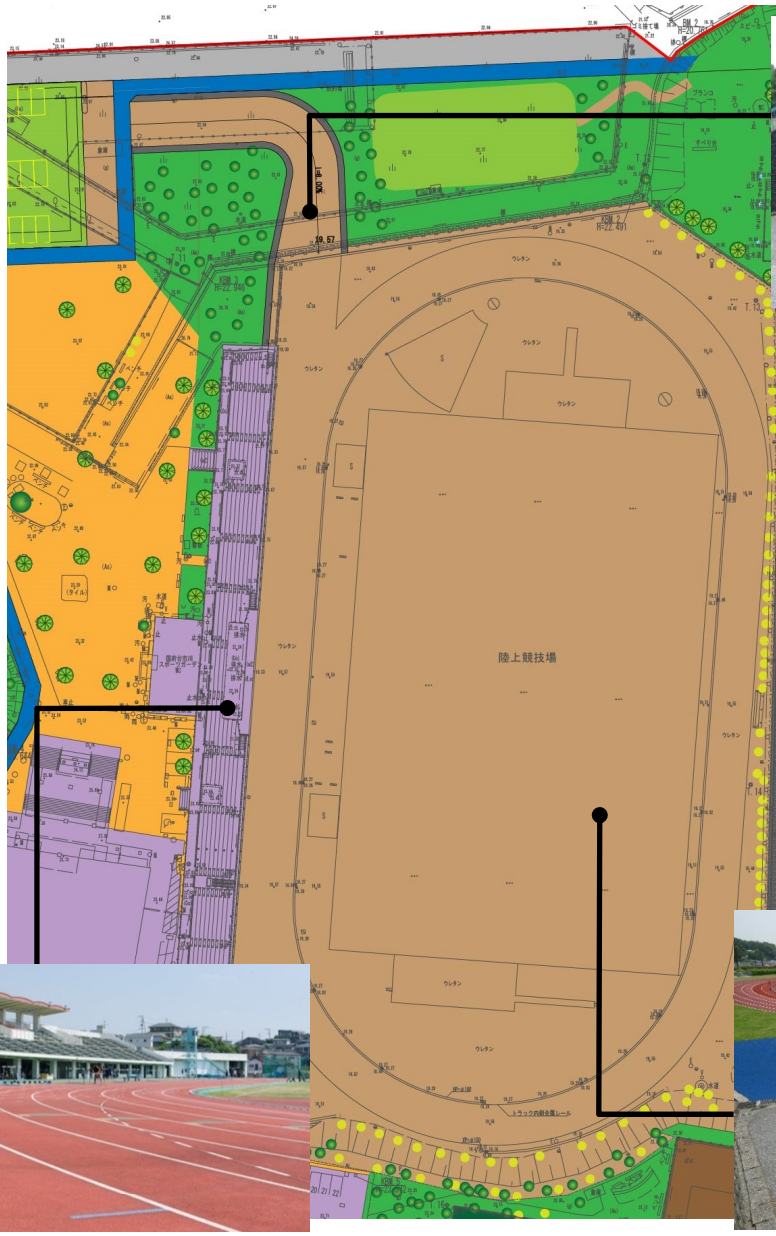
・管理棟・バックスタンドは、事務所、スタンド下部本部席への接続に配慮し、改修整備を行う。

・走路出入口は、現在の位置を変更し、北側園路に直接接続する。なお、管理用車両や緊急車両が進入できるようにする。

■整備内容

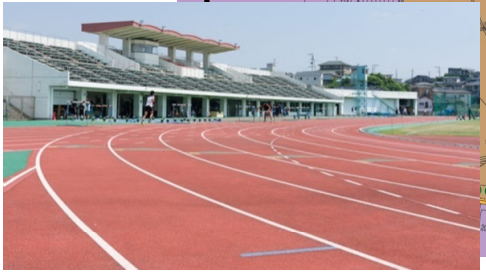
・直線 7 レーン、曲線 6 コース 1 周 400m トラック（日本陸上連盟 4 種公認の維持）、観客席 1,300 席、夜間照明、管理棟（事務所、スタンド下部本部席へ接続）、幅跳び、砲丸投げ、トラック競技等でも使用可。サッカー、ラグビーも可

■整備イメージ






走路出入口　位置変更
（写真は現在の走路出入口）



管理棟改修　イメージ



陸上競技場

### （3）市民体育館ゾーン

■整備方針

・現在の建物を基本として、長寿命化のための施設改修等とあわせ、バリアフリー化や避難所機能の充実等、将来的な機能などを基本構想としてまとめる。

■整備内容

・基本構想として、将来的なあり方を検討する。

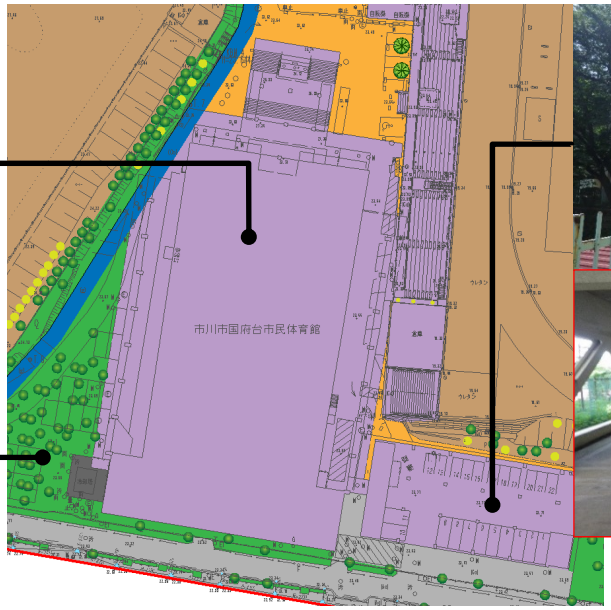
■整備イメージ



第一体育館



緑地および休憩所　イメージ






第二体育館

### （4）その他スポーツゾーン

■整備方針

・近隣住民の利用を考慮して、南東部の２面を改修する。砂入り人工芝のコートとする。夜間も利用できるよう、照明を設置する。

・テニスやフットサルなどで活用できる多目的コートを整備する。

■整備内容

・テニスコート（砂入り人工芝）２面、夜間照明を整備する

・テニスやフットサルなどで活用ができる多目的スペースを整備する。

■整備イメージ



多目的コート（テニスやフットサルができる広さとする）





人工芝のテニスコート　イメージ

児童公園は現状のままとする

## （5）緑地・休憩ゾーン

■整備方針

・可能な箇所はできるだけ緑地とし、パーゴラやベンチなど、休憩機能の充実を図る。

・北東側児童公園は、現在の機能を継続する。

■整備内容

・公園に訪れた方の交流・憩いの場となる機能を整備する。

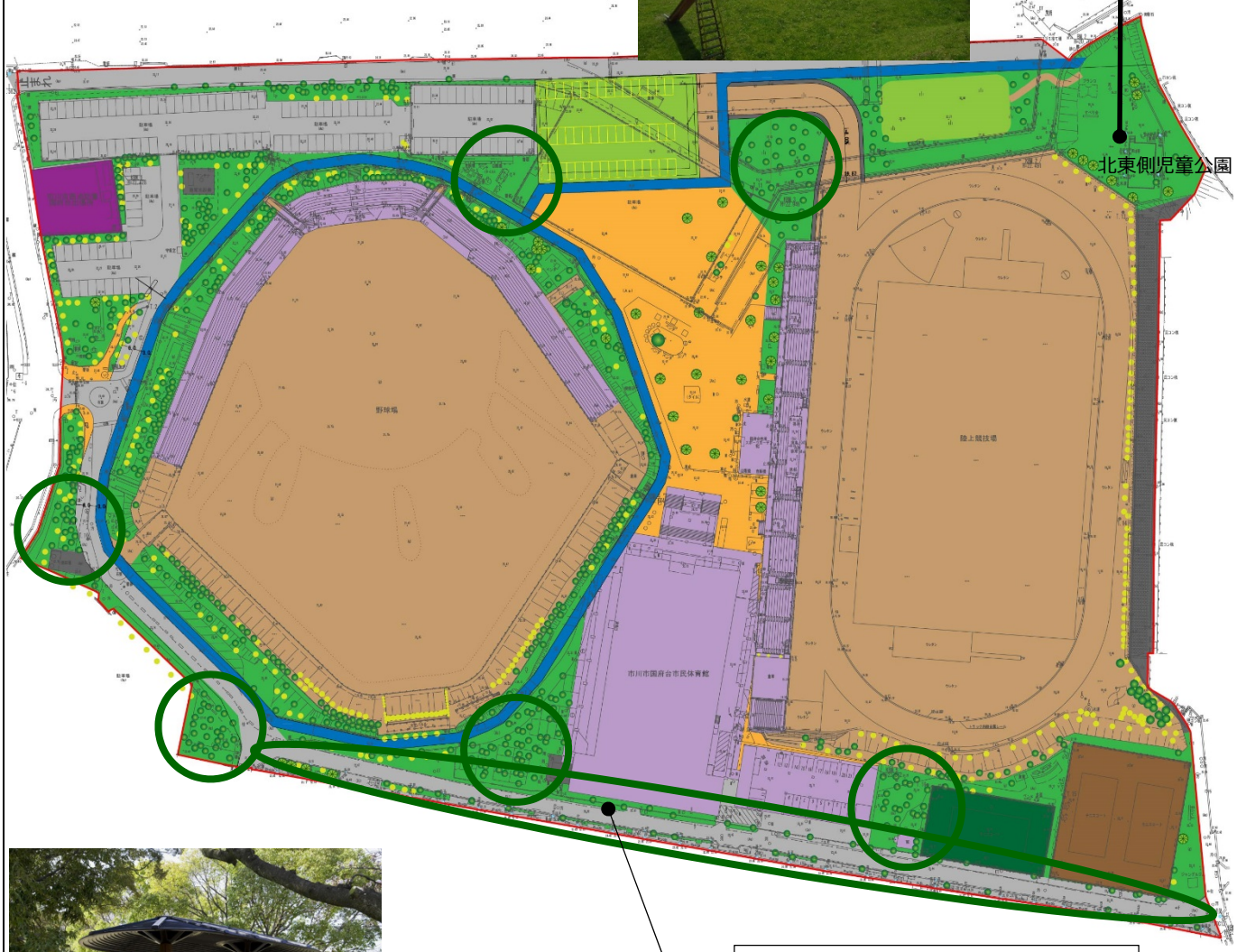
・芝生や植栽を充実させる。

・公園南側の桜並木は計画的に補植する。

■整備イメージ



北東側児童公園
（写真は現在の状況）




桜並木を保全し、計画的に補植する。あわせて、車道の舗装や歩道、照明などの環境整備に取り組む



緑地および休憩所　イメージ

※緑丸が緑地・休憩機能の充実を図る箇所

## （6）中央広場ゾーン

■整備方針

・運動施設に囲まれた公園の中心部を中央広場と位置づけ、既存の樹木等を生かしながら、印象的なオープンスペースの形成を図る。
・市民体育館、野球場、陸上競技場へ歩行者・自転車のアクセス動線や自動車の乗降機能にも配慮しながら、ゆとりある空間とする。

■整備内容

・中央広場として、イベントの活用や交流・憩いの場となるオープンスペースを確保するとともにカフェ等の憩いの空間を整備する。雨水の浸透に考慮した舗装材を用いる。また、広域避難場所として利用されることを前提とした広さを確保する。
・臨時駐車場として利用できる多目的広場を整備する。
・各施設へアクセスする園路を整備する。
・広場の不定形の空間等を利用した（臨時）駐輪場スペースを設ける。

■整備イメージ






既存樹木を活かした整備を図る（写真は下総総社跡の大ケヤキ）



多目的広場兼臨時駐車場（フットサルやグラウンドゴルフなど）

イベントでの活用や市民の交流・憩いの広場として有効活用が図れる場所として、機能充実（公園内カフェの設置も検討）



公園内カフェ　イメージ



樹木保護と休憩機能を兼ねたベンチイメージ



空間舗装　イメージ

### （7）児童公園・広場ゾーン

■整備方針

・運動施設とはせずに、公園利用者の散策、休憩あるいは軽い運動等のための空間として、健康遊具コーナーなどを整備する。

・北東側児童公園は、現在の機能を継続する。

■整備内容

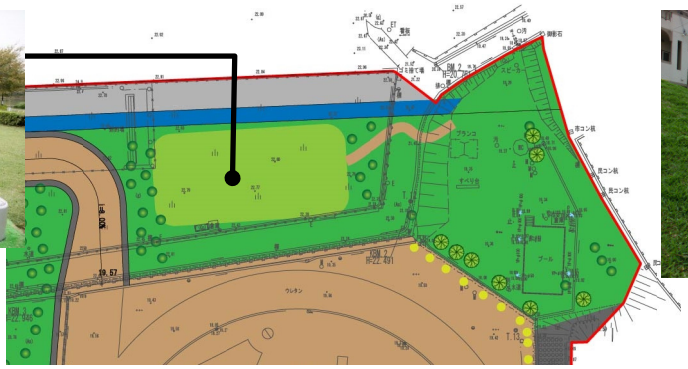
・子どもの遊びスペース、健康遊具コーナーなど、様々な用途で活用できるオープンスペースを整備する。

・北東側児童公園とつながりを持った空間として整備する。斜面部には大型滑り台、階段等の設置を検討し、歩行者動線を確保するとともに、空間をつなぐ機能を持たせる。

■整備イメージ



健康遊具コーナー　イメージ





大型滑り台　イメージ

### （8）駐車場ゾーン

■整備方針

・既存の常設駐車場は、継続して常設駐車場として用いる。公園規模から想定される必要駐車台数は、大会開催時等は相当数となっており、現状の常設駐車場のみでは不足する。このため、多目的広場兼用の臨時駐車場を整備する。多目的広場兼臨時駐車場は、フットサルやグラウンドゴルフなどで活用できるよう整備する。

・避難所としての機能に配慮し、芝生等の広場を整備する。

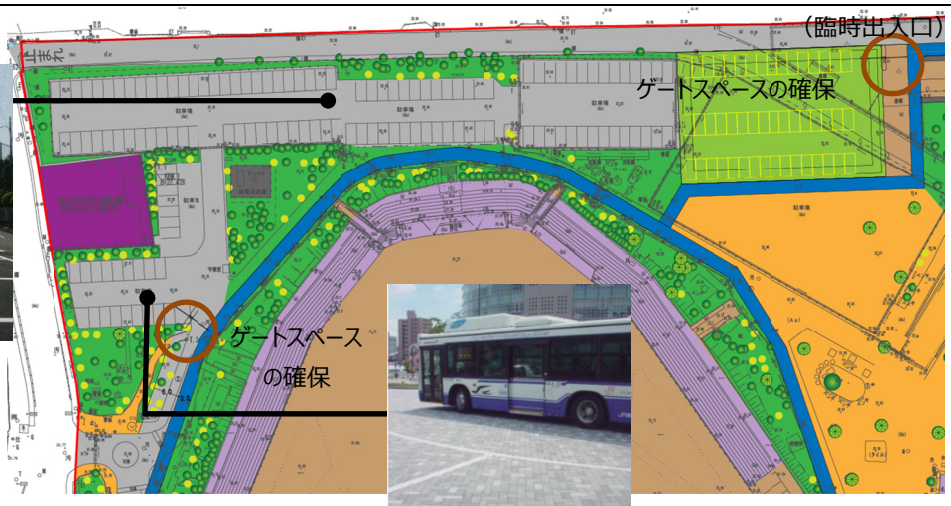
■整備内容

・既存の駐車場を活用する。駐車場入口にはゲートスペースを確保する。

■整備イメージ



駐車場（写真は現在の駐車場）






バス臨時駐車場　イメージ

## （9）エントランス

■整備方針

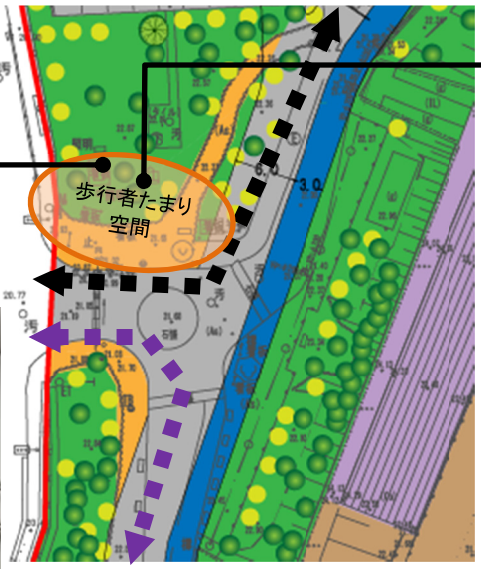
・エントランスは、現在の位置から変更なしとするが、案内板や情報表示板などの機能充実を図るとともに、歩行者・自動車・二輪車・自転車の動線を整理する。

■整備内容

・大会の開催等の施設利用等がわかる情報表示板、公園全体の案内板、園名板などを整備・更新し、案内機能の充実を図る。

・歩行者／自動車／二輪車・自転車の動線を整理し、安全に利用できるようにする。

■整備イメージ

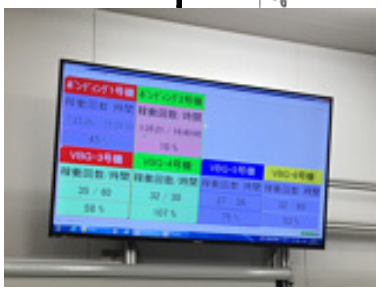






総合案内板　イメージ

（当地の歴史や文化についても記載）



情報表示板　イメージ

（LED 表示板）

歩行者動線

自転車等（二輪車･自転車）動線

自動車動線

# 第 7 章　市民体育館基本構想

市民体育館は、昭和 48（1973）年竣工の建物であり、築 45 年経過（2019 年 2 月現在）している。国府台公園（スポーツセンター）再整備基本計画の一環として、施設を取りまく現状等を踏まえ、体育館の規模や諸室、機能等を検討し、概略の平面図を作成し、概算工事費を検討する。

## 7.1 今後の方向性

市民体育館の機能見直しにあたっては、以下の観点からの現状を踏まえ、今後の方向性を設定する。

### （1）建物及び設備の耐用年数

・建物の耐用年数は、鉄筋コンクリート造の建築物の耐用年数は一般的に約 60～65 年程度とされているが、市民体育館は既に 45 年が経過し、平成 20（2008）年の耐震改修工事の実施からも 10 年が経過している。

・設備については、全体的に老朽化が進んでおり、特に給排水管は著しく、改修による取り換え工事が困難な状況となっている。

【建物及び設備の耐用年数の観点からの方向性】

⇒建物の耐用年数も残年数が短くなってきており、また設備についても改修が困難な状況でもあることから、建替えを検討することが望ましい。

### （2）都市公園法における運動施設の面積比率

・都市公園法に定められている運動施設の面積比率の参酌基準 50%に対して、現在は市川市都市公園条例で上限を 60%まで引き上げている状況である。

・市川市北東部スポーツタウン基本構想では、運動施設の面積比率 50%を達成することとしている。

【都市公園法における運動施設の面積比率の観点からの方向性】

⇒運動施設の面積比率 50%未満を達成するため、市民体育館においても機能の見直しを行うことによって、効率的な利用と面積の削減を検討することが必要である。

### （3）防災拠点としての機能

・市民体育館は、地域の避難所に位置づけられている。避難所としての安全性については、耐震改修工事などによって構造・非構造部材の改修が実施されている。

・一方、避難所としての機能性については、建物の断熱性や居住性、災害時対応の設備、災害用備蓄倉庫の設置など改善すべき点がある。

【防災拠点としての機能の観点からの方向性】

⇒耐震改修等により安全性は確保されているものの、避難所としての機能性については、十分に確保できている状況とはいえないことから、建物の更新時に検討する必要がある。

### （4）建物の事業費

・市民体育館の事業費については、今後、改修工事を行ったとしても、建物の耐用年数後に建替え工事を実施する必要があり、短期間に続けて工事を行う必要がある。

・また、建替えと改修の概算事業費を比較すると、改修は建替えの約 7 割を占めることとなる。（7.4 市民体育館基本構想の概算工事費　P7-10　参照）

【建物の事業費の観点からの方向性】

⇒建物の耐用年数を考慮すると、公園再整備の実施状況を踏まえ建替えを検討することが望ましい。

○上記の観点を踏まえ、市民体育館のにおける今後の方向性を以下のように設定する。

**○当面（10 年程度）は、現在の建物を維持しつつ継続して利用**
**○公園の再整備、野球場や陸上競技場の改修状況を踏まえつつ建替えの内容を検討**

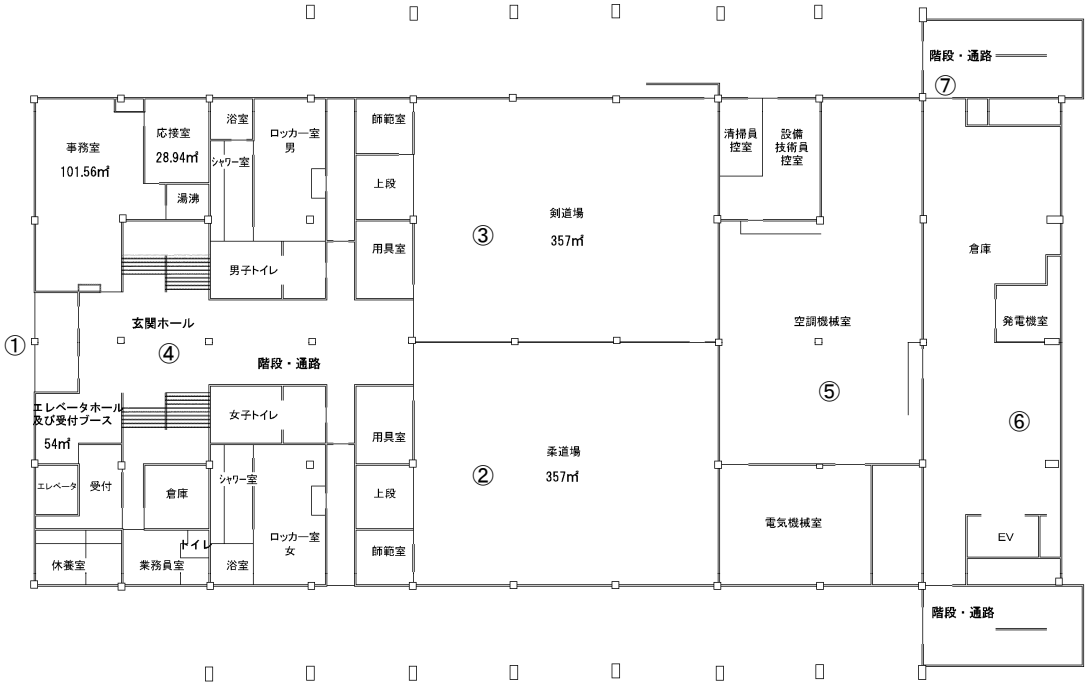
## 7.2 現状と課題

### （1）現況建築物の概要

| | | |
|---|---|---|
| 構造種別 | | 鉄筋コンクリート造、鉄骨造 |
| 耐火 | | 耐火建築物 |
| 階数 | | 地上 3 階 |
| 建築面積 | | 4320.6 ㎡ |
| 延床面積 | | 8142.78 ㎡<br>（1 階 2357.2 ㎡、2 階 3870.01 ㎡、中 3 階 217.27 ㎡、3 階 1698.3 ㎡） |
| 【第一体育館】 | 競技場<br>（二階） | ハンドボールコート 1 面（もしくはバスケットコート 2 面、バレーボールコート 4 面、バドミントンコート 8 面、卓球 26 台）、観客席 1,068 席、放送設備、冷暖房設備 |
| | 柔道場<br>（一階） | 柔道場　畳敷き（357 平方メートル）、冷暖房設備 |
| | 剣道場<br>（一階） | 剣道場　板張り（357 平方メートル）、冷暖房設備 |
| | トレーニング室<br>（三階） | フリーウエイト、筋力トレーニングマシン、エアロバイク等 |
| | その他 | 事務室、トイレ（男女別、3 箇所）、エレベーター、器具庫、倉庫、各種控室、機械室　等 |
| 【第二体育館】 | | バスケットコート 1 面（もしくはバレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面、卓球 12 台）、冷暖房設備 |

○建築物の平面図、現況写真

・第一体育館　一階






①１階入口



②柔道場



③剣道場




④１階玄関ホール



⑤機械室

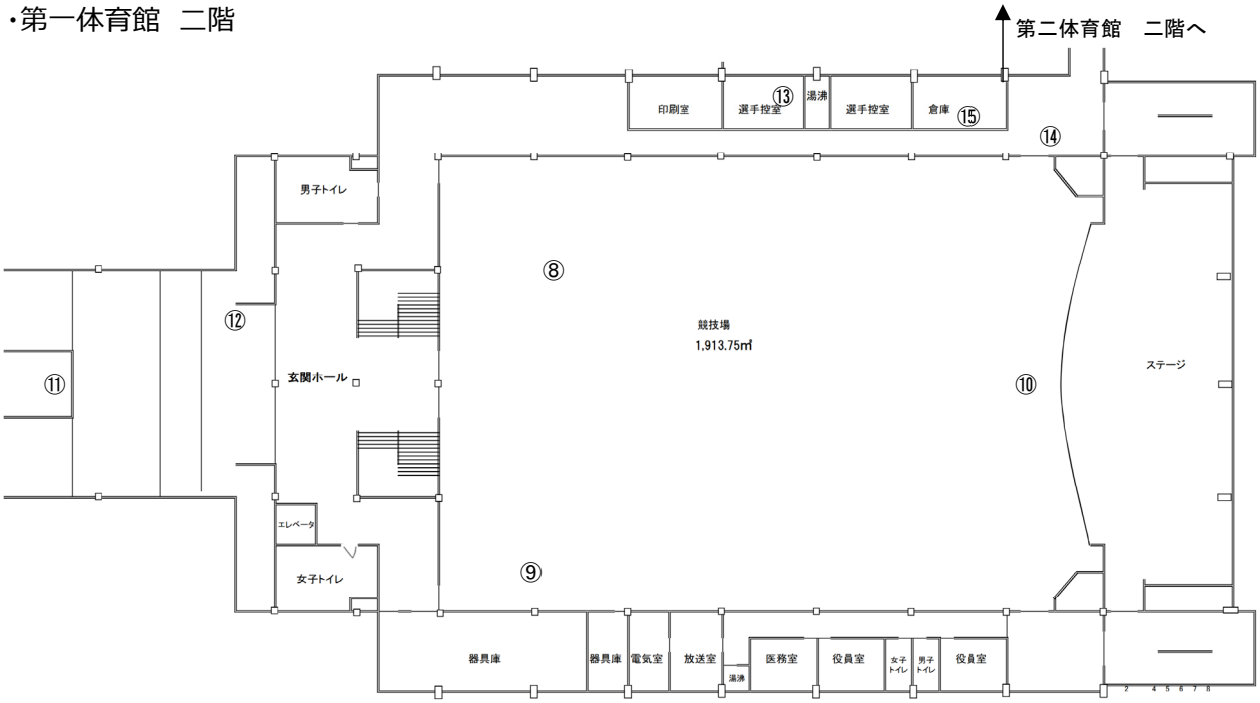


⑥倉庫



⑦１階階段スペース

・第一体育館　二階

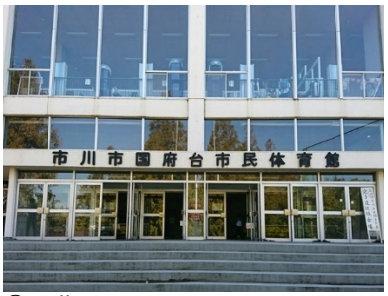




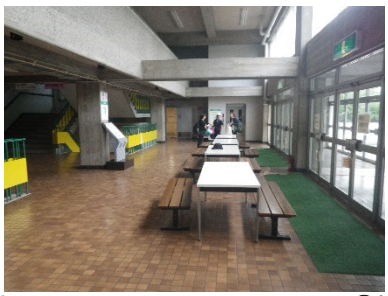
⑧競技場


⑨競技場２

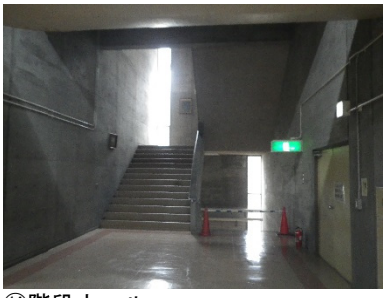

⑩ステージ



⑪２階入口

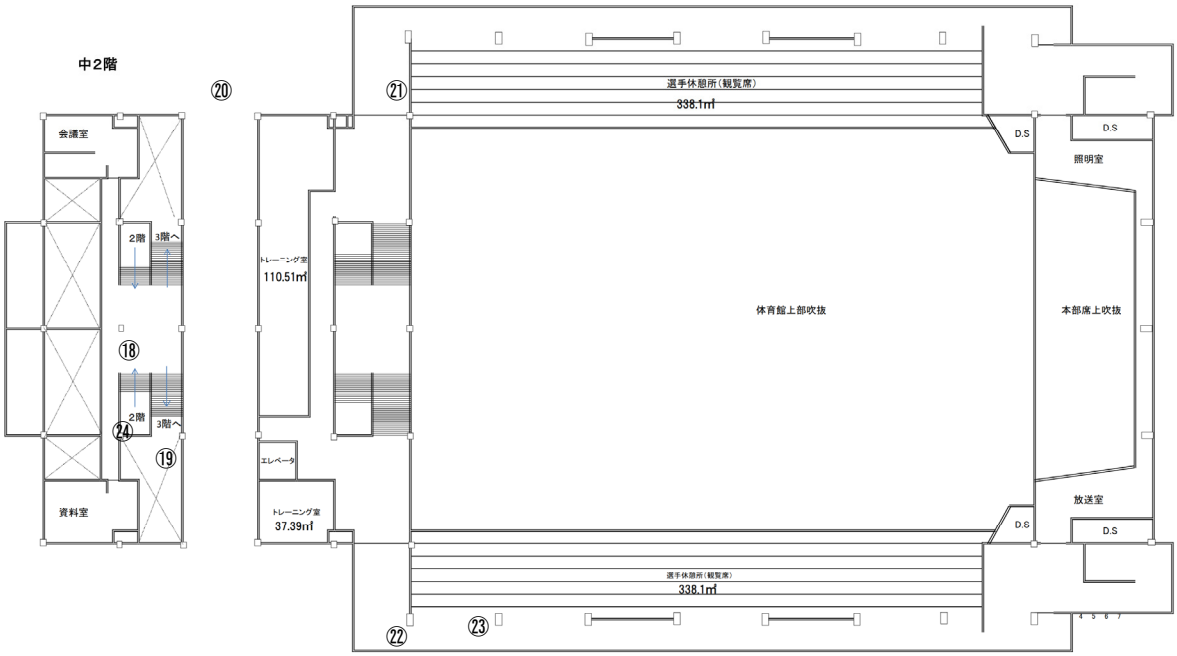

⑫２階玄関ホール

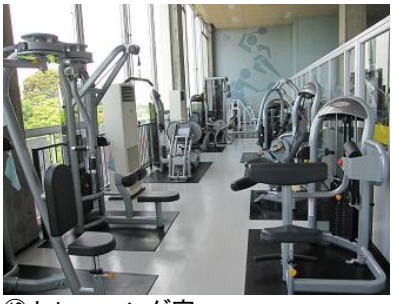

⑬控室


⑭階段ホール


⑮第二体育館への通路

・第一体育館　三階



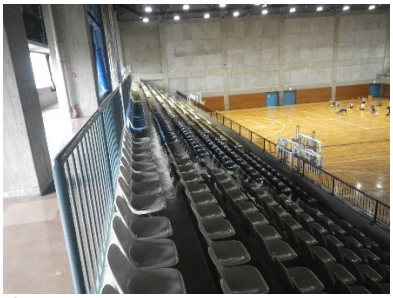
⑱トレーニング室



⑲トレーニング室外観



⑳スロープ



㉑選手休憩所（観覧席）



㉒観覧席背後の通路

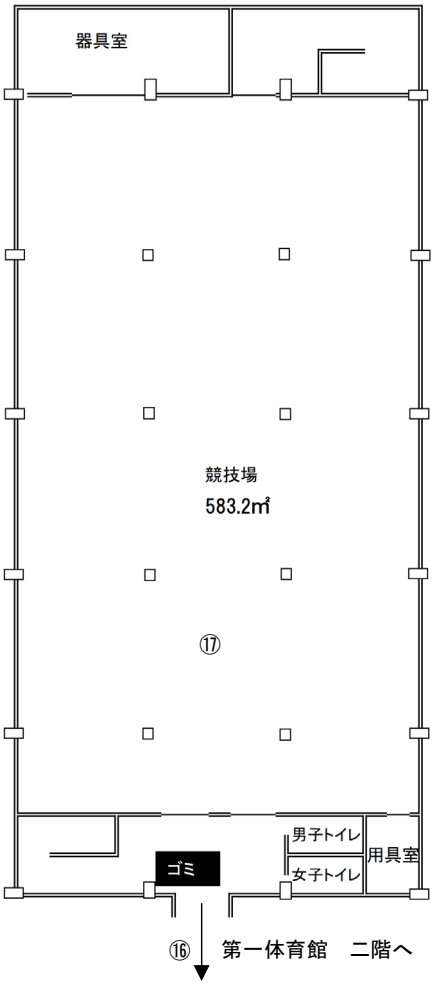


㉓耐震補強の状況



㉔エレベーター

・第二体育館　二階






⑯第二体育館入口



⑰第二体育館競技場

## （2）現状・課題等

＜現状＞

・市民の健康志向の高まりにより、施設需要は高い。一方、将来的な人口減少を踏まえて、平成 42（2030）年におけるスポーツ施設の延べ床面積は、5%削減とされている（「市川市公共施設等総合管理計画」より）。
・各種競技大会や競技団体の練習、運動教室等で多数利用されており、市民に親しまれている。
・トレーニング室は利用の多い施設であるが、狭い空間に多数の機器が配置されるとともに、分散して配置されている。
・ステージがあるが、近年ではイベント開催や式典等といったステージ利用はされていない（文化会館等、市内の他の施設が充実したためと考えられる）。
・玄関ホール（一階、二階）や通路には、机や椅子が並べられており、雑然とした印象となっている。
・受付・事務室や倉庫等、業務機能に対応するスペースが分散するとともに、階段下スペースが備品置場に利用されるなど、室内に収まらなくなっている。
・国府台の高台に位置する大規模施設であり、すべての災害種別に対応する避難所として指定されている（「市川市地域防災計画」より）。
・エレベーターおよびスロープにより、概ねバリアフリー化が図られているが、一部バリアフリー化が図られていない、多目的トイレがないなど、未対応の箇所が残っている。
・外観等に目立った損傷や破損は見られないが、築年数から想定すると構造・躯体や設備の老朽化が進行していると考えらえる。

＜課題＞

・運動施設としての機能の維持・充実が求められる。
・トレーニング室は不足していると考えられ、スペースの拡大や機能の集約化が求められる。
・ステージの需要は少ないと考えられるため、他の機能への転換が考えられる。
・利用者の競技場等へのアクセス動線と、交流・休憩機能のためのスペースが重なっており、必要スペースが不足していると考えられる。
・業務機能に対応するスペースの拡大や集約化が求められる。
・避難所として利用されることを前提とした、防災機能の充実が必要であると考えられる。
・改修に合わせて、より一層のバリアフリー対応の推進が求められる。
・改修にあたっては、事前に十分な調査を実施し、予防保全的な修繕も行い、構造・躯体の長寿命化を図ることが必要と考えられる。
・電気設備、空調設備等の環境に配慮した設備の更新が必要と考えられる。

＜市民意見＞

・太陽光発電施設の設置、貯水施設などにより、災害時の避難所機能の充実が求められている。
・屋内プールの設置を要望する意見が挙げられている。

## 7.3 市民体育館基本構想

現在の市民体育館の現状・課題等を踏まえ、市民体育館の建替えの基本方針を以下のとおり設定する。

■市民体育館　建替えの基本方針

○公園全体の施設率を考慮し、また、50%に近づけるよう配慮する。

○競技場、柔道場、剣道場、トレーニング室は現状の機能を維持する。

○受付・事務所、倉庫等、業務機能に対応するスペースを機能別に集約し、利用しやすい施設とする。

○第 2 体育館については、必要機能を考慮した上で、無くす方向とする。

○新体育館の屋上は、フットサルやテニスコートの利用を想定し、平面的な施設機能の移転を図る。

○避難所としての利用を前提とした、以下の対応を図る。

・屋上や壁面の断熱性能の向上等、居住性の向上

・停電や断水時にも対応できる設備の検討（非常用自家発電装置、耐震性貯水槽の設置等）

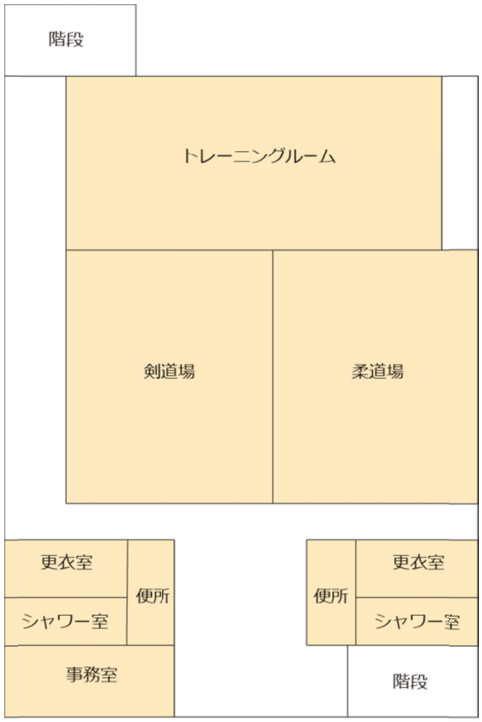
・災害用備蓄倉庫設置の検討

○市民から要望のある屋内プールについては、北東部スポーツ施設における整備を予定していることから、新体育館の機能としては導入しないこととする。

○バリアフリー対応として、段差の解消、多目的トイレの設置を図る。

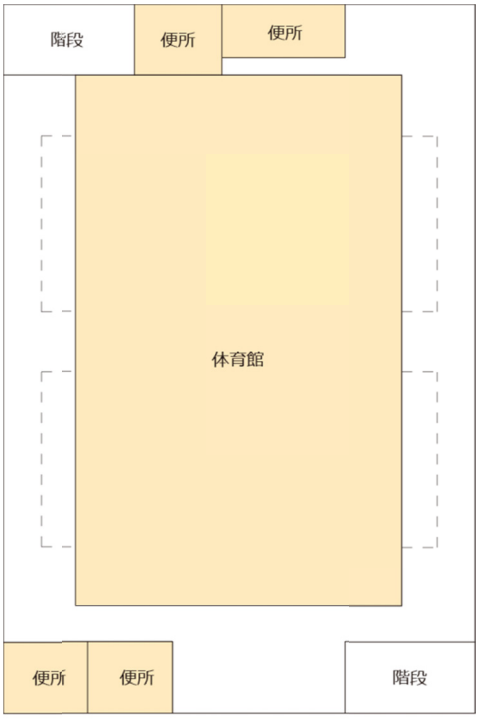
○LED 照明や効率的な空調システムの導入など、環境負荷の低減を図る。

基本方針の実現を想定した市民体育館の機能配置として、各階計画図案を作成した。



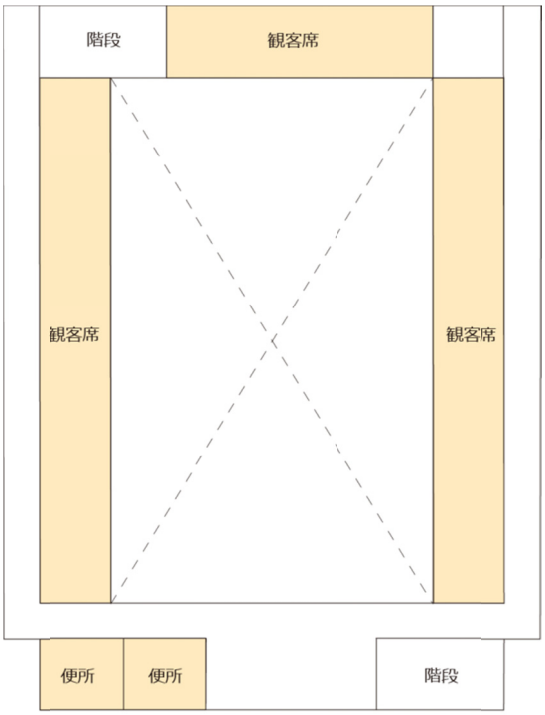

1階計画図

1階には、トレーニングルーム、剣道場、武道場、更衣室とシャワー室及び事務室を配置する




2階計画図

2階は体育館とし、必要な倉庫等を周囲に確保する




3階計画図

3階は2階体育館の観覧席等を配置する




屋上計画図

屋上は、テニスコート（２面）やフットサル場（１面）の利用が可能な構造とする

## 7.5 市民体育館基本構想実現へ向けた留意点

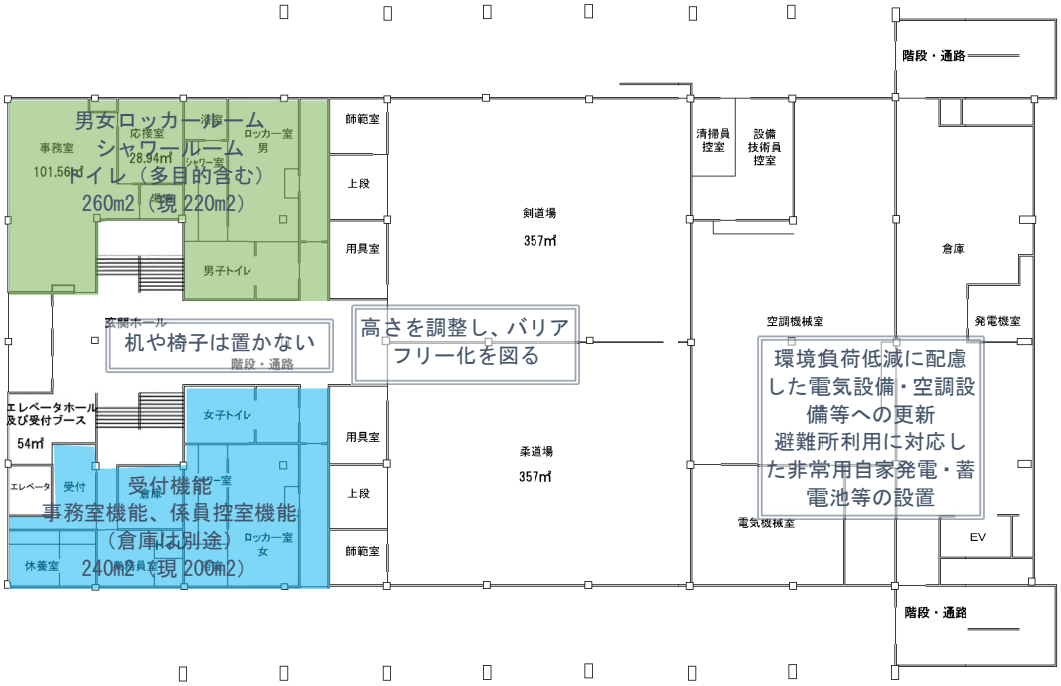
○市民体育館の建替えについては、次年度以降に策定する市民体育館基本計画の中で、上位関連計画との整合性等も検討のうえ、決定することとする。

○詳細決定にあたっては、「公共施設等総合管理計画」に基づいた「個別施設計画」に位置づける必要がある。

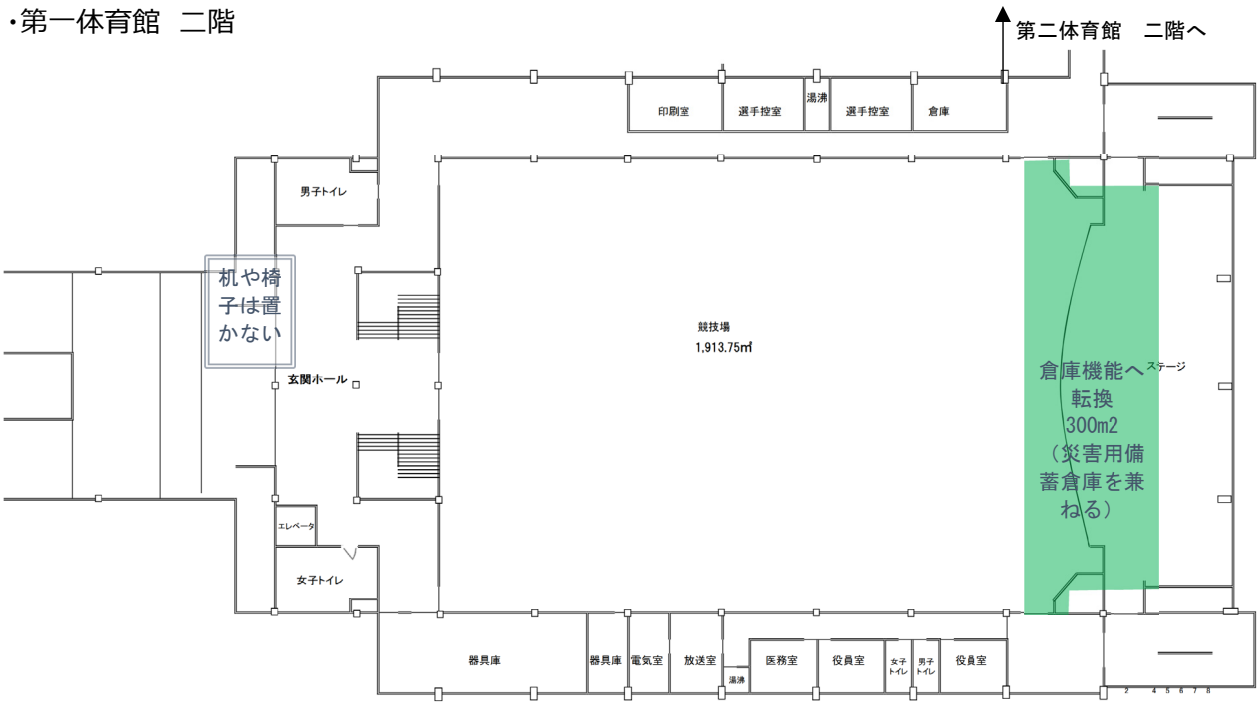
○防災関係諸施設の施設詳細決定にあたっては、防災関係部署との調整が必要である。

【参考】市民体育館 改修案

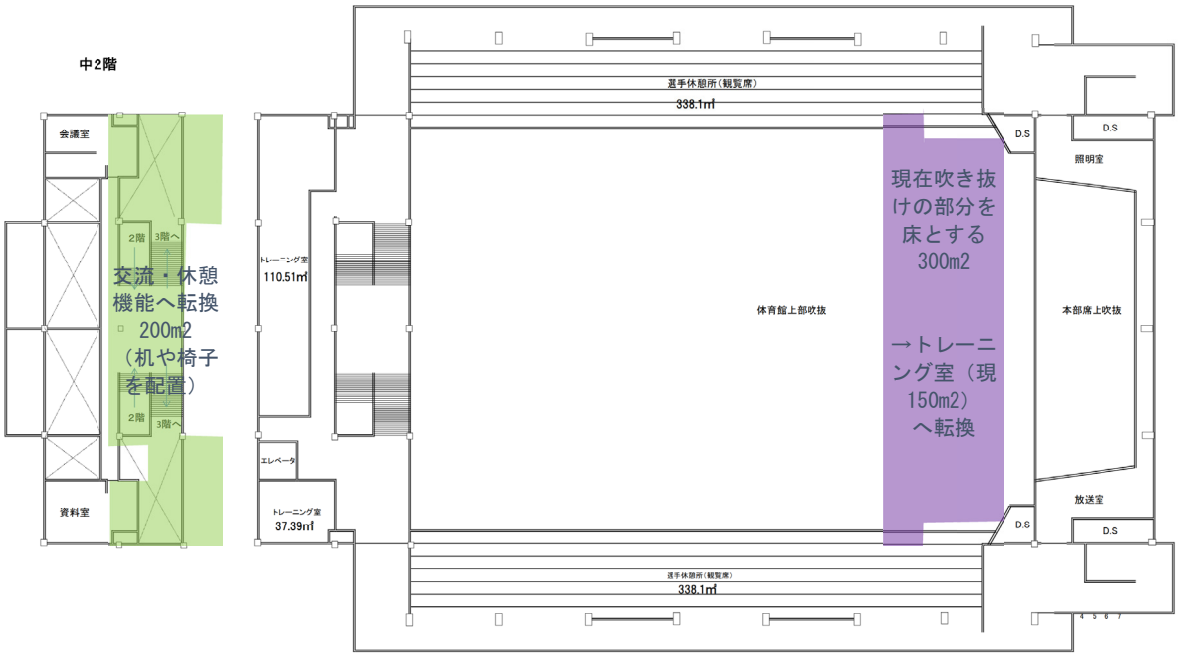
・第一体育館　一階



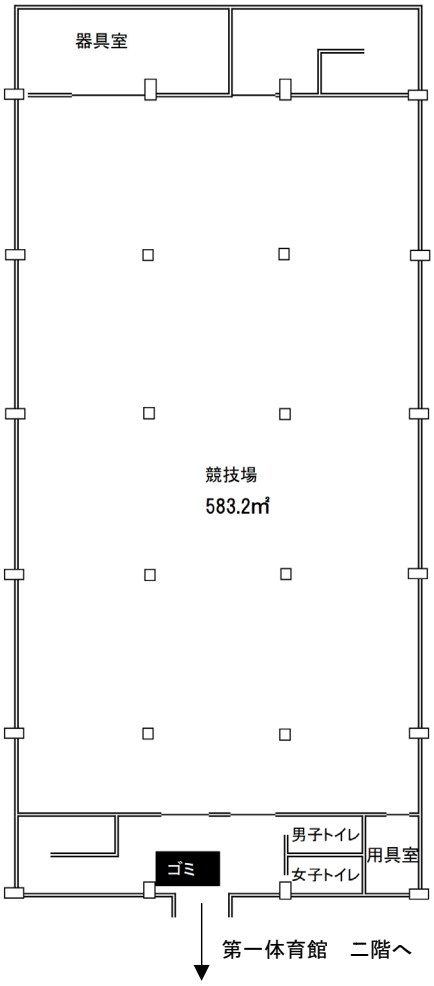

・第一体育館　二階



・第一体育館　三階




・第二体育館　二階




＜平面図記載以外の改修項目＞

- 屋上防水の更新
- 壁面の補修、断熱性能の向上（窓等の建具の更新を含む）
- 断水時にも給水できる設備（公園内への耐震性貯水槽の設置）
- LED 照明への入れ替え
- 効率的な空調システムの導入
- 屋上への太陽光発電パネルの設置